第４期高知県地域福祉支援計画

誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会

令和６年３月

高知県

ごあいさつ

　本県では、保健医療福祉の各分野の課題解決に真正面から取り組むため、平成22年２月に「日本一の健康長寿県構想」を策定し、毎年ＰＤＣＡサイクルによるせさくの検証を行いながらバージョンアップを図ってまいりました。

福祉分野においては市町村の地域福祉を支援するため、平成23年３月に「高知県地域福祉支援計画」を策定し、本県が抱える様々な福祉課題の解決に向けて、「高知型福祉」をはじめとした取り組みを進めてまいりました。

この結果、本県独自のあったかふれあいセンターや子育て世代包括支援センターが県下に広く整備され、ちゅうさんかん地域を中心に支え合いの仕組みづくりが進むなど、一定の成果が現れております。

　その一方で、全国的なしょうし高齢化や生産年齢人口の減少といった大きな流れに加えて、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域のつながりや支え合いの力が弱まり、孤独孤立が社会問題化しています。加えて、「はちまるごーまる問題」や「ヤングケアラー」など、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が難しい複雑化・複合化した課題も顕在化しています。

こうした課題に対応するため、県では、令和４年度より「高知型地域共生社会」の実現に向けた取り組みを開始いたしました。具体的には、分野を超えたたきかん協働型の包括的な支援体制づくりを行政主体の「たて糸」として、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として、取り組みを推進しているところです。

令和６年３月に策定した「第５期にっぽんいちの健康長寿県構想」においても、「地域で支え合う医療福祉介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化」や、「こどもまんなか社会の実現」といった主要な施策をより一層推進するため、分野横断的な政策の柱として「高知型地域共生社会の推進」を新設したところです。

　あわせて、こんぱん策定しました「第４期高知県地域福祉支援計画」においても、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げました。

　第４期計画では、この理念のもと、各市町村の「たて糸」、「よこ糸」の取り組みが、地域住民の皆様や社会福祉法人をはじめ、民間企業団体などの多様な主体の参画のもと、一層効果的に実践できるよう分野を超えて支援することとしています。

このように、「第５期にっぽんいちの健康長寿県構想」と「第４期地域福祉支援計画」を一体てきに推進することで、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指してまいります。

「高知け」の一員である県民の皆様がたにおかれましても、本県の取り組みに、これまで以上にご理解、ご参画いただきますよう、心からお願い申し上げます。

　最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました高知県社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和６年３月

高知県知事　はまだ　せいじ

次の見開きの２ページでは、第４期高知県地域福祉支援計画の概要(第４期計画の基本事項)が示されています。

また、次の見開きの２ページでは、第４期高知県地域福祉支援計画の概要(目指すべき姿と具体的な方策)が示されています

目次

第１章：第４期計画の基本事項と策定の背景

Ⅰ：計画の基本的な事項：1ページ

Ⅰの１：計画の理念と目指す姿：1ページ

Ⅰの２：法令等の根拠：5ページ

Ⅰの３：計画期間：5ページ

Ⅰの４：計画の性格と位置付け：5ページ

Ⅰの５：計画の目的：6ページ

Ⅰの６：計画の基本項目：7ページ

Ⅰの７：計画の推進体制：7ページ

Ⅱ：計画の策定背景：9ページ

Ⅱの１：高知県の現状と課題：9ページ

かっこ１：人口減少・しょうし高齢化の進行：9ページ

かっこ２：地域の支え合いの力・地域活動：10ページ

かっこ３：高齢化に伴う諸課題：11ページ

かっこ４：障害者福祉における課題：12ページ

かっこ５：子ども子育てにおける課題：13ページ

かっこ６：生きづらさや困難を抱える人たちへの支援：14ページ

かっこ７：ちゅうさんかん地域の現状と暮らしの確保：18ページ

かっこ８：災害じ要配慮者対策：18ページ

Ⅱの２：第３期計画に基づく取り組みの主な成果とバージョンアップ：19ページ

かっこ１：第３期計画に基づく取り組みの主な成果：19ページ

かっこ２：取り組みの成果課題と第４期計画へのバージョンアップ：20ページ

第２章：高知型地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進に係る目指すべき姿と具体的な方策

Ⅰ、「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり（「たて糸」の取り組み）：22ページ

Ⅰの１：市町村におけるた機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進：22ページ

Ⅰの２：高齢者、障害者への支援：34ページ

かっこ１：高知版地域包括ケアシステムの深化推進：34ページ

かっこ２：総合的な認知症せ策の推進：38ページ

かっこ３：障害等の特性に応じた切れ目ない支援体制の推進：43ページ

Ⅰの３：こどもまんなか社会の実現：45ページ

かっこ１：安心して妊娠出産子育てできる体制づくりの更なる強化：45ページ

かっこ２：厳しい環境にある子どもたちへの支援：48ページ

Ⅰの４：生きづらさや困難を抱える人たちへの支援：53ページ

かっこ１：生活困窮者への支援：53ページ

かっこ２：ひきこもりの人等への支援：57ページ

かっこ３：自殺予防対策の推進：60ページ

かっこ４：依存症対策の推進：64ページ

かっこ５：権利擁護の取り組みの推進：67ページ

かっこ６：様々な困難を抱える女性への支援：73ページ

かっこ７：再犯防止対策の総合的な推進：75ページ

Ⅰの５：防災減災対策の推進：77ページ

かっこ１：災害じ要配慮者支援対策の着実な推進及び実効性の向上：77ページ

かっこ２：被災者の自立・生活再建支援対策の推進：80ページ

Ⅱ、「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり（「よこ糸」の取り組み）：82ページ

Ⅱの１：つながりを実感できる地域づくり：82ページ

Ⅱの２：高齢者、障害者の地域活動の推進：89ページ

かっこ１：高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり：89ページ

かっこ２：障害のある人もない人も安心して暮らすことができる地域づくり：93ページ

かっこ３：障害の特性に応じて安心してはたらける体制の整備（農福連携の推進含む）：95ページ

Ⅱの３：住民参加型の子育て支援の推進（こどもまんなか社会の実現）：100ページ

Ⅱの４：民生委員児童委員活動や民間事業者と連携した地域の見守り活動などの充実：103ページ

Ⅱの５：社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの推進：105ページ

Ⅱの６：防災減災対策と地域福祉活動との一体てきな推進：107ページ

かっこ１：自主防災の組織づくりと活動の促進：107ページ

かっこ２：災害ボランティアセンターの活動支援：109ページ

Ⅱの７：人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透：111ページ

Ⅲ、「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり：113ページ

Ⅲの１：福祉教育の推進：113ページ

Ⅲの２：福祉介護人材の確保対策の推進と介護現場の生産性の向上：116ページ

Ⅲの３：地域における生活基盤の充実：120ページ

かっこ１：あったかふれあいセンターの整備と機能強化：120ページ

かっこ２：ちゅうさんかん地域の集落機能の維持と支え合い活動：124ページ

かっこ３：居住に課題を抱える人への横断的な支援：127ページ

Ⅲの４：利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保：129ページ

かっこ１：適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり：129ページ

かっこ２：共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開：131ページ

Ⅲの５：福祉分野におけるデジタル化の推進：133ページ

Ⅲの６：地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体てきな推進：137ページ

＜巻末資料＞

　・第３期高知県地域福祉支援計画（令和２から令和５年度）の数値目標の達成状況

　・第４期高知県地域福祉支援計画（令和６から令和９年度）の取組目標

　・地域共生社会関連の政策の変遷

　・第４期高知県地域福祉支援計画、策定経過

　・高知県社会福祉審議会、委員

第１章：第４計画の基本事項と策定の背景

Ⅰ：計画の基本的な事項

Ⅰの１：計画の理念と目指す姿

【計画の理念】：誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会

目指す姿：県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

全国より先行して本格的なしょうし高齢化・人口減少社会に突入し、ちゅうさんかんちいきを多く抱える本県では、核家族化やデジタル技術の進展による人と人との接触機会の減少なども相まって、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。

さらに、はちまるごーまる問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題が増加するなど、従来の介護や子育て、障害、住まい、生活困窮といった縦割りの支援では対応できないケースが顕在化しています。

こうした生きづらさや困りごとは、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近なかた、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、何らかの理由で本人が相談や手続きをすることが難しかったり、課題解決を自らあきらめてしまい、社会から孤立してしまう状況に陥ることは少なくありません。

こうした中、2018（平成30年４月せこうの改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複雑な「地域生活課題」について、①、住民や福祉関係者による把握及び、②、関係機関との連携による解決が図られることを目指すため、市町村の包括的な支援体制の整備が努力義務化されました。

また、2021（令和３年４月せこうの改正社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行うべきということが規定されたところです。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第４条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

１ページの注釈

※１：はちまるごーまる問題

80代の親が、50代のひきこもりの子どもを支える世帯

※２：ヤングケアラー

一般的に、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的におこなっているこどものこと」とされており、年齢に見合わない責任や負担の重さにより、学校への遅刻や欠席が増えたり、勉強の時間がとれない、友達と遊ぶ時間がないなど、学業や友人関係などに影響が出ると言われている

※３：地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える支えられる」という一方的な関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2ページ

さらに2023（令和5年5月には、日常生活などで孤独を覚えたり、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある方への支援などに関する取り組みについて、その基本理念、国などの責務などを定める「孤独孤立対策推進法」が成立しました。

これにより、地方公共団体は同法第４条で「孤独孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じたせ策を策定し、及び実施する責務」を有し、第15条で「孤独孤立対策地域協議会」の設置を努力義務とすることが明文化されました。この協議会については、地域共生社会の実現を目指す社会福祉法に基づく、重層的支援体制整備事業の中の支援会議などを活用しながら運営していくことが想定されています。

国で議論されている全世代型社会保障を構築する上においても、孤独孤立などの誰にでも起こり得る課題に対しては、生活に身近な地域において、誰もがつながり、支えあえる地域共生社会の実現が求められています。

＜「高知型地域共生社会」の推進＞

本県においても、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立や顕在化する複合課題などに対応するため、2022（令和４年度から本格的に高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みをスタートしました。

具体的には、誰一人制度の狭間に陥ることがないよう、まずは分野を超えた、た機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として進めます。さらに、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに対応するため、「つながり」を実感できる地域づくりを、地域主体の「よこ糸」として進めます。この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす地域共生社会の拠点として、あったかふれあいセンターを活用しながら、一人ひとりの力をつなげて、地域でともに支え合う「高知型地域共生社会」の実現を目指します

図は、高知型地域共生社会の「たて糸」「よこ糸」の展開イメージです。

３ページ

(補足）

「高知型地域共生社会」の「たて糸」は、県や市町村による支援体制の整備や公的支援に加え、社会福祉法人や民間企業などが提供する制度サービスも含む概念として、「行政主体」としています。「よこ糸」は、社会福祉法人や民間企業団体、NPO法人、地域住民等、様々な主体の参画による地域貢献・地域活性化の取り組みとして、「地域主体」としています。なお、制度サービスとしての「たて糸」の中にも、内容的には「地域づくり（よこ糸）」に近い内容が含まれることがあります。（補足おわり）

また、同年10月には高知県、すべての市町村、すべての社会福祉協議会による共同宣言を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

写真は令和４年10月30日「高知け地域共生社会推進宣言」の様子を写したものです。

高知け地域共生社会推進宣言（令和4年10月30日）

高知けの一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるよう、人と人、人と社会が相互につながり、支え合う『地域共生社会』の実現に向けて、次のとおり宣言します。

１：どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくりに取り組みます。

２：誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくりに取り組みます。

３：住民が主体となった支え合いの地域づくりを後押しします。

さらに、2023年10月には、42の民生委員児童委員協議会と、56の民間企業団体がこの共同宣言に参画し、オール高知で取り組む機運が高まっています。

写真２枚は令和５年10月７日「高知け地域共生社会推進宣言」の様子です。

４ページ

この「高知型地域共生社会」の取り組みを進めていくための視覚的なメッセージとして、

2023年10月に、「高知け地域共生社会シンボルマーク」を県民投票で決定しました。県民みんながお互いに寄り添い支え合うことで、安心して暮らし続けることができる「高知け地域共生社会」の実現につながることを、「こうち」の文字で表現しています。

このシンボルマークを各種公表資料や講演資料のほか、名刺や封筒などに活用していくことで、オール高知で取り組む機運を高めたいと考えています。

下に、高知け地域共生社会シンボルマークがあります。

第４期高知県地域福祉支援計画（以下、「第４期計画」という。）では、これまで取り組んできた「高知型福祉」を継承発展させる形で、「高知型地域共生社会の実現」を、分野横断的な目標として掲げます。

その上で、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げ、各分野の取り組みを推進することで、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指します。

なお、この高知型地域共生社会の取り組みは、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（ＳＤＧず：Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ Ｇｏａｌｓ、以下、ＳＤＧずという。）」の理念である「誰一人取り残さない社会の実現」と方向を同じくするものです。そのため、この第４期計画においても、ＳＤＧずに掲げる17の目標と関連付けてせ策を推進します。

図はＳＤＧずの17の持続可能な開発目標のアイコンを示しています。

４ページの注釈

※４：高知型福祉

「子どもから高齢者、障害者など年齢や属性を問わず、すべての県民が住み慣れた地域で、安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域をつくる」を理念とし、2009（平成21年から取り組んできた本県独自の取り組み。特にちゅうさんかん地域における制度サービスの隙間をうめるという観点から、①、高知型福祉の拠点として、あったかふれあいセンターを整備、②、地域福祉を担う人材の育成、③、市町村地域福祉計画の策定の推進の３本ばしらで取り組みを推進

５ページ

２：法令等の根拠

本計画は、社会福祉法第108条に基づく法定計画です。

【社会福祉法第108条第１項（抜粋）】

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条：都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項としてつぎに掲げる事項を一体てきに定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し､共通して取り組むべき事項

二：市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三：社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四：福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五：市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

３：計画期間

第４期計画の期間は、2024（令和６年度から2027（令和９年度までの４年間とします。

４：計画の性格と位置付け

本計画は、本県における地域福祉を推進するための基本方針であるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画です。

計画の策定に当たっては、「日本一の健康長寿県構想」など関係する計画との整合性をとることによって、福祉保健医療及び生活関連分野との連携を確保します。

あわせて、高知県社会福祉協議会が策定推進する、高知県地域福祉活動支援計画と一体てきに策定しています。

図は地域福祉支援計画と他計画との関連を図式化したものです。

６ページ

ひょう：関連する計画と計画期間の一覧

福祉全般

地域福祉支援計画、現計画（令和2年度から令和5年度）、改定計画（令和6年度から令和9年度）

子ども子育て分野

子どもの貧困対策推進計画、現計画（令和2年度から令和6年度）

子ども子育て支援事業支援計画、次世代育成支援行動計画、現計画（令和2年度から令和6年度）、

ひとり親家庭等自立促進計画、現計画（平成29年度から令和6年度）

※令和7年度以降は、これら３つの計画を包含した「こども計画」を策定（しゅう期含めて検討）

高齢分野

高齢者保健福祉計画、現計画（令和3年度から令和5年度）、改定計画（令和6年度から令和8年度）

介護保険事業支援計画、現計画（令和3年度から令和5年度）、改定計画（令和6年度から令和8年度）

障害分野

障害者計画、ぜん計画（平成25年度から令和4年度）、現計画（令和5年度から令和11年度）

障害福祉計画・障害児福祉計画、現計画（令和3年度から令和5年度）、改定計画（令和6年度から令和8年度）

ギャンブル等依存症対策推進計画、現計画（令和4年度から令和5年度）

アルコール健康障害対策推進計画、現計画（平成30年度から令和5年度）

※ギャンブル等依存症対策推進計画と、アルコール健康障害対策推進計画は、令和６年度改定時より一体てきに策定（令和６年度から令和11年度）

その他計画等

自殺対策行動計画、ぜん計画（平成29年度から令和4年度）、現計画（令和5年度から令和9年度）

再犯防止推進計画、現計画（令和2年度から令和5年度）、改定計画（令和6年度から令和10年度）

ちゅうさんかん地域再興ビジョン、新規策定（令和6年度から令和9年度）

南海トラフ地震対策行動計画、現計画（令和4年度から令和6年度）、改定計画（令和7年度から令和9年度）

教育等の振興に関するせ策の大綱、現計画（令和2年度から令和5年度）、改定計画（令和6年度から令和９年度）

（参考）第5期にっぽんいちの健康長寿県構想（令和６年度から令和９年度）の４本ばしらの取り組み

目指す姿：県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県

柱Ⅰ：健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

目指す姿：県民が長く健康で生き生きと元気で暮らし続けている

柱Ⅱ：地域で支え合う医療福祉介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化

目指す姿：ちゅうさんかん地域を含め、在宅での生活を希望されるかたが、必要なサービスを受けられる

柱Ⅲ：こどもまんなか社会の実現（子どもたちを守り育てる環境づくりと少子化対策を一体てきに推進）

目指す姿：「共働き・共育て」が定着し、結婚、出産子育ての希望が叶えられ、「孤」育てを感じさせない社会になっている

柱よん：「高知型地域共生社会」の推進（分野横断的な柱として位置付け）

目指す姿：複合課題への対応りょくと地域の支え合いの力が高まり、孤独を感じる人が減っている。

５：計画の目的

この計画の目的は、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県を目指し、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」という理念のもと、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村に通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援を行うことです。

市町村が地域特性や独自性を尊重し、地域住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員児童委員、民間事業者、ＮＰＯ法人、社会福祉団体など多様な主体とともに福祉ニーズや地域生活課題に対応しながら、地域福祉を進めるための取り組みを支援します。

７ページ

６：計画の基本項目

県は、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」という本計画の理念のもと、「高知型地域共生社会」の「たて糸」と「よこ糸」の２本ばしらに、「人づくり・基盤づくり」を３本目の柱として加え、計画を推進します。

１：行政主体の「「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり（「たて糸」の取り組み）」

２：地域主体の「「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり（「よこ糸」の取り組み）」

３、「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり

図は第４期高知型地域福祉支援計画の３本の柱を図式化したものです。

７：計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、せ策などに反映します。

また、取り組みごとに数値目標を定め、高知県社会福祉審議会に実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。

加えて、県の「にっぽんいちの健康長寿県構想推進会議」などにおいて、せ策の進捗管理を行い、じ年度以降のせ策に反映します。

7ページの注釈

※５：民生委員：それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、すべての民生委員は「児童委員」を兼ねる

児童委員：地域の子どもたちが元気に安心してくらせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている

８ページ

図は計画推進体制を図式化したものです。

９ページ

Ⅱ、計画の策定背景

１：高知県の現状と課題

かっこ１：人口減少・しょうし高齢化の進行

本県の人口は1985（昭和６０年以降減少し続け、2023（令和５年10月１日現在の推計人口は、国勢調査が始まった1920（大正９年以降で最少の６６万６千人余りとなり、人口減少の流れに歯止めがかからない状態となっています。

グラフ：高知県の人口推移

ピーク①：昭和30年（1955年）883,000人

ピーク②：昭和60年（1985年）840,000人

令和２年（2020年）692,000人

資料：総務省「国勢調査」「人口推計」「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態調査」、高知県統計分析課「高知県推計人口」

また、しょうし高齢化の進行により、65歳以上の老齢人口が15歳未満人口の３倍以上となっています。生産年齢人口も減少の一途であり、当面、人口減少は避けられない状況にあります。

グラフ：高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移

令和５年10月１日時点で、高知県人口：666,293人、15歳から64歳人口：355,000人、65歳以上人口：242,000人、15歳未満人口：69,000人

生産年齢人口は平成24年から令和４年でマイナス17.4％

高齢者人口増加率は平成24年から令和４年でプラス９％

15歳未満人口は平成24年から令和４年でマイナス20％となっています。

（資料）高知県統計分析課「高知県の推計人口」（令和５年10月１日現在）

10ページ

かっこ２：地域の支え合いの力・地域活動

地域の支え合いの力が弱まったと感じる人の割合は、2014（平成26年から2021（令和３年までの８年間で45.7％から53.9％へ上昇しています。

円グラフ：地域の支え合いのちからについてたずねたもの

平成26年度調査時

強まっていると感じる：4.7％、あまり以前と変わらない：49％、弱まっていると感じる：45.7％、無回答：0.6％

令和３年度調査時

強まっていると感じる：3.7％、あまり以前と変わらない：40.5％、弱まっていると感じる：53.9％、無回答：1.9％

（資料）高知県「県民世論調査」

また、地域活動への参加率も15年間で73.5％から43.2％まで大幅に低下し、地域活動に「参加できない、したくない」と答える人の割合が増加しています。

グラフ：地域活動への参加などについてたずねたものの推移

参加している：平成２１年度：73.5％、平成26年度：63.2％、令和３年度：43.8％、令和５年度：43.2％

ほとんど、全く参加していない：平成２１年度：24.5％、平成26年度：36.2％、令和３年度：54.2％、令和５年度：56％

参加できない、したくない：平成２１年度：9.6％、平成26年度：12.5％、令和５年度：28.3％

（資料）高知県「県民世論調査」

このほか、はちまるごーまる問題やヤングケアラーなど、従来の縦割りの制度サービスでは解決が難しい課題が顕在化しています。地域のつながりや支え合いの力の弱まりにより、こうした課題を抱えるかたが社会的な孤立に陥る可能性が高まっています。

令和５年度の県民世論調査では、約２割（19.3%）のかたが「家族や親類以外に相談する人がいない」と回答しており、社会的孤立に陥るリスクが高い人が一定数存在していると考えられます。

11ページ

かっこ３：高齢化に伴う諸課題

①：高齢者世帯すうの推移

高知県では高齢単身世帯数（独居）、高齢夫婦世帯数ともに、年々増加しています。

グラフ：高知県の高齢者世帯すうの推移

※高齢単身世帯（独居）は、65歳以上の人、一人のみの一般世帯

　高齢夫婦世帯は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの一般世帯

高齢単身世帯数：平成12年度：35,620、平成17年度：40,918、平成22年度：44,773、平成27年度：52,459、令和２年度：55,958

高齢夫婦世帯数：平成12年度：35,071、平成17年度：37,368、平成22年度：38,704、平成27年度：41,847、令和２年度：42,705

（資料）総務省「国勢調査」

②：認知症高齢者数の推移

　本県の認知症高齢者は2035（令和17年まで増え続け、2025（令和７年には65歳以上人口のうち約５人に１人が認知症になると見込まれています。

グラフ：高知県の認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数：平成27年度：37,603、令和２年度：42,087、令和７年度：45,652、令和12年度：48,414、令和17年度：49,099、令和22年度：47,274、令和27年度：44,946

65歳以上人口に占める認知症高齢者数の割合の推移：平成27年度：16％、令和２年度：17％、令和７年度：19％、令和12年度：21％、令和17年度：22％、令和22年度：21％、令和27年度：21％

（資料）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）を元に推計

12ページ

かっこ４：障害者福祉における課題

①：障害福祉サービス利用者の推移

障害のある人の障害特性や支援ニーズが多様化する中、サービスの利用者すうは増加傾向にあります。

ひょう：障害者手帳所持数

身体障害者手帳：平成25年度：44,934、令和５年度：37,062、増減：マイナス17％

療育手帳：平成25年度：5,906、令和５年度：6,827、増減：プラス21.8％

精神障害者保健福祉手帳：平成25年度：3,961、令和５年度：7,218、増減：プラス82.2％

グラフ：障害福祉サービス等の推移

障害福祉サービス等延べ利用者数（平成27年９月）

きょ宅介護等：1,196、入所・グループホーム：2,564、つうしょサービス：4,370

障害福祉サービス等延べ利用者数（令和４年９月）

きょ宅介護等：1,179、入所・グループホーム：2,675、つうしょサービス：4,942

高知県障害福祉課調べ

②：障害のある人への理解

「障害のある人への周りの人の理解」については、県民全体では進んでいると感じているものの、当事者は十分に進んでいるとは感じていない状況にあります。

グラフ：障害のある人への周りの理解について

①：県民の意識

平成24年度62.2％、令和４年度66.7％

②：当事者の意識

平成24年度56.6％、令和４年度53.7％

（資料）①：県民意識調査、②：高知県障害者計画策定に向けたアンケート調査

13ページ

かっこ５：子ども子育てにおける課題

　①：県内の出生数等の推移

これまでの子育て支援策の取り組みにより、合計特殊出生率は全国よりも高い水準で推移しています。その一方で、2022(令和4年)の出生すうは全国最少となりました。この最も大きな要因には若年層（特に女性）の減少があると考えられます。

グラフ：高知県の出生すう・婚姻すう・出生率の推移

出生すう：平成22年：5,518、平成30年：4,559、令和元年：4,270、令和２年：4,082、令和３年：4,090、令和４年：3,721（出生数全国最少）

婚姻すう：平成22年：3,328、平成30年：2,659、令和元年：2,630、令和２年：2,440、令和３年：2,332、令和４年：2,189（過去最少）

出生率（高知）：平成22年：1.42、平成30年：1.48、令和元年：1.47、令和２年：1.43（全国23位）、令和３年：1.45（全国14位）、令和４年：1.36（全国24位）

出生率（全国）：平成22年：1.39、平成30年：1.42、令和元年：1.36、令和２年：1.33、令和３年：1.3、令和４年：1.26

（資料）厚生労働省「人口動態統計」

②：子育て支援関連施設等の推移

びょう児保育や一時預かり等の施設は着実に増加しており、安心して子育てできるサポート体制が充実してきました。また、子育て世代包括支援センターやファミリーサポートセンター、子ども食堂など、地域の子育て資源も拡大しています。

グラフ：びょう児保育・一時預かり・延長保育施設数

一時預かり：平成25年度：34、平成26年度36、平成27年度69、平成28年度89、平成29年度96、平成30年度99、令和元年度102、令和２年度106、令和３年度ひゃくじゅう、令和４年度ひゃくじゅう

延長保育：平成25年度101、平成26年度105、平成27年度139、平成28年度140、平成29年度139、平成30年度141、令和元年度137、令和２年度140、令和３年度140、令和４年度143

びょう児・病後児保育：平成25年度７、平成26年度７、平成27年度７、平成28年度10、平成29年度15、平成30年度16、令和元年度22、令和２年度23、令和３年度25、令和４年度21

（資料）びょう児保育・一時預かり：第２種社会福祉事業届出施設数

延長保育：特定教育・保育施設等運営状況調査

グラフ：子育て世代包括支援センター等の施設数推移

子育て世代包括：設置箇所数、平成27年度：１、平成28年度：５、平成29年度：13、平成30年度：18、令和元年度：20、令和２年度：32、令和３年度：34、令和４年度：37

子育て支援センター：設置数、平成25年度：42、平成26年度：43、平成27年度：44、平成28年度：45、平成29年度：48、平成30年度：52、令和元年度：48、令和２年度：49、令和３年度：49、令和４年度：50

ファミサポ：実施市町村数、平成25年度：１、平成26年度：１、平成27年度：２、平成28年度：３、平成29年度：５、平成30年度：８、令和元年度：10、令和２年度：12、令和３年度：13、令和４年度：13

子ども食堂：設置箇所数、平成27年度：３、平成28年度：20、平成29年度：52、平成30年度：68、令和元年度：77、令和２年度：81、令和３年度：88、令和４年度：102

高知県子育て支援課・子ども家庭課調べ

14ページ

③：子ども家庭総合支援拠点の推移

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が着実に進んでいます。

ひょう：子ども家庭総合支援拠点の設置すうの推移

設置市町村数：令和元年度：２、令和２年度：５、令和３年度：12、令和４年度：20

高知県子ども家庭課調べ

④：社会的養育を必要とする子どもたちの状況

里親の登録者数や里親等への養育の委託率は徐々に拡大しています。

ひょう：里親等委託率等の推移

里親登録数（組）：、平成30年度：78、令和元年度：89、令和２年度：97、令和３年度：118、令和４年度：133

委託児童数（にん）：、平成30年度：69、令和元年度：75、令和２年度：74、令和３年度：91、令和４年度：104

里親等委託率（％）（高知県）、：平成30年度：19、令和元年度：20.3、令和２年度：20.5、令和３年度：24.8、令和４年度：28.8

里親等委託率（％）（全国）、：平成30年度：20.5、令和元年度：21.5、令和２年度：22.8、令和３年度：23.5、令和４年度（未公表）

児童養護施設等（乳児院、児童養護施設）入所児童数（にん）（高知県）、：平成30年度：295、令和元年度：295、令和２年度：287、令和３年度：276、令和４年度：257

高知県子ども家庭課調べ

かっこ６：生きづらさや困難を抱える人たちへの支援

①：生活困窮者支援の状況

2021（令和３）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したかたからの相談が増加しました。また、個別の支援計画である自立支援プランの作成率は上昇傾向にあります。

グラフ：生活困窮者支援の状況

新規相談受付件数：平成29年３月：2,159、平成30年３月：2,147、平成31年３月：2,281、令和２年３月：2,113、令和3年３月：4,899、令和４年３月：3,178、令和５年3月：2,300

自立支援プラン作成率：平成29年３月：11.3％、平成30年３月：14％、平成31年３月：20.1％、令和２年３月：21.1％、令和3年３月：14.6％、令和４年３月：24.5％、令和５年3月：29.5％

高知県地域福祉政策課調べ

15ページ

②：ひきこもり支援の状況

ひきこもりのかたへの支援については、地域のた機関協働による支援体制（市町村プラットフォーム）の整備が進み、新規相談件数も増加傾向にあります。

ひょう：ひきこもり支援の状況

新規相談件数：令和２年度152件、令和３年度284件、令和４年度255件

プラットフォーム設置市町村数：令和２年度10市町村、令和３年度22市町村、令和４年度24市町村

高知県地域福祉政策課調べ

③：高齢者虐待の状況

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化や、認知症高齢者の増加などを背景として、近年、養介護施設従事者等による虐待、養護者による虐待ともに発生件数は増加傾向にあります。

グラフ：養介護施設従事者等による虐待件数

相談通報件数：平成28年度：９、平成29年度：35、平成30年度：：35、令和元年度：19、令和２年度：19、令和３年度：23、令和４年度：23

虐待の事実が認められた件数：平成28年度：４、平成29年度：14、平成30年度：12、令和元年度：13、令和２年度：６、令和３年度：４、令和４年度：８

厚生労働省調べ

グラフ：養護者による虐待件数

相談通報件数：平成28年度：183、平成29年度：185、平成30年度：218、令和元年度：235、令和２年度：261、令和３年度：248、令和４年度：286

虐待の事実が認められた件数：平成28年度：70、平成29年度：85、平成30年度：85、令和元年度：97、令和２年度：135、令和３年度：124、令和４年度：133

厚生労働省調べ

④：障害者虐待の状況

虐待への対応の重要性が広まったことや障害福祉施設等における虐待防止に関する措置が義務化され、虐待に対する認識や体制が強化されたことから、障害福祉施設従事者等による虐待、擁護者による虐待ともに発生件数は増加傾向にあります。

グラフ：障害福祉施設従事者等による虐待件数

相談通報件数：平成29年度：18、平成30年度：24、令和元年度：10、令和２年度：11、令和３年度：16、令和４年度：20

虐待の事実が認められた件数：平成29年度：６、平成30年度：８、令和元年度：1、令和２年度：１、令和３年度：１、令和４年度：７

高知県障害福祉課調べ

グラフ：養護者による虐待件数

相談通報件数：平成29年度：22、平成30年度：21、令和元年度：26、令和２年度：20、令和３年度：29、令和４年度：34

虐待の事実が認められた件数：平成29年度：４、平成30年度：8、令和元年度：４、令和２年度：５、令和３年度：13、令和４年度：17

高知県障害福祉課調べ

16ページ

⑤：児童虐待の状況

本県の児童相談所が受け付けた虐待の通告・相談件数のうち児童虐待と認定し対応した件数は、統計を取り始めて以来、令和２年度に過去最多となるなど、依然として高い水準にあります。

グラフ：児童虐待相談受付件数と相談対応件数の推移

受付件数：平成30年度：595、令和元年度：697、令和２年度：799、令和３年度：655、令和４年度：726

対応件数：平成30年度：420、令和元年度：458、令和２年度：583、令和３年度：452、令和４年度：501

高知県子ども家庭課調べ

⑥：少年非行の状況

本県における刑法犯少年・しょく法少年の非行率、再非行率については、依然として全国平均より高い状況にあります。

グラフ：刑法犯少年・しょく法少年（刑法）の非行率、再非行率

本県非行率：平成25年：7.5、平成26年：5.2、平成27年：5.5、平成28年：4.2、平成29年：2.4、平成30年：2.5、令和元年：2.5、令和２年：2.1、令和３年：2.6、令和４年：2.8

全国非行率：平成25年：5.8、平成26年：5、平成27年：4.1、平成28年：3.4、平成29年：３、平成30年：2.6、令和元年：2.3、令和２年：２、令和３年：1.8、令和４年：1.9

本県再非行率：平成25年：40、平成26年：38.2、平成27年：30.2、平成28年：37.3、平成29年：35.8、平成30年：33.1、令和元年：31、令和２年：31.3、令和３年：29.1、令和４年：28.4

全国再非行率：平成25年：30.3、平成26年：30.8、平成27年：31.9、平成28年：31.7、平成29年：29.5、平成30年：29.9、令和元年：28.2、令和２年：29、令和３年：27、令和４年：25.3

17ページ

⑦：刑法犯検挙者と再犯者等の状況

刑法犯検挙者数、再犯者数ともに横ばい傾向ですが、第1期再犯防止推進計画策定時の2017(平成29年)と比較するといずれも減少傾向にあります。

グラフ：刑法犯検挙者と再犯者等の状況

平成27年：再犯者：623・初犯者：658、平成28年：再犯者：603・初犯者：550、平成29年：再犯者：561・初犯者：489、平成30年：再犯者：478・初犯者：488、令和元年：再犯者：498・初犯者：441、令和２年：再犯者：452・初犯者：412、令和３年：再犯者：467・初犯者：462、令和４年：再犯者：470・初犯者：476

再犯者率：平成27年：51.6％、平成28年：54.6％、平成29年：55％、平成30年：49.5％、令和元年：53％、令和２年：52.3％、令和３年：50.3％、令和４年：49.7％

（出所）高知県警察本部

⑧：自殺者数の状況

県内の自殺死亡率は全国を上回っています。また、女性よりも男性の自殺者が多い傾向にあります。

グラフ：県内の自殺者数等の推移（男性、女性の順に読み上げ）

平成20年：152、49、平成21年：166、67、平成22年：141、56、平成23年：145、52、平成24年：152、42、平成25年：113、47、平成26年：109、50、平成27年：85、29、平成28年：85、47、平成29年：72、37、平成30年：88、38、令和元年：83、38、令和２年：91、28、令和３年：90、38、令和４年：95、36

高知県の自殺死亡率推移：平成20年：26.1、平成21年：30.5、平成22年：25.9、平成23年：26.1、平成24年：25.9、平成25年：21.6、平成26年：21.6、平成27年：15.7、平成28年：18.4、平成29年：15.4、平成30年：17.9、令和元年：17.5、令和２年：17.3、令和３年：18.8、令和４年：19.5

全国の自殺死亡率推移：平成20年：24、平成21年：24.4、平成22年：23.4、平成23年：22.9、平成24年：21、平成25年：20.7、平成26年：19.5、平成27年：18.5、平成28年：16.8、平成29年：16.4、平成30年：16.1、令和元年：15.7、令和２年：16.4、令和３年：16.5、令和４年：17.4

（資料）厚生労働省「人口動態統計」

17ページの注釈

※6：自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数

18ページ

かっこ７：ちゅうさんかん地域の現状と暮らしの確保

世帯数別集落すうの推移では、19世帯以下の世帯すうの少ない集落が増加し、世帯すうの多い集落は減少しており、集落の小規模化が進んでいます。

ひょう：県内の世帯すう別集落すうの推移

平成２７年度集落数、平成27年度構成比（％）、令和２年度集落数、令和２年度構成比（％）、平成27年度から令和２年度の増減集落数、平成27年度から令和２年度の増減構成比の差（ポイント）の順に読み上げます。

なお、旧高知市は、集落ごとの人口及び世帯すうの把握が困難なため除きます。

９世帯以下：288、12.2％、324、13.8％、プラス36、プラス1.6ポイント

10から19世帯：406、17.2％、421、17.9％、プラス15、プラス0.7ポイント

20から49世帯：763、32.3％、757、32.2％、マイナス６、マイナス0.1ポイント

50から99世帯：490、20.8％、449、19.1％、マイナス41、マイナス1.7ポイント

100から299世帯：331、14％、318、13.5％、マイナス13、マイナス0.5ポイント

300世帯以上：82、3.5％、82、3.5％、０、０ポイント

合計：2,360、100％、2,351、100％

（資料）令和３年度高知県集落調査

かっこ８：災害じ要配慮者対策

高齢者や障害のある方など、災害発生時の避難に支援が必要なかたの「命を守る」対策として、個別避難計画の作成が重要です。本県では、福祉専門職の参画を促進するなど、市町村の取り組みを強力に後押しした結果、作成率が大きく上昇しました。

グラフ：個別避難計画作成率の推移

平成29年度：17％、平成30年度：19％、令和元年度：19％、令和２年度：21％、令和３年度：46％、令和４年度：54％

高知県地域福祉政策課調べ

19ページ

Ⅰの２：第３期計画に基づく取り組みの主な成果とバージョンアップ

かっこ１：第３期計画に基づく取り組みの主な成果

ひょう：第３期計画に基づく取り組みの主な成果の一覧

目標、基準値（令和元年度末）、目標ち（令和５年度末）、実績ち（令和５年度末）、評価の順で読み上げます。

（参考）評価基準

評価、基準の順に説明します

S：数値目標の達成率110％以上

A：数値目標の達成率100％以上110％未満

B：数値目標の達成率85％以上100％未満

C：数値目標の達成率70％以上85％未満

D：数値目標の達成率70％未満

なし：達成度の判断が困難なもの

かっこ１：小規模た機能支援拠点の整備と機能強化

あったかふれあいセンター拠点及びサテライト数：289箇所、350箇所、309箇所、B

介護予防に資する住民主体の集いの場の実利用者数：7,193人、13,540人、5,803人、B

かっこ２：高知版地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケア推進協議体の設置：11ブロック、14ブロック、14ブロック、A

介護予防に資する通いの場への参加率：7.2％、8.3％、6.5％（令和3年度）、C

かっこ３：総合的な認知症せ策の推進

認知症サポーター養成数：61,980人、80,000人、73,000人、B

認知症サポート医：103人、150人、132人、B

かっこ４：高知版ネウボラの推進

子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数：２市町村、27市町村、22市町村、C

ファミリーサポートセンター事業の提供会員数：797人、1,050人、1,050人、A

かっこ５：誰もが安心して暮らせる地域づくり

自立支援計画（プラン）の策定数：87件、100件、157件、S

ゲートキーパー養成人数：775人、2,500人以上、2,400人、B

市町村におけるひきこもりのケース会議の実施：10市町村、全市町村、21市町村、D

包括的な支援体制を構築している市町村数：なし、全市町村、24市町村、B

医療ケア児等コーディネーター人数：30名、120名、135名、S

かっこ６：防災減災対策と地域福祉活動との一体てきな推進

自主防災組織率の向上：96.5％、100％、97.3％、B

L２津波浸水想定区域における同意取得者の個別避難計画作成率：なし、61.3％、71.6％、S

かっこ７：ちゅうさんかん地域の集落機能の維持と支え合い活動

集落活動センターの取り組みの推進：59箇所、80箇所（令和６年度）、66箇所、B

移動手段の確保のための取り組みの推進：32市町村、全市町村、33市町村、B

かっこ８：福祉を支える担い手の確保育成

介護現場における離職率：14.6％（平成30年度末）、11.3％以下、14.5％（令和４年度）、D

介護事業所のノーリフティングケアの実践：31.5％、44％以上、37.7％、B

かっこ９：利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備：14市町村社協、20市町村社協、15市町村社協、C

農業分野で就労する障害者等の人数：400人、820人、700人、B

福祉施設から一般就労した人：87人、年100人以上、71人、C

20ページ

かっこ２：取り組みの成果課題と第４期計画へのバージョンアップ

第３期計画において、本県が抱える様々な課題の解決に向けて、「高知型福祉」や「高知版地域包括ケアシステム」、「高知版ネウボラ」といった本県独自の対策を講じてきた結果、あったかふれあいセンターや子育て世代包括支援センターが県内に広く整備され、地域包括ケア推進協議体の設置が進むなど、一定の成果が現れてきています。

また、きょ宅介護支援利用者の平均要介護度は、2019（令和元年度の2.095から2022（令和4年度には2.117となるなど、ちゅうさんかん地域を含めて必要な医療介護福祉サービスを受けられる環境づくりが進んでいます。

一方で、しょうし高齢化・人口減少に歯止めがかからず、単身の高齢者世帯すうが年々増加するなか、特にちゅうさんかん地域においては、介護サービスや福祉介護人材の不足が深刻となっています。また、高齢者人口は増加しているものの、近年は介護予防に資する通いの場への参加率が低下しています。

また、安心して「結婚」「妊娠出産」「子育て」出来るような社会となっていると感じる県民が約2割程度と伸び悩むなど、子育てに関する安心感が十分に高まっていないといった課題も残っています。

これは、全国的なしょうし高齢化や生産年齢人口の減少といった大きな流れに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人と人との交流が減り、孤独感を抱える人の課題などが浮き彫りとなったことなども影響していると考えられます。

今後は、高齢者層を中心として、さらに単独世帯すうが増加していくことが見込まれており、地域や家庭における支え合い機能の弱体化は避けられない状況となっています。

特に、1960（昭和35年から2020（令和2年までの人口減少率は、本県全体で見ると19.1%ですが、ちゅうさんかん地域では51.1％となっています。また、2015（平成27年と2020年で世帯すう別集落すうを比較すると、20～299世帯の集落が60減少したのに対して19世帯以下の小規模な集落は51増加しています。このように、特にちゅうさんかん地域では過疎高齢化や集落の小規模化の影響から、住民主体の地域活動が以前と比べて十分に機能していない状況があります。

これに加えて、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立の問題や、核家族化の進展に伴う子育て世帯の孤立化、顕在化する複合課題といった課題への対応も求められます。

さらに各分野で担い手ぶそくが深刻化している中、2025（令和７年には団塊世代が全員75歳以上となり、医療介護双方のニーズを有するなど、様々なニーズを持つ要介護高齢者が増加する見込みです。

国は、令和５年版厚生労働白書において、「「全世代型社会保障」を構築する上では、孤独孤立等の世代を問わず、誰にでも起こりうる課題に対し、生活に身近な地域において、誰もが支援につながり助けあえるような社会の仕組みが求められます。そのためには人々が地域社会とつながりをもちながら安心して生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現は不可欠です。」としています。

20ページの注釈

※７：介護予防に資する通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通じて「生きがいづくり」、「仲間づくり」の輪を広げる場所であり、地域の介護予防の拠点にもなる場所

21ページ

こうした国の動向や本県の現状、第３期計画で積み残した課題などを踏まえ、第４期計画では、以下の５つの観点で計画を改定し、目指す姿の達成に向けて地域福祉を推進する取り組みを支援します。

１：誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会の実現を基本理念として掲げ、オール高知で地域福祉を推進

２：にっぽんいちの健康長寿県構想の第５期改定と連動し、「目指す姿」を明確に打ち出し、成果にこだわる取り組みを推進

３：福祉関係計画との一体てきな展開や、県の基本せさくとの整合を意識した計画改定（高知県元気な未来創造戦略や高知県ちゅうさんかん地域再興ビジョンなど）

４：社会福祉法人の公益的な取り組みの充実や社会福祉法の改正など、地域福祉を取り巻く環境変化を反映

５、「誰一人取り残さない、持続可能で、多様性と、ほう摂性のある社会」を実現するためのSDGずの17の目標と関連付けたせさくの推進や、デジタル化の進展など、社会経済情勢の変化を反映

22ページ

第２章、「高知型地域共生社会」の実現に向けた、地域福祉の推進に係る目指すべき姿と具体的な方策

Ⅰ、「高知型地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制づくり（「たて糸」の取り組み）

Ⅰの１：市町村におけるた機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進

目指す姿

誰一人、制度サービスの狭間に陥ることがないよう、市町村の複合課題への対応りょくが向上し、各分野で業務効率化が図られている

ポイント

○　地域の支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立や、顕在化する複合課題に対応するため、市町村のた機関協働型の包括的な支援体制の整備を推進します。

＜数値目標＞

具体的項目、基準値（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

包括的な支援体制を整備している市町村数、24市町村、全市町村、地域福祉政策課

【現状と課題】

＜た機関協働型の包括的な支援体制の整備＞

地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、はちまるごーまる問題や、ヤングケアラーなど、介護や子育て、障害、住まい、就労等の問題が絡み合って社会的孤立を引き起こし、課題の複雑化・複合化によって従来の縦割りの制度サービスでは解決が難しいケースが顕在化しています。

こうした課題に対応するため、2018（平成30年４月せこうの改正社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備が努力義務化され、2021（令和３年４月せこうの改正社会福祉法では市町村における包括的な支援体制の構築を後押しするため、重層的支援体制整備事業及びその財政支援の規定が創設されました。

この包括的な支援体制は、高齢者が医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、安心してくらせるよう、医療介護、介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」のコンセプトを、全世代・全分野に広げたものです。

分野横断的な課題に対応する点で、生活困窮者自立支援制度と共通しますが、同制度を含む制度間の連携を図ることで、複合課題や社会的孤立といった様々な地域生活課題への対応りょくの向上を目指しています。

23ページ

さらにこの取り組みは、例えば、役割分担の明確化による各分野の担当者の負担軽減や情報共有の徹底による支援の迅速化にもつながるなど、業務の効率化にも資するものです。

県では、この市町村のた機関協働型の包括的な支援体制の整備を、高知型地域共生社会の「たて糸」として推進しており、2022（令和４年に実施した「高知け地域共生社会推進宣言」による機運の高まりなどから、重層的支援体制整備事業を活用し、体制整備に取り組む市町村は、2022年度の６市町から、2024（令和６年度には24市町村まで拡大する予定です。

県では、早期に全市町村での体制整備を目指すとともに、支援体制の実効性が確保されるよう、福祉保健所や高知県社会福祉協議会と連携しながら、市町村に寄り添った伴走支援を行います。

さらに、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野においても、各分野共通の支援プロセスとしてこの「包括的な支援体制」を活用し、社会的つながりが弱いかたへの支援を中心に、それぞれの分野の対応りょくの向上を図ります。

図は包括的な支援体制の整備による課題への対応イメージです。

このた機関協働型の包括的な支援体制は一から創り上げるものではなく、既存の相談支援体制や地域資源を生かしつつ、関係者の話し合いを通じた合意形成を重ね、深化させていくことが重要になります。また、合意形成に当たっては、福祉分野のみならず、保健分野や住宅分野、環境分野、組織や財政分野といった関係者も、可能な限り参加することが望ましいと考えます。

図は地域共生社会と包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業の関連図です。

24ページ

図は包括的な支援体制のイメージです。

25ページ

事例１

「あったかふれあいセンター」を中心とした包括的な支援体制の整備（黒潮町）

黒潮町では、町内６か所に、「あったかふれあいセンター」を設置しており、「買い物支援」や「健康づくり」、「介護予防」などの取り組みのほか、住民や地域の困りごとを丸ごと受け止めています。受け止めた困りごとは、各センターに配置された地域福祉コーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ役割を担っています。

つながれた困りごとや相談は、月１回開催される支援会議で情報共有され、関係機関の役割分担や支援方針を話し合っています。支援会議で事前に情報共有できたことにより、重大な問題になる前に、た機関連携で対応できたケースも多くあります。

また、「あったかふれあいセンター」を中心とした、家庭世帯の訪問や、バザー、ボランティア、子ども食堂、認知症カフェなどの社会参加のための居場所づくりなど、年齢性別障がいの有無を問わず、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせる、地域共生社会を目指した取り組みをおこなっています。

写真はあったかふれあいセンターでの活動風景を写したものです（黒潮町ホームページより抜粋）。

事例２

相談を受け止め、支援につなぐ仕組みづくり～断らない相談窓口、ほおっちょけん相談窓口～（高知市）

高知市では34の庁内部署と関係機関を「断らない相談窓口」として位置づけています。この窓口には、「どこに」「どんな」相談がきても「しっかり聞いて」「しっかりつなぐ」ため、「包括的相談支援員」12名を配置しています。この「包括的相談支援員」をメンバーとする会議では、困りごとの解決に向けた話し合いを定期的におこなっています。

このほかにも、住民のより身近な相談窓口として、薬局や社会福祉法人の協力により、市内105か所に、「ほおっちょけん相談窓口」を設置し、適切な支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、寄せられる相談や地域の情報等をもとに、地域住民、行政、企業等が課題解決に向けて話合う場づくりを地域の実情に応じて進めています。

また、市内の相談支援機関や地域の集いの場などの地域資源情報をインターネット上に掲載した、「高知くらしつながるネット（愛称Licoネット）」を活用することで、住民や支援者が、ライフステージに応じて必要な情報を得ることができます。

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち、高知市型共生社会の実現をめざして、職員の意識醸成（研修開催や、「つながりのあるまちづくりに向けた住民向けの啓発活動などにも取り組んでいます。

画像は、ほおっちょけん相談窓口の目印、「つながりのあるまち」を目指した啓発ポスターです。（高知市ホームページより抜粋）

26ページ

＜重層的支援体制整備事業＞

重層的支援体制整備事業（以下、重層事業という）は、市町村の包括的な支援体制を構築するために、①、相談支援、②、参加支援、③、地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体てきに推進するための国の事業です。以下に、３つの支援について説明します。

①：相談支援

（包括的相談支援事業、た機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

ア）包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども、生活困窮の相談支援を一体として実施し、本人世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行う事業です（いわゆる「断らない相談窓口」を設置する事業）。以下に記載の高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野で実施されている相談支援と一体てきに実施します。

ひょう：包括的相談支援事業で実施する事業一覧

分野、事業めい、根拠法の順に読み上げます。

高齢、地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、介護保険法第115条の45、第２項１-３号

障害、【必須】：障害者相談支援事業の基本事業、【任意】：地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業（基幹相談支援センター等、機能強化事業、＋、住宅入居等支援事業）、障害者総合支援法第77条、第１項３号

子ども、子ども子育て支援交付金のうち、利用者支援事業、子ども子育て支援法第59条、第１号

生活困窮、生活困窮者自立相談支援事業費等負担きんのうち、自立相談支援事業、生活困窮者自立支援法第３条、第２項

生活困窮、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の就労準備支援等事業のうち、福祉事務所未設置町村による相談支援事業、生活困窮自立支援法第11条、第１項

26ページ：ひょうの注釈

※１：障害

重層事業の必須条件である障害者相談支援事業の基本事業（交付税が財源として措置）は、重層事業交付金の対象にはなりません。地域生活支援事業補助金の相談支援事業（基幹相談支援センター等、機能強化事業、＋、住宅入居等支援事業）の実施は、重層事業の必須要件ではありませんが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付されます。

※２：自立相談支援事業

町村域は県が事業の実施主体となっているため、町村による自立相談支援事業の実施は必須ではありません。

※３：福祉事務所未設置町村による相談支援事業

福祉事務所を設置していない町村が実施することになりますが、当該事業を直営で実施する場合は、国庫を不要とする場合も想定されます。

27ページ

各相談支援事業の実施に係る体制については、以下の類型が考えられ、市町村の特性をいかせるような類型を検討することになります。

a、基本型：各分野でそれぞれの事業者がおり、従来（既存事業）の機能をベースとしつつ、各相談支援事業者が連携。

b、統合型：複数分野（最大４分野）の事業を集約して支援を実施する。※、集約した事業のそれぞれの人員配置基準を満たす。

c、地域型：基本型又は統合型の拠点を設置した上で、当該拠点と連携しながら地域住民に身近な場所で相談支援を行う。住民自身も支援の担い手となり得る。

イ）た機関協働事業

た機関協働事業は、重層事業の中核を担う役割を果たします。例えば、介護の相談に応じる中で子育てなどに関する支援の必要性が見つかった場合など、最初に受け付けた相談窓口だけでは解決が難しい複雑化・複合化したケースに対して支援を行います。

具体的には、コーディネーターを配置し、た機関協働型の支援チーム（重層的支援会議、又は支援会議）を主催して、複合課題のアセスメント、優先順位付けや役割分担、支援の方向性の整理といった全体のマネジメントを行い、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができる体制を整備します。

支援プランは、た機関協働事業者のもとで本人同意が得られているケースについて作成し、

支援チームが一体となって課題の解決を目指します。

支援チームでは、た職種・た機関の連携・協働による包括的な支援を実施するため、重層的支援会議、又は支援会議を開催します。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有に関して本人同意を得たケースについて、社会福祉法第106条の４第２項で規定する、支援プランの内容等を、支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うために開催するものです。

一方、支援会議は、本人同意が得られないために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースや、予防的・早期の支援が必要にも関わらず、支援が進まないケースに対応するため、守秘義務が課された会議を開催するもので、どう法第106条の６に規定されています。

この仕組みを通して、関係者の意思疎通の円滑化や会議の重複排除などを図ることで、高齢や子どもなどの各分野の支援の質の向上と効率化につながることが期待されます。

28ページ

図は支援チーム（重層的支援会議又は支援会議）のイメージです

なお、重層的支援会議に持ち込むのは各分野では効果的な対応が難しいケースですが、対応の主体はあくまで各分野の相談機関になります。

　各分野の相談機関は、重層的支援会議や支援会議でそれぞれの支援に関する経験やノウハウを共有し、各分野の機関に持ち帰り、同様のケースが生じたときの対応りょくの向上につなげることが重要です。

ウ）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも、必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業です。

支援対象者には、自ら支援を求めることのできない人や、支援に拒否的な人などが想定されることを踏まえ、信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う必要があります。

各種会議や支援機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報収集や地域住民とのつながりを構築する中で、ニーズを抱える相談者を見つけます。

支援に当たっては、支援対象者から本人同意を得るまでに時間を要することが考えられるため、例えば、必要に応じて守秘義務がかけられた支援会議を活用し、支援の方向性を協議・共有することも考えられます。

また、アウトリーチ等事業の支援はすべての住民を対象とするため、各分野のアウトリーチとの連携が重要となります。

29ページ

図はアウトリーチ等を通じた継続的支援事業のイメージです

②：参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

様々な課題を抱え、社会的に孤立する人や世帯を、制度の狭間に陥ることがないように支援していくためには、これらの人たちがたしゃや地域、社会と関わる接点を確保する必要があります。

「参加支援」では、相談支援で把握した課題に対して、既存の高齢や障害といった制度に適した支援がない場合に、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりや参加に向けた支援を行います。

本人やその世帯の課題やニーズに対して、支援メニュー（地域の社会資源）をコーディネートしマッチングするほか、日ごろから地域の産業や業界団体などの地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源の開拓やつながりづくりも行います。

支援対象者は、次の事例のような個別性の高いニーズを有する人になります。

・世帯全体としては経済的困窮状態にない、はちまるごーまる世帯の50代のひきこもりの人

・障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない、ひきこもり状態の人

・精神的な不調で、社会に出ることに不安がある人

・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

・不登校の生徒や高校中退後の進路未定しゃ、就職氷河期世代の長期無業者など

また、想定される参加支援の取り組みは、次のようなことが考えられます。

・生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯の、ひきこもりの状態にある人を受け入れる

・経済的な困窮状態になく、一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる

・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行うなど

支援メニュー（地域の社会資源）は、地域における農福連携や子ども食堂、社会福祉施設や企業商店、住民活動の場など、多様な社会資源が想定されます。

30ページ

地域の社会資源を活用した参加支援の例：※、厚生労働省ホームページより

・事例１：ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵を広報しに掲載するよう支援

①：重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案。

②：本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に、活用の機会が無いか相談。

③：事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。

④：挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

・事例２：精神疾患の親と不登校ぎみの子どもを、地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援

①：精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校ぎみとなっていた子どもについて、地域で子ども食堂と協議の上、スタッフとして参加してもらうこととした。

②：母親も食事をするために来てもらうようにし、スタッフには、声かけや見守りを依頼。

③：子ども食堂に通ううちに、周りのスタッフとも話しができるようになっている。

③：地域づくりに向けた支援

高齢、障害、子ども、生活困窮の４分野における既存の地域づくりに関する事業を行いながら、地域社会からの孤立を防ぎ、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や多様な活躍の機会の創出、居場所の構築などを目指します。

地域や身近なコミュニティにおいて、お互いを気にかけ支え合うかんけい性を育むことを通じて、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐとともに、住民自身が何らかの役割を果たすことで、自己肯定感や自己有用感を育むことにつながります。

例えば、地域のカフェやフリースペースなどを運営する民間事業者や、福祉以外の小さな拠点、空き家再生等推進事業などとの連携により、既存の場が持つ役割を拡張するといった方法も考えられます。

地域づくり事業は、各分野それぞれの拠点において、た世代・た属性を対象にした継続的な支援が求められるものではなく、市町村全体の体制として、た世代・た属性に対する居場所や参加の場が提供されることを目指すものです。

このため、個別の拠点単位では、従前どおり、特定の属性や世代を意識した取り組みを維持するものと、重層事業の実施を契機として、た属性・た世代に対する支援を実施するものなどが混在することになります。

いずれの拠点においても、把握し受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については、た機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぐことが必要です。

31ページ

ひょう：地域づくりに向けた事業で実施する事業一覧

分野、事業めい、根拠法の順に読み上げます。

高齢：地域支援事業交付金の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業、介護保険法第115条の45、第１項２号

高齢：地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち生活支援体制整備事業、介護保険法第115条の45、第２項５号

障害：【必須】：地域活動支援センターの基本事業、【任意】：地域生活支援事業補助金のうち、地域活動支援センター機能強化補助金、障害者総合支援法第77条、第１項９号

子ども：子ども子育て支援交付金のうち、地域子育て支援拠点事業、子ども子育て支援法第59条、第９号

ひょうの注釈

※、障害：重層事業の必須要件である、地域活動支援センターの基本事業（交付税が財源として措置）は、重層事業交付金の対象にはなりません。地域生活支援事業補助金の地域活動支援センター機能強化事業は、重層事業の必須要件ではありませんが、実施する場合、当該補助金は重層事業交付金として一括交付されます。

地域づくりに向けた支援に当たっては、分野領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望まれます。

また、地域の多様な主体が情報交換協議をすることができる機会を設定することにより、地域の様々な資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながっていきます。

こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく、多様に存在していることが重要であり、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められます。

図は地域のプラットフォームのイメージです

＜今後の対人支援に求められるアプローチ＞

さらなるしょうし高齢化の進展などにより、様々な複合課題が顕在化する中、高齢、障害、子ども、生活困窮等、各分野においても、個人ではなく「世帯」に着目することが求められています。

また、こうした支援をおこなっていくために、各分野の専門職や支援に関わるかたには、これまでの「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、社会的孤立を防ぐために、「つながり続けることを目指すアプローチ」が求められます。

32ページ

本人を中心として伴走する意識を持ちながら、この２つのアプローチを組み合わせていくことが重要になります。

図は、この説明を図式化した、厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ（概要）令和元年12月26日の資料を抜粋したものです。

＜地域づくりを進めるための圏域＞

重層事業などを活用した包括的な支援体制は、市町村単位での取り組みですが、地域づくりは「住民に身近な圏域」において、住民主体による地域生活課題の解決と一体てきに進めることが重要です。

この「住民に身近な圏域」は、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決定していく必要があります。また、その際には高齢、障害、子どもなどの各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野の圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められます。

33ページ

ひょう：圏域の考え方

階層、範囲、取り組みの順に読み上げます。

県域単位、高知県全域、県域の機関や団体同士の連携が行われる範囲

ブロック単位、福祉保健所単位、市町村を越えて福祉事業の連携が行われる範囲

市町村単位、市町村全域を対象、包括的な支援体制の構築が行われる範囲、生活支援体制整備事業における第１階層

住民に身近な圏域（地区単位）、（旧）小学校区、公民館活動などを単位とした地区、地区を範囲としたゆるやかなつながりがあり、地域拠点の設置が行われ、各種地域団体で地区ごとの取り組みが行われる範囲、生活支援体制整備事業における第２階層

住民に身近な圏域（自治会小地域単位）、自治会、町内会、班、部落、集落などを単位とした小地域、顔のみえる関係があり、地域住民による支え合い活動が行われる範囲

じ項以降では、本項で述べたポイントを意識した、各分野における高知型地域共生社会の「たて糸」に関する取り組みについて、順次説明します。

具体的なせ策

○　包括的な支援体制が早期に全市町村で整備され、その実効性が確保されるよう、市町村長等向けのトップセミナーや専門アドバイザーの派遣等を行います。

○　高齢障害子どもなど各分野共通の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用することで、複合課題への対応りょくの向上と業務効率化が実現できるよう、福祉保健所や高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会との協議の場をもち、先進事例の共有や助言等を実施します。

○　各分野の専門職の包括的な相談支援対応りょくの向上に向けて、高知県社会福祉協議会と協働で必要な研修事業を実施します。

○　国の「重層的支援体制整備事業」の活用促進と事務負担の軽減に向けて、市町村向けの手引きの作成や相談対応など、寄り添った支援を行います。

34ページ

Ⅰの２：高齢者、障害者への支援

かっこ１：高知版地域包括ケアシステムの深化推進

目指す姿

ちゅうさんかん地域を含め、高齢者が住み慣れた環境で安心して健やかに、ともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けることのできる高知県になっている

ポイント

○　医療福祉介護サービス間の連携を強化するため、地域包括支援センターの効率的な運営、業務負担軽減を支援するとともに、高知ケアライン等の情報連携の取組を推進します。

○　ちゅうさんかん地域でも在宅療養が継続できるよう、医療アクセスが悪いちゅうさんかん地域の高齢者等が、容易に訪問診療やオンライン診療を受けられる体制の整備を促進します。また、訪問看護サービスの提供体制の強化や24時間対応を支援します。

○　ちゅうさんかん地域における介護サービス確保のため、要介護状態となっても自立した日常生活を送ることができる、「高知方式」の介護サービスモデルの構築を目指して取り組みます。また、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効活用するため、ＩＣＴの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、総合的に支援します。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

要介護３以上のかたの在宅率、43％　（令和４年度）、50％、在宅療養推進課、長寿社会課

へき地等の集会施設及び診療じょの活用を含めたオンライン診療体制が構築されている市町村数、７しちょう（令和５年９月）、全市町村、在宅療養推進課

ちゅうさんかん地域での在宅介護サービスの提供率、96.3％（令和４年度）、100％、長寿社会課

介護サービスが充足していると感じている人の割合、未調査、70％、長寿社会課

【現状と課題】

県では、地域における医療、福祉及び介護のインフラの確保や、高知版地域包括ケアシステムの構築などの取り組みを進めてきた結果、在宅療養体制の充実が進み、在宅での介護サービス利用者の平均よう介護度が、2019（令和元年の2.095から2022（令和４年には2.117となるなど、取り組みの成果が現れてきています。

一方、本県の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の2023（令和５年推計によると、2040（令和22年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上の人口割合がピークを迎える見込みです。

生産年齢人口の減少により、医療介護サービス業界においても労働りょくぶそくの問題がこれまで以上に深刻化するおそれがあり、特にちゅうさんかん地域の医療、福祉及び介護サービスの地域偏在の解消に加え、担い手ぶそくへのさらなる対応が求められています。

35ページ

そのため、県では、県民一人ひとりの医療介護ニーズに的確に対応し、最適な医療介護サービスを届けることができるよう、ちゅうさんかん地域における医療ＤＸの推進や介護サービスモデルを構築することなどにより、高知版地域包括ケアシステムをさらに深化させ、高齢者が必要なサービスや支援を受けられる体制を強化する必要があります。

また、地域のつながりや支え合いの力が次第に弱まっているなかにおいては、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合う高知型地域共生社会の実現に向け、高知版地域包括ケアシステムをその中核的な基盤として、一層深化推進していくことが求められています。

＜サービス間の連携を強化する仕組みづくり＞

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う、地域包括支援センターを支援するため、アドバイザーによる助言支援、研修の実施などにより、例えば、住民ボランティア組織や、よう支援者の短期集中機能改善サービスの立ち上げに至るなど、各市町村における課題の解決や新たな高齢者支援サービスの整備に取り組んできました。

また、医療と介護の連携を図るため、にゅう退院支援コーディネーターの育成や「高知ケアライン」、地域医療情報ネットワークによる情報連携の整備に取り組んできました。

その結果、介護サービス利用者全体に占める在宅居住系サービスの利用者割合の増加や、一般病床における、平均在院日数の短縮などの成果が現れています。

一方、地域における生活課題が複雑化複合化するなか、地域包括支援センターでは、総合相談支援や、介護予防ケアマネジメント業務などの負担が増大しています。

また、高知ケアライン等の情報連携の取り組みは、地域により活用状況に差がみられ、その理由として、医療介護従事者に、た職種連携のメリットが十分理解されていないことや、事業所における業務の電子化が進んでいないことが挙げられます。

＜ちゅうさんかん地域も含めた在宅療養介護＞

要介護状態になったとしても、在宅で医療介護サービスが受けられる環境を整備するため、訪問診療や訪問看護サービス、介護サービスの充実を図ってきました。

その結果、訪問診療や訪問看護サービスの利用者すうは増加しています。また、ちゅうさんかん地域では、医療アクセスの負担軽減を図るため、ヘルスケアモビリティ（通信医療機器を搭載した車両を活用したオンライン診療の取り組みも始まっています。

一方、ちゅうさんかん地域などでは、患者すうの減少や訪問診療などの効率の悪さから、事業者が採算面でサービスの縮小撤退や新規参入を断念するといった状況や、職員の確保が進みにくいといった状況があります。

さらに、2025（令和７年には団塊の世代が全員75歳以上となり、医療介護双方のニーズを有するなど、様々なニーズを持つ要介護高齢者が増加する見込みです。

こうした課題に対応していくためには、ＩＣＴ機器導入などによる介護現場の生産性向上や、小規模な介護事業所の協働化など、事業所の経営維持継続に向けた支援が必要です。

また、必要な介護サービスを確保していくためには、あったかふれあいセンターなどの地域の様々な資源を活用するとともに、介護専門職を含む多様な主体との連携や介護事業者間の連携を強化することにより、サービス提供体制の強化を図る必要があります。

35ページの注釈

※８：高知ケアライン

医療介護に携わるた職種間において、患者のケアを行ううえで必要な情報を共有するためのモバイル端末を活用したコミュニケーションツール

※９：地域医療情報ネットワーク

患者のカルテや検査結果、薬などの医療情報を病院や診療じょ、薬局などで共有するネットワーク（高知あんしんネット、ハたまるねっと）

※10：総合相談支援

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を行う業務

※11：介護予防ケアマネジメント業務

よう支援者に対する介護予防ケアプランの作成等を行う業務

36ページ

事例3

宿毛市の病院に県内初となるヘルスケアモビリティが導入されました

高知県の面積のおよそ93％を占めるちゅうさんかん地域。近年、公共交通手段の減少などにより、医療機関へのアクセスが不便なことが課題になっています。

県では、その解決に向けてオンライン診療に活用する医療車両（ヘルスケアモビリティ）の導入支援など、オンライン診療の推進に取り組んでいます。

ヘルスケアモビリティの車内には、診療に必要な医療機器や通信設備を備えた診察室が設けられており、ちゅうさんかん地域の患者の自宅等を巡回するなどしてオンライン診療を実施します。同乗している看護師がオンライン診療のサポートをしてくれるので、高齢者のかたも安心して診察が受けられます。

令和４年12月に県内初となるヘルスケアモビリティが宿毛市の医療機関に導入され、利用したかたからは、「車の中は広いし、病院まで行かずに診察が受けられてありがたい」などの高評価をいただいています。

写真は、医療車両（ヘルスケアモビリティ）の外観と車内を写したものです

具体的なせ策

＜サービス間の連携を強化する仕組みづくり＞

○　「高知版地域包括ケアシステム」の核となる地域包括支援センターの効率的な運営に向けて、アドバイザーによる伴走支援等を行います。また、地域包括支援センターの業務負担を軽減し、地域住民への支援をより適切に行うため、きょ宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行えるよう、きょ宅介護支援事業所の職員の資質向上に向けた研修の実施等の支援を行います。

○　高知ケアラインを活用し、た職種協働によるチーム医療体制の構築を推進するとともに、システムの運営団体と連携して未活用施設へのシステム導入を働きかけます。また、高知ＥＨＲ（高知あんしんネット・ハたまるねっと・高知ケアライン）を相互に情報参照できる運用環境を整えます。

37ページ

具体的なせ策の続き

＜ちゅうさんかん地域も含めた在宅療養介護＞

○　ちゅうさんかん地域の高齢者等がオンライン診療を受けられる体制の整備を促進するため、医療機関等へのオンライン診療の導入を支援します。併せて、あったかふれあいセンターや公民館など、通いの場でのオンライン診療の実施を本格化します。また、在宅高齢者の日常の見守りに対しても、センサーなどのＩＣＴ技術の導入を支援します。

○　ちゅうさんかん地域の訪問看護サービス提供体制の強化や、24時間対応に向けて、訪問看護連絡協議会と連携して、高知県訪問看護総合支援センターによる、訪問看護ステーションの大規模化や新規開設への支援、人材確保や周知啓発等に取り組みます。また、管理者の負担軽減に向けて、ＩＣＴによる訪問看護師のシフト管理の事務効率化を支援し、ステーションの大規模化を促進します。

○　ＩＣＴの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、事業所に対する総合的な支援を行うとともに、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護事業所の経営の協働化・大規模化を支援します。

○　あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、あったかふれあいセンターで要介護のかたを受け入れる、「高知方式」による新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特にちゅうさんかん地域の高齢者が要介護状態となっても、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

（参考）「高知方式」による新たな介護サービスモデルの試行

①：高知型地域共生社会の実現に向けた、多様な主体による介護サービス提供促進事業

あったかふれあいセンターで要介護１、２の高齢者を受け入れるとともに、介護福祉士を配置し、支え合いの活動を活性化させ、その効果を高める。

②訪問介護サービス相互支援体制構築事業

ちゅうさん間地域において必要な訪問介護サービスを充足し、在宅高齢者の自立した生活を支えるため、比較的規模が大きい市街地の事業所から、ちゅうさんかん部の事業所へ訪問介護サービスを提供するなど、新たな相互応援モデルを実証する。

38ページ

かっこ２：総合的な認知症せ策の推進

目指す姿

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けられるとともに、社会の一員として活躍できる「共生」の高知県になっている

ポイント

○　県民の誰もが自分ごととして認知症を理解し、地域で認知証の人やその家族を支えることができるよう、認知症に関する普及啓発・予防を推進します。

○　認知症の疑いがある方に早期に気づき、適切な支援につなげられるよう、かかりつけ医やこうちオレンジドクター、地域包括支援センター等と連携し、早期発見できる環境づくりと医療体制の充実を図ります。

○　認知症のかたが、地域で安心して生活できるよう、ピアサポート活動やチームオレンジなどの支援体制の充実を図ります。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

認知症サポーター数、71,570人 （令和5年12月時点）、85,000人、在宅療養推進課

認知症サポート医、132人（令和5年度）、165人、在宅療養推進課

かかりつけ医認知症対応りょく向上研修受講率、30.7％（令和5年度）、50%、在宅療養推進課

チームオレンジなどの支援活動を有する市町村数、24市町村（令和5年7月時点）、全市町村、在宅療養推進課

【現状と課題】

2023(令和５年)６月に、認知症に関する初の法律、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、2024(令和６年１月にせこうされました。この法律は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する、活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

本県では、認知症高齢者数が2035（令和17年まで増え続け、2025（令和７年には65歳以上人口のうち、５人に１人が認知症になることが見込まれています。

今後も認知症高齢者が増加する中、基本法の趣旨を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症の人も社会の一員として活躍ができる、「共生」の地域づくりを進めていくことが求められています。

38ページの注釈

※12：認知症高齢者数の推計について

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究じぎょう）をもとに県内の認知症高齢者を推計

39ページ

＜自分ごととして認知症を理解する＞

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人や家族を見守り支える応援者となる「認知症サポーター」は、県や市町村による養成研修の取り組みの結果、７万人を超えるかたが養成されています。

グラフ：認知症サポーター養成数

平成30年度：57,952人、令和元年度：61,980人、令和２年度：65,326人、令和３年度：67,584人、令和４年度：69,733人、令和５年度(12月末時点)：71,570人

資料：認知症サポーターキャラバン／全国キャラバンメイト連絡協議会

2022（令和４年度には、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに生きる姿を発信する「高知け希望大使」を１人のかたに委嘱し、情報発信を開始しました。

また、毎年９月21日を「世界アルツハイマーデー」、９月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界で様々な取り組みが実施されています。県においても、高知じょうをオレンジ色にライトアップするイベントや、アルツハイマーデー記念講演会を開催し、認知症への理解や関心を高める取り組みを実施しています。

その他、若年性認知症に関する知識の普及を図るための「若年性認知症フォーラム」の開催や、メディアの活用により、県民に広く啓発を実施しています。

事例４

高知け希望大使とともに共生社会の実現へ

高知け希望大使には、県や市町村が行う認知症の普及啓発活動への協力や、県外・国外からの依頼による講演活動等に幅広く活躍していただいています。

講演会等の参加者からは、高知け希望大使の話を聞いて、「認知症本人の視点にたつことができた」と反響をいただいています。

引き続き、「認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会」に向け、ともに活動していきます。

●高知け希望大使のやまなかしのぶさん（委嘱時45歳）

初めまして、私は、2019年（41歳の時）に若年性認知症と診断されたやまなかしのぶです。診断前の不安な時期から、みなさんと繋がるまでの5年間はつらい日々もありました。見た目ではあまりわからない認知症ぐらしの中で生きづらいときもありますが、今こうやってみなさんと活動する事によって高知県のみんなが住みやすい街になるよう大使として発信して行きたいと思います。よろしくお願い致します。

40ページ

＜認知症に早く気づき、必要な支援につなげる＞

認知症疾患医療センターによる、認知症鑑別診断の内訳を見ると、認知機能低下のある人（軽度認知障害：ＭＣＩと呼ばれる）は２割程度にとどまっており、認知症の早期発見・早期対応につなげるためには、ご自身の認知機能の状態を気軽にチェックでき、必要に応じてかかりつけ医や専門医に相談受診できる環境づくりが必要です。

県では、身近な医療機関で認知症の相談が気軽にできたり、通常診療のなかで認知機能低下に早期に気づき、専門医の鑑別診断につなぐことができる医師を「もの忘れ認知症相談医」（こうちオレンジドクター）として養成・登録し、県ホームページで公表しています。

また、認知症の速やかな鑑別診断や、行動心理症状（ＢＰＳＤ）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談等を担う「認知症疾患医療センター」を県内５箇所に設置し、こうちオレンジドクター等と連携した早期発見・早期診断に取り組んでいます。

一方、こうちオレンジドクターは県内医師の２割程度の登録にとどまっており、さらに認知症診療の知識を習得した医師を増やしていく必要があります。

また、医療専門職が認知症の人自身の意思をできるだけくみ取り、意思を尊重した適切なケアや支援を提供できるようにするため、病院勤務等の医療従事者や歯科医師、薬剤師、看護師を対象とした認知症に関する研修を実施し、認知症への対応りょくの向上を図っています。

介護従事者については、認知症の人が持つ能力を最大限活かして、自らの意思に基づいた生活を送ることを支援するため、意思決定支援を含めた良質な介護を担うことができるよう、認知症ケアの研修により人材の育成を図っています。

＜安心して幸せに暮らすために協働する＞

認知症の人や家族、支援する住民等、誰もが気軽に参加し集う場である「認知症カフェ」は、25市町村、ひゃくじゅうきゅうかしょ（2022年12月）まで増加しました。

また、県では、認知症に関する様々な相談に対応するため、「認知症コールセンター」を設置し、認知症の人や家族の悩みや不安の軽減を図っています。

2023（令和５年からは、認知症当事者同士が不安や悩み等について語り合うピアカウンセリングや、交流会等のピアサポート活動も開始しました。

若年性認知症の人には、仕事の継続や離職後の経済的な問題、今後の療養への不安等への相談に対応するため、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、医療福祉・就労等の専門機関と相互に連携し必要な助言をおこなっています。

一方、認知症サポーターらが中心となって、認知症の人や家族の困りごとを早期から継続して支援する地域グループ（チームオレンジ）づくりは、２町で組織化されているものの、まだ多くの市町村ではチームオレンジの立ち上げに取り組めていない状況にあります。

また、認知症が原因で行方不明となるケースは近年60人前後おり、人的な見守りネットワーク体制の脆弱さや、ＧＰＳ等デジタル技術を活用した仕組みの活用の難しさがあり、普及が進んでいない実態があります。

40ページの注釈

※13：ＢＰＳＤ

Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia

脳の機能低下によって二次てきに起こる症状。妄想、暴言、徘徊、よくうつ等

41ページ

判断能力が著しく低下した場合は、財産管理及び身上保護に関する契約等の法律行為全般を行い、本人の意思決定を重視しながら認知症の人の権利を守るしくみである、「成年後見制度」を利用した支援が必要となります。

具体的なせ策

＜自分ごととして認知症を理解する＞

○　キャラバンメイトの養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を持ち、暮らしのなかで身近なサポート活動を行う認知症サポーターの拡大を図ります。

○　「認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会」の実現に向け、「高知け希望大使」による本人発信の機会を拡充します。

○　世界アルツハイマー月間の機会を捉え、市町村や関係機関と連携したイベントを開催するなど、認知症の理解を深める機運の醸成を図ります。

＜認知症に早く気づき、必要な支援につなげる＞

○　認知症に関する正しい知識の啓発とともに、自身の認知機能の状態を気軽に確認できるようにするため、あったかふれあいセンター等の身近な通いの場で早期にチェックできる環境を整備します。

○　認知症疾患医療センターによる相談診療体制を維持し、かかりつけ医やこうちオレンジドクター、地域包括支援センター等と連携して、認知症の早期発見・早期対応に努めます。

○　認知症サポート医養成研修やかかりつけ医の認知症対応りょく向上研修受講者のさらなる増加を図り、こうちオレンジドクターの登録につなげます。

○　介護従事者がＢＰＳＤへの適切な対応など、認知症ケアに必要な知識や技術を習得できるスキルアップのための研修を継続して実施します。

＜安心して幸せに暮らすために協働する＞

○　認知症カフェの設置に向けた支援を行うとともに、市町村や認知症カフェ運営者を対象とした研修会を開催し、運営のノウハウの提供や情報共有の場を設けることで、認知症カフェの機能強化を図ります。

○　認知症のご本人や家族と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐチームオレンジを各地域に整備できるよう支援します。

○　認知症当事者によるピアカウンセリングや、交流会等のピアサポート活動を県内各地に拡大するなど、より一層推進します。

○　行方不明高齢者を早期に発見するため、ＩＣＴの活用事例を収集するとともに、ＩＣＴを活用した早期発見の仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。

42ページ

具体的なせ策の続き

○　認知症の人の権利を守る仕組みである「成年後見制度」について、市町村の取り組みを支援します。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、認知症の人を含めた高齢者の権利擁護について普及啓発を図るとともに、介護者への支援を推進します。

43ページ

かっこ３：障害等の特性に応じた、切れ目ない支援体制の推進

目指す姿

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける高知県になっている

ポイント

○　障害のある人が住み慣れた地域で、様々なサービスや地域資源等を活用しながら、安心して暮らしていくために、障害福祉サービスの充実や、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

障害のある人の地域生活の支援体制が整備されている市町村数（近隣市町村とのネットワークによる支援を含む）

基幹相談支援センター：10市町村、地域生活支援拠点：13市町村

全市町村※同様の機能を持つもの含む

障害福祉課

【現状と課題】

障害のある人が、身近な地域で、障害特性等に応じて必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、通所事業所やグループホーム等の計画的な整備を進めてきました。

その結果、サービス利用者は増加しましたが、ちゅうさんかん地域においては地理的条件や人材ぶそくで事業所の参入が進まず、必要なサービスを十分に提供できていないという課題があります。

全ての障害のある人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても、安心してくらせるよう、身近な地域で障害の特性やライフステージに応じたきめ細かなサービスを確保する必要があります。

また、障害のある人が、様々なサービスや地域資源等を活用しながら、安心して暮らしていくためには、ケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。このため、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援が、その人のニーズや障害特性に応じて適切に行われる必要があります。

この他、障害のある人の高齢化や障害の重度化、さらには家族の高齢化や「親亡きあと」に向けた支援、医療てきケアの必要な子どもや、発達障害のある子どもやそのご家族に対する支援の充実、強度行動障害など、専門的な支援が必要な障害のある人への対応等の強化が求められています。

44ページ

具体的なせ策

○　すべての障害のある人が、希望する場所や住み慣れた地域など、どこに住んでいても、安心してくらせるよう、介護保険サービス等とも連携しながら、身近な地域で障害の特性やライフステージに応じた、きめ細やかなサービスを確保します。

○　障害のある人それぞれの状況や希望に応じたサービスの提供体制の確保に加えて、これまで支援がいき届きにくいとされている強度行動障害のある人や、医療てきケアを必要とする重度障害のある人のニーズを踏まえた支援体制の整備を推進します。

○　事業所の参入が進みにくい、ちゅうさんかん地域においては、身近なところで障害福祉サービスが利用できるよう、事業所から遠隔地に居住する人に対して、きょ宅サービスを提供した事業者を支援するとともに、介護保険施設・事業所に対して「共生型サービス」を含めた障害福祉サービスへの参入を促していきます。

○　障害のある人の在宅等での生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携を図りながら、短期入所事業の充実に努めます。

○　地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターや、緊急時の受け入れ等の機能を担う地域生活支援拠点等の整備による、地域での生活支援体制の一層の推進を図ります。

○　障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、できるだけ早い時期、障害の疑いのある段階から、子どもやご家族にとってより身近な地域で専門的な支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図っていきます。

また、障害のある子ども及びその家族に対して、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、がくれい期、青年期、そして就労に至るまで、健康、医療、保育、教育、就労支援等関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

○　発達障害者等への早期発見・早期支援については、乳幼児検診従事者を対象とした研修会の実施や、心理職や言語聴覚士などの専門職の関与を促進し、できるだけ早く支援につながる仕組みづくりに取り組むとともに、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施することができる人材の養成等に取り組みます。

○　医療てきケア児及びその家族に対する支援では、重症心身障害者・医療てきケア児等支援センター「きぼうのわ」で相談対応を行うとともに、養成した医療てきケア児等コーディネーターの派遣や支援りょくの向上をおこなっていきます。

○　難聴児が、適切な支援を早期に受けられるような、関係機関の連携による難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。

45ページ

Ⅰの３：こどもまんなか社会の実現

かっこ１：安心して妊娠出産子育てできる体制づくりの更なる強化

目指す姿

安心して「妊娠出産」「子育て」できる社会になっている

ポイント

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援体制の充実を図ります。

○　子どもを希望するかたへの不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ 子育て家庭の不安の解消に向けて、産後ケア事業の利用拡大や、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

安心して「結婚」、「妊娠出産」、「子育て」できるような社会になっている、22.9％、50％、子育て支援課

こども家庭センターの設置、なし、全市町村(令和８年度)、子ども家庭課

園てい開放又は子育て相談の実施率、94.7%、100%、ようほ支援課

多機能型保育支援事業の実施箇所数、17箇所、40箇所、ようほ支援課

一時預かり事業の実施箇所数、26市町村111箇所、26市町村ひゃくじゅっ箇所(令和6年度)、ようほ支援課

延長保育事業の実施箇所数、14市町村137箇所、14市町村140箇所(令和6年度)、ようほ支援課

びょうじ保育事業の実施箇所数、９市町村22箇所、10市町村25箇所(令和6年度)　、ようほ支援課

放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率、97.3%、100%、生涯学習課

ファミリーサポートセンター事業の提供会員数、1,031人（令和5年12月末時点）、1,250人、子育て支援課

【現状と課題】

県では、安心して妊娠出産子育てができる、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援に取り組みます。

具体的には、市町村における母子保健と児童福祉の一体てきなマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の設置拡大を図っています。

46ページ

妊娠出産子育ての総合相談窓口となる、市町村子育て世代包括支援センターは、県内すべての市町村に設置され、保健師等の母子保健コーディネーターを配置して相談対応を行うなど、妊娠期からの継続的な支援の体制が整いました。

今後は、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の機能を組織として一体てきに運営する、こども家庭センターの設置に向けて、母子保健と児童福祉双方の知識を有し、切れ目のない支援のマネジメントを行う統括支援員の育成・確保が必要です。

ひょう：県内市町村における子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の設置状況

項目、基準ち（令和元年度末）、見こみ（令和５年度末）、目標（令和５年度末）の順に読み上げます。

市町村子育て世代包括支援センター設置数、19市町村、全市町村、全市町村

市町村子ども家庭総合支援拠点設置数、2市町、22市町村、27市町村

高知県子育て支援課・子ども家庭課調べ

また、子どもを望むかたが、子どもを生み育てたいという希望を叶えるため、県では不妊治療に対して独自の助成をおこなっていますが、社会全体の不妊治療への認知が十分でなく、仕事と治療の両立等に対する周囲の理解を得にくい状況にあること等が、治療に臨むかたの障壁となっていると考えます。今後は、利用者の声や国、他県の動向も踏まえ、より効果的な不妊治療助成制度のあり方の検討や、妊活を社会全体で支える機運醸成が必要です。

加えて、助産師等が産後の心身のケアや育児サポートを行い、心身の疲労回復・育児ふあんの解消・愛着形成等に効果的な産後ケア事業はすべての市町村で実施しており、利用率も年々増加しています。しかしながら、産後ケア事業の利用率は未だ低く、利用拡大に向けた取り組みが必要です。

ひょう：利用者の状況

令和元年度、令和２年度、令和３年度、令和４年度の順に読み上げます

産後ケア事業利用者数：176、285、392、553

利用率：4.1%、7.0%、9.6%、14.9%

高知県子育て支援課調べ

さらに、子育て支援の場の拡充とサービスの充実を図るため、地域子育て支援センターにおいて、親子の交流や相談支援、保育所等で園てい開放や子育て相談を実施しています。

また、地域のニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るため、一時預かり事業や延長保育、病じ保育、ファミリーサポートセンター事業等を実施しています。

今後は、働きながら子育てできる環境づくりをより一層進めるため、保育所等及び放課後児童クラブ、延長保育、病じ保育等の子育て支援サービスの充実と、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口等につなぐ役割を担うことのできる、身近な居場所が必要です。

45、46ページの注釈

※14：子ども家庭総合支援拠点

2016（平成28年度の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。支援拠点は、ソーシャルワークの機能をにない、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行うこととされている

※15：こども家庭センター

2024（令和６年度からせこうされる改正児童福祉法及び改正母子保健法により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体てきに相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされた

47ページ

事例５

産後ケア事業をご存じですか（実施主体：市町村）

産後ケア事業とは、産後も安心して子育てができるよう助産師等が出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児サポートを行うもので、育児不安の解消や心身の疲労回復、母子の愛着形成につながると言われる子育て支援事業の一つです。

高知県では、県内すべての市町村で産後ケア事業を実施しており、問い合わせや利用申し込みなど、ご相談は各市町村の子育て世代包括支援センターで受け付けています。

県内の産後ケア事業の利用率は年々増加していますが、令和4年度においては全体の 14.9%とまだまだ少ない状況であることから、高知県では、産後も安心して子育てに臨めるよう、産後ケア事業の利用拡大に向けて、市町村と共に支援の充実を図っていきます。

写真は産後ケア、訪問型、つうしょ型、宿泊型のイメージです。

画像は高知プレマネット「産後ケア動画」のQRコードです。

具体的なせ策

○　こども家庭センターの設置促進に向けて、統括支援員等の配置に必要な有資格者等の確保を支援するとともに、職員の専門性向上のための研修を実施するなど、市町村における母子保健と児童福祉の一体てきな支援体制の構築を図ります。

○　より効果的な不妊治療助成制度のあり方や不妊治療を受けやすい環境づくりなど、社会全体で支える取り組みを検討・推進します。

○　産後安心して子育てに臨めるよう、育児不安の解消や心身の疲労回復、母子の愛着形成につながる産後ケア事業の利用拡大に向けて支援の充実を図ります。

○　働きながら子育てできる環境整備として、保育所等や放課後児童クラブ、延長保育、びょうじ保育、ファミリーサポートセンター事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。

48ページ

かっこ２：厳しい環境にある子どもたちへの支援

目指す姿

子どもたちが誰一人取り残されず、夢と希望を持って成長できる環境が整っている

ポイント

○　虐待、不登校、ヤングケアラーなどといった困難な状況に直面している子どもたちを早期に発見し、支援につなげるため、ＳＮＳ相談窓口の認知度向上や、こども家庭センターの設置促進など、福祉や教育の分野などを中心に総合的に取り組み、支援の充実を図ります。

○　ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、ひとり親家庭支援センターの情報提供・相談体制を強化するとともに、関係機関と連携した就業支援や養育費の確保に向けた支援を充実します。

＜数値目標＞

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

こども家庭センターの設置（再掲）、－なし、全市町村(令和８年度)、子ども家庭課

里親等委託率、29.9%(令和６年１月)、45.9%、子ども家庭課

ひとり親家庭支援センター公式LINE累計登録者数、2,200人(見込)、3,400人、子ども家庭課

ひとり親家庭支援センターへの相談件数、1,600件(見込)、2,100件、子ども家庭課

【現状と課題】

＜児童虐待防止対策の推進＞

2022（令和４年度）の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、501件でたかどまり傾向にあります。

子どもや子育て家庭の個々のニーズや家庭のリスクに応じた適切な支援を行う、市町村子ども家庭総合支援拠点は、県独自の財政支援を実施してきたこともあり、設置すうが拡大し、専門職員の配置も増加するなど、相談支援体制の充実が一定図られています。

一方で、市町村の担当職員は異動等による交替がある上、職種については事務職が最も多くなっており、専門性の確保が課題となっています。

そのため、児童虐待の発生予防、早期発見の徹底に向けて、周知啓発を強化するとともに、発生時の迅速な対応に向けて、市町村や児童相談所職員の専門性の向上、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

49ページ

＜社会的養育の充実＞

高知県では、約 400 人の子どもが、保護者がいない、家庭での養育が困難など、何らかの理由によって、児童養護施設や里親家庭などで生活しており、より家庭に近い環境で養育されるよう取り組んできました。

その結果、里親登録者すうは着実に増加（平成30年：78 組から令和６年１月：153 組）し、里親委託率が上昇（平成30年：19.0％から令和6年1月：29.9％）するとともに、施設の小規模化も進展（令和元年：28グループ、令和５年：36グループ）するなど、家庭的な養育環境の整備が一定進んでいます。

また、児童養護施設等に入所している児童等のたいしょごの自立に向けて、入所ちゅうからの学習・生活支援の実施や、自立支援コーディネーターの配置など、支援体制の充実が図られてきましたが、支援者間の連携強化など、より効果的な支援体制の確立が必要です。

＜ひとり親家庭への支援の充実＞

ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、特に母子家庭の母については、正規雇用率の低さに加え、養育費の支払を受けていないケースが多い等の背景があり、個々のひとり親家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められます。

ひとり親家庭の総合的な相談窓口である、ひとり親家庭支援センターでは、2022年度にリニューアルした公式ＬＩＮＥによる情報提供や相談対応などにより、支援の間口が広がり、相談件数が増加（令和２年度：846件から令和５年度見込：1,600件)しました。

また、ひとり親家庭支援センターにおいて、より専門的な相談に対応するため実施している法律相談の拡充により、養育費等に関する離婚前の相談は増加傾向にあり、課題解決に向けた利用が進んでいます。

しかしながら、相談者の内訳をみると、高知市以外の地域からの相談者の割合は低く、オンライン相談など、利用者のニーズに沿った相談体制の充実も必要です。

＜ヤングケアラーへの支援の充実＞

2022年度に実施した実態調査では、ヤングケアラーは一定数存在（回答者のうち1.7％）し、多くが相談につながっていない（該当者のうち相談経験なし：67.3％）ことが明らかになりました。

国やその他関係機関と連携した情報発信等により、ヤングケアラーの認知度が向上するとともに、ヤングケアラーへの支援の重要性についての理解が促進されています。

ヤングケアラーの家庭では、経済的困窮や介護等、複合的な課題を有する傾向にあるため、市町村の包括的な支援体制の整備を進めるとともに、児童福祉部署が中心となった、た職種で連携した支援の強化が必要です。

＜多様な背景を持つ児童生徒に対する支援＞

虐待や貧困、ヤングケアラーなど、厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。また、児童生徒に関わる背景は複雑化、多様化しているなか、児童生徒一人一人の状況に応じた個別の支援が必要な状況になっています。

そのため、厳しい環境に置かれた児童生徒の状況や背景についての理解を高めるための校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげる必要があります。

49ページの注釈

※16：社会的養育

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すること

50ページ

＜不登校児童生徒への支援の推進＞

近年、全国的に不登校児童生徒すうは増加しており、「令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、本県の小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒すうは10年ぶりに前年度を下回ったものの、依然として高い状況にあります。

また、本県における不登校児童生徒に対する支援は、全国に比べ、高い割合で実施されていますが、今後、さらに不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実させる必要があります。

そのため、新たな不登校が生じにくいような、児童生徒にとって魅力ある学校づくりの推進や、これまで以上に不登校の兆しを見逃さない早期対応の強化を行うとともに、不登校児童生徒の背景や状況に応じて、市町村福祉部署等の関係機関と連携した取り組みをさらに推進し、社会的自立に向けた支援を充実させていく必要があります。

＜教育費等の負担の軽減に向けた経済的な支援＞

生徒の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業及び、高校生等奨学きゅうふきん事業について、対象生徒等に対し制度の周知徹底を行い、活用の促進を図っています。

就学前の子どもをもつ世帯の保育料負担を軽減させるため、現在、全ての市町村において、たし世帯の保育料負担を軽減しています。

具体的なせ策

＜児童虐待防止対策の推進＞

○　児童虐待の発生予防、早期発見につなげるため、虐待対応ダイヤル「いちハちきゅう、いちはやく」やSNS相談窓口「親子のための相談LINE」の認知度向上を図るなど、より相談・支援につながりやすい仕組みづくりに取り組みます。

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。

○　児童虐待発生時の対応りょくの向上を図るため、市町村担当者に対するアセスメント等の相談対応りょくの向上や、児童相談所職員のさらなる専門性の向上に向けた研修を実施します。

＜社会的養育の充実＞

○　里親のリクルート、トレーニング、委託推進、養育支援及び自立支援までを包括的に実施する「里親支援センター」の設置に取り組み、里親支援の充実を図ります。

○　社会的養護経験者の相互交流の場の提供、情報提供、相談支援などを行う社会的養護自立支援拠点を設置し、自立に向けた支援の充実を図ります。

50ページの注釈

※17：高等学校等就学支援金事業

教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて、高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）する事業

※18：高校生等奨学きゅうふきん事業

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に給付きんを支給する事業

51ページ

具体的なせ策の続き

＜ひとり親家庭への支援の充実＞

○　ひとり親家庭への各種支援制度の情報発信を強化するとともに、オンラインでの相談体制を充実し、周知を図ることで利用促進につなげます。

○　ひとり親家庭支援センターにおける就業支援、養育費の確保に向けた支援策により、ひとり親家庭等の経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

＜ヤングケアラーへの支援の充実＞

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、母子保健と児童福祉の一体てきな支援体制の構築を促進します。

○　併せて、児童生徒自身がヤングケアラーであると気づくことができるよう、発達段階に応じたヤングケアラーに関する教材を作成するなど、取り組みを進めていきます。

＜多様な背景を持つ児童生徒に対する支援＞

○　虐待や貧困、ヤングケアラーなど、厳しい環境に置かれた児童生徒の状況や背景についての理解を高めるための、校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげます。

○　厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用した相談支援体制の充実を行うとともに、学校、スクールソーシャルワーカーと、市町村福祉部署との連携体制（情報共有や行動連携）を強化し、組織的な支援体制の充実を図ります。

＜不登校児童生徒への支援の推進＞

○　　「きもちメーター」や「統合型校務支援システム」等を活用した学校における早期の情報共有、初動体制の強化を行うとともに、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援につなげるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門人材を効果的に活用し、校内支援体制のさらなる充実を図ります。

○　校内サポートルームや市町村教育支援センター等、不登校児童生徒が安心して過ごせる場やＩＣＴを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取り組みを推進します。

51ページの注釈

注釈１：きもちメーター

児童生徒が登校後に、１人１台タブレット端末を使い、今日の気持ち等を送信すると、教員の確認画面で回答を把握することができる。きもちメーターの回答と実際の様子を重ね、心の変化を早期発見したり、対象となる児童生徒への指導・支援の方法を考えたりする、高知県独自のツール

注釈２：統合型校務支援システム

校務支援システム：教職員の成績管理・出欠管理・保健管理等の事務的業務の負担軽減・効率化と同時に、児童生徒情報の確実な共有と引き継ぎなど、教育の質の向上を図るためのシステム

52ページ

具体的なせ策の続き

＜教育費等の負担の軽減に向けた経済的な支援＞

○　高等学校における就学のための経済的支援や、たし世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

53ページ

Ⅰの４：生きづらさや困難を抱える人たちへの支援

かっこ１：生活困窮者への支援

目指す姿

生活に困窮した人が、それぞれの状況に応じた必要な支援を受けることができている

ポイント

○コロナかで浮き彫りとなった生活困窮者を支援するため、現在未実施となっている、一時生活支援事業などの積極的な実施や、生活困窮者の早期把握等に有効な、た機関協働型の支援会議の実施により、支援体制の充実強化を図ります。

○ 生活困窮者自立支援制度を支える基盤を強化するため、従事者に対する研修体制の充実による、支援技術の向上と、た分野との連携を強化します。

○ 生活に困窮するかたが安定した生活を送ることができるよう、生活福祉資金貸付を必要なかたが利用できる体制づくりと、自立に向けた積極的な支援を行います。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

自立支援計画（プラン）の策定率、29.5％、50％、地域福祉政策課

一時生活支援事業又は地域居住支援事業の実施自治体数、１２分の２、12／12、地域福祉政策課

支援会議の設置自治体数、じゅうにぶんの０、12／12、地域福祉政策課

現状と課題

＜生活困窮者の自立支援＞

生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネットの一つとして、2015（平成27年度にスタートした生活困窮者自立支援制度では、県（ちょうそん部）と１１市が実施主体となって取り組みを進めています。

複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた各種支援を実施するほか、官民協働による地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげています。

本県における2023（令和５年３月時点の生活保護の受給者は17,292人、保護率は2.55％で全国平均の約1.6倍と高い傾向にあります。

また、2022（令和４年度中の生活保護の相談者数は2,531人で、その多くは生活困窮者自立支援事業の対象になり得ると考えられます。

53ページの注釈

※19　セーフティネット

「安全もう」と訳され、あみの目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと

54ページ

また、2021（令和３年度の要保護児童生徒すうは688人、準要保護児童生徒すうは10,677人で、全児童生徒すうに占める就学援助率は25.88％となっており、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの、貧困の連鎖の防止が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえると、生活困窮者自立支援制度のさらなる充実が求められます。

図は高知県の生活困窮者への自立支援の概要のイメージです。

本県における自立相談支援機関の相談実績と自立支援計画（以下この項において「プラン」という。）の策定件数は以下のとおりとなっています。

表：相談支援機関の相談実績及びプラン策定数

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和２年度、令和３年度、令和４年度の順に読み上げます。

相談件数：2,467、（うち町村ぶん：1,162）、2,159（うち町村ぶん：1,033）、2,147（うち町村ぶん：959）、2,281（うち町村ぶん：984）、2,113(うち町村ぶん：734）、4,899(うち町村ぶん：1,156）、3,177（うち町村ぶん：1,131）、2,300（うち町村ぶん：785）

プラン作成件数：217（うち町村ぶん：48）、245（うち町村ぶん：35）、301（うち町村ぶん：24）、458（うち町村ぶん：86）、443（うち町村ぶん：87）、714（うち町村ぶん：82）、778（うち町村ぶん：87）、679（うち町村ぶん：95）

プラン策定率：8.7%（うち町村ぶん：4.1%）、11.3%（うち町村ぶん：3.3%）、14.0%（うち町村ぶん：2.5%）、20.0%（うち町村ぶん：8.7%）20.9%（うち町村ぶん：11.8%）、14.5%（うち町村ぶん：7.0%）、24.4%（うち町村ぶん：7.6%）、29.5%（うち町村ぶん：12.1%）

特に、プランの策定率については、50％を目標としているところですが、2022年度時点では29.5％（町村部12.1％）と低調な状況のため、プランの策定率の向上に向けて、研修等を実施するとともに、プラン作成に対する意識の向上が必要です。

54ページの注釈

※20：要保護児童生徒数

生活保護法第６条第２項に規定する要保護者として、各市町村が把握している人数

※21：準要保護児童生徒数

各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数

※22：自立支援計画

アセスメント結果を踏まえ本人と相談支援員との協働により作成された個別の支援計画

55ページ

また、生活困窮者自立支援制度の充実に向けては、就労準備支援事業や、家計改善事業といった任意事業の実施や、支援につながっていない生活困窮者を早期に発見し、迅速に支援を開始するために、関係機関が情報共有を行う支援会議の設置が有効です。

表：任意事業の種類と実施率（令和４年度末時点）

実施自治体数、実施率の順に読み上げます。

就労準備支援事業：12／12、100%

家計改善支援事業：12／12、100%

一時生活支援事業：２／12、16.6%

子どもの学習生活支援事業：６／12、50%

高知県地域福祉政策課調べ

現在、国において、衣食住に関するシェルターの提供や、居住に困難を抱えるかた等に対して見守り支援を行う、居住支援事業（仮称）及び支援会議の努力義務化が検討されています。

任意事業のうち就労準備支援事業及び、家計改善支援事業は全市町村で実施済みですが、今後はその他の任意事業の実施率や、支援会議の設置を進めることが求められます。

生活困窮者自立支援制度を支える人材育成については、国の人材養成研修の後期研修をはじめ、県独自研修としてねん２回の従事者研修や困難事例の検討を行う研修を実施しています。

また、生活保護の業務に従事する職員等との合同開催による連携の強化などを図っています。

2023年度からは、コロナかや物価高騰の影響による生活困窮者の増加等に対応するため、県内３ブロックに新たに地域支援監を配置し、自立相談支援機関の後方支援や、生活保護制度や福祉サービス等の関係機関との連携強化・情報共有等を行い、生活困窮者に対する支援体制を強化しています。

55ページの注釈

※23：支援会議

生活困窮者自立支援法第９条を根拠として、会議の構成員に守秘義務を設け、本人同意のない事案についても、生活困窮者に関する情報の共有や支援体制の検討等を行うことができる会議体

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、高知県社会福祉協議会を実施主体とし、相談窓口業務を市町村社会福祉協議会に委託し、実施しており、低所得者、障害者、高齢者世帯などに対して、必要な資金の貸付と相談援助を一体てきに行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようにすることを目的とした制度です。

生活福祉資金のうち、総合支援資金と緊急小口資金の貸し付けにあたっては、原則として自立相談支援事業の利用が要件とされています。

生活福祉資金の貸付件数については、2007（平成19年度は74件であったものが、そのごの社会情勢の影響により大幅に増加しましたが、奨学金制度の見直しなどによる、教育支援資金の貸付件数の減少などにより、2010（平成22年度の526件をピークに減少傾向に転じ、近年は150件前後で推移していました。

そのご、新型コロナウィルス感染症の影響による休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象とした、生活福祉資金特例貸付については、累計の貸付実績は 28,872 件で貸付総額は 11,497,135,000円（令和2年3月25日から令和4年9月30日）と、従来の生活福祉資金貸付の規模を大きく上回っています。

56ページ

また、これにより、生活困窮者の実態が浮き彫りとなり、生活困窮者への支援強化の必要性が改めて確認されました。

特に、2023年１月から始まった償還への対応が大きな課題です。

同年11月時点では、償還対象債権（2024（令和６年１月償還開始分を含む）23,401件のうち、12,451件が住民税非課税等の免除要件に該当し償還免除となっています。償還免除となった世帯については、低所得等により生活に困窮している可能性が高く、寄り添った支援が必要です。

具体的なせ策

生活困窮者の自立支援

○プランの策定率を向上させるため、県及び市、並びに自立相談支援機関で組織される自立相談支援機関協議会での意識付けや、プラン作成の実務を研修テーマに取り入れるなど、積極的なプラン作成への働きかけを強めます。

○未実施となっている一時生活支援事業などの任意事業の実施率を向上させるため、実施ずみ自治体の取り組みの横展開や国からの情報提供等を行います。

○地域のネットワークづくりや包括的な支援体制を構築するため、た機関、た分野事業の従事者も参加できる研修等を実施します。

また、県内全域での支援会議の設置に向けて、設置要綱の制定及び地域の実情に応じた設置方法等を検討します。

○支援員の支援技術を向上させるため、支援員のニーズを把握し研修内容に盛り込むなど、内容の充実を図ることにより、研修参加の意欲を高めます。

生活福祉資金貸付制度

○生活福祉資金貸付制度について、高知県社会福祉協議会と連携し、貸し付けが必要なかたが利用できる体制を整えます。

○高知県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会及び自立相談支援機関が連携し、生活福祉資金特例貸付の償還状況等を把握し、自立に向けた伴走支援が必要なかたに対して積極的な支援を行います。

また、償還困難しゃ等の増加に対応するため、必要に応じて自立相談支援機関の相談体制や、アウトリーチ支援員の配置等の支援体制の強化を図ります。

57ページ

かっこ２：ひきこもりの人等への支援

目指す姿

ひきこもり状態にある方とそのご家族が孤立することなく、ともに支え合いながらいきいきと暮らすことができる社会になっている

ポイント

○　ひきこもりのかたやその家族が抱える複合的な課題の解決に向けて、地域のた機関の協働による支援体制（以下「市町村プラットフォーム」という。）づくりを引き続き支援します。

○　相談窓口の多様化を図るため、専門職等による相談支援機関に加え、ひきこもりの元当事者（ピアサポーター）等による相談支援の充実を図ります。

○　ひきこもりの人等が多様な選択肢を持てるよう、地域資源を活用した居場所づくりを支援します。

○　社会参加の機会が増やせるよう、ひきこもりのかた等に対する自立支援や中間的就労（就労体験、就労訓練等）の活用を促進します。

数値目標

具体的項目、現状(令和５年度)、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

居場所等の支援につながった件数、年間延べ298件（令和4年度）、年間延べ300件、地域福祉政策課

中間的就労を経て就労した人数、年間6人（令和４年度）、年間10人、地域福祉政策課

【現状と課題】

「ひきこもり」とは、「様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には６か月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態」を指しています。

2020（令和２年度に県が実施したひきこもり実態把握調査の結果、本調査で把握できたひきこもりの人の人数は692人でした。

こうしたひきこもり状態が長期高年齢化すると、いわゆる「はちまるごーまる問題」（高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題）に象徴的に現れ、生活に困窮するなどの深刻な問題につながります。

その背景には、家族やひきこもり状態のかたの病気、親の介護、離職、経済的困窮などの複合的な問題をその家族が抱えていることに加え、人間関係の孤立など地域社会とのつながりが薄れ、社会的に孤立する事情もあります。

ひきこもり状態の長期化による社会参加の困難さの増大を防ぐためには、当事者や家族のかたが早期に相談しやすい体制を整え、地域の相談窓口や利用できるサービスの内容などを広く周知するとともに、た機関協働の包括的な支援体制の整備を進めていくことが重要になります。

57ページの注釈

※24：ひきこもり状態の出典は「ひきこもりの評価支援に関するガイドライン」（平成22年５月）

※25：ひきこもり実態把握調査

県内で活動する民生委員児童委員のかたを対象にアンケート調査を実施

58ページ

多様な相談窓口の整備

県では、2009（平成21年度に精神保健福祉センターないに、ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応しています。

センターへの相談：1,246 件（令和４年度）

また、2021（令和３年度には県内すべての市町村のひきこもりに関する相談窓口の明確化と相談窓口の周知も実施しています。

市町村における相談件数：2,409件（令和４年度）

さらに、相談窓口の多様化を図るため、ひきこもりの元当事者であるピアサポーターによる相談支援を行う窓口として、2020年度に「高知県ひきこもりピアサポートセンター」を設置しています。

相談件数：826件（令和４年度）

このように、相談窓口の整備を進めていますが、支援機関等へのつなぎ件数が増加している一方で、新規相談件数の伸びが鈍化しており、更なる相談窓口の周知が課題です。

新規相談件数：255件（令和４年度）

居場所等の支援につながった件数：298件（令和４年度）

市町村における包括的な支援体制の構築

ひきこもりの支援は長期化することが多く、いちきかんや担当者のみでは継続支援が困難です。また、市町村単位では、医療や保健分野を中心に活用できる社会資源が少ないため、市町村プラットフォーム等を活用した「包括的な支援体制づくり」の推進と、県域及びブロック域での後方支援の充実が必要です。

そのため、県では市町村における包括的なひきこもり支援体制の構築に係る取り組みとして、市町村プラットフォームの設置運営を進めています。

市町村プラットフォームの構築：24市町村（令和４年度末時点）

また、ひきこもり地域支援センターでは、市町村等の職員を対象に、ケース会議等でのスーパーバイズの実施や、研修会等による人材育成等の支援のほか、2022（令和４年度にはひきこもりの支援に関わる支援者のための「ひきこもり支援ガイドブック」を作成しました。

ひきこもり支援者人材養成研修会：３回／80にん参加（令和４年度）

関係機関支援（関係機関や市町村とのケース会議等）：47回（令和４年度）

国では、住民により身近な市町村において、支援が受けられる環境づくりを進めていくこととしており、市町村におけるひきこもり支援環境の整備を加速化するためには、今後も市町村をバックアップする機能を強化することが重要です。

59ページ

社会参加に向けた支援の充実

県では、ひきこもりの人の居場所確保のため民間団体への支援をおこなっているほか、ひきこもり地域支援センターでは、当事者など同じような思いのかた同士で、気軽に集まることのできる居場所づくりをおこなっています。

県が支援している当事者の居場所：５箇所（令和４年度）

ひきこもり地域支援センターでの当事者の居場所づくりへの支援：「青年期の集い」47 回、「青年期の集い女子ミーティング」12回、「ひきこもり家族教室」2回など

こうした多様な支援をおこなっていますが、一部の地域だけでなく、ひきこもりのかたご自身の実情に即した様々な選択肢を持つことができるよう、身近な地域における集いの場や就労体験の場などの居場所づくりと、社会参加に向けた支援の充実が必要です。

具体的なせ策

多様な相談窓口の整備

○当事者やその家族を必要な支援につなげるため、ＳＮＳ等の活用など、様々な広報媒体による情報発信を行うことで、幅広い年代の対象者に相談窓口や取り組みを周知します。

○相談窓口の多様化を図るため、専門職等による相談支援機関に加え、ピアサポーターによる相談支援の充実を図ります。

市町村における包括的な支援体制の構築

○ひきこもりのかたやその家族が抱える複合的な課題の解決に向けて、地域のた機関の協働による市町村プラットフォームづくりを支援します。

○地域のネットワークづくりを推進するため、ブロック域支援者連絡会や圏域連絡会による各市町村の支援者同士がつながる機会を提供することで、取り組みの横展開とひきこもり支援者のネットワークづくりを支援します。

○ひきこもり地域支援センターが作成した「ひきこもり支援ガイドブック」を活用した研修や事例研究の実施のほか、市町村ケース検討会でのスーパーバイズ等で人材養成に取り組みます。

社会参加に向けた支援の充実

○当事者自身が多様な選択肢を持てるよう、就労支援のほか、あったかふれあいセンター等、既存の地域資源を活用した居場所づくりを支援します。

○社会参加に向けた支援として、ひきこもりの人等に対する自立支援や中間的就労（就労体験、就労訓練等）の活用を促進します。

60ページ

かっこ３：自殺予防対策の推進

目指す姿

県民一人ひとりが自殺予防の主役となり、誰もが自殺に追い込まれることのない社会になっている

ポイント

○自殺は、誰もが当事者になり得る重大な問題であるという認識を広く浸透させるため、自殺に関する正しい認識の普及啓発を推進します。

○自殺を考える程追い込まれた人が抱える課題を解決するため、身近な市町村において、包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。

○周りの人の異変に気づき適切に対応できるよう、ゲートキーパーの養成研修を拡充します。

数値目標

具体的項目、現状(令和５年度)、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

メンタルヘルスに関する情報発信ホームページの閲覧件数、なし、累計100,000件、障害保健支援課

市町村における自殺に関する相談件数、255件（令和3年度）、ねん当たり総数500件、障害保健支援課

ゲートキーパーの養成人数、累計約4,500人（令和3年度）、累計8,500人以上、障害保健支援課

現状と課題

本県の近年の自殺者数はピーク時（2004（平成16年）の256人からほぼ半減していますが、横ばい状態が続いています。

2021（令和３年の年齢階級別の死因では、20歳代、30歳代では「自殺」が第１位となり、20歳未満、40歳代でも第２位となるなど、若年層の自殺が深刻な課題となっています。

また、20～40歳代の働きざかり世代の男性の自殺者が増加傾向にあります。

いのち支える自殺対策推進センターの地域自殺実態プロファイル（2022）によると、本県の男性の自殺死亡率は全国に比べて高く、特に40歳代、60歳代、80歳代で6ポイント以上も高い状況です。一方、女性は全体では全国に比べて低いものの、40歳代から60歳代で全国よりも高くなっています。

そのため、働きざかり世代向けには、職域での健康づくりと併せてメンタルヘルス対策を推進するほか、高齢者層向けには、孤独孤立を防ぐための地域の見守り体制づくりをさらに進める必要があります。

61ページ

表：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

この表をグラフ化したものがあります。

自殺の原因動機では、健康問題が５割近くを占めており、その中でもうつ病をはじめとする精神疾患が多い状況です。

精神保健福祉センターでは、心の健康相談や精神科医療に関する相談、社会復帰相談をはじめ、アルコールや薬物、思春期、ひきこもり等の専門的な相談など、様々なメンタルヘルスに関する相談に対応しています。

また、必要に応じて産業保健や教育機関、医療機関と連携を図りながら、地域における心の健康づくりにも取り組んでいます。

62ページ

自殺を考えるほど追い込まれた人は、様々な課題を複合的に抱えている場合が多いため、最も身近な市町村における包括的な支援が必要になります。

また、自殺に追い込まれるということは誰にでも起こり得る危機であり、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者になり得る重大な問題という認識を広く浸透させることが必要です。

県では、これまで、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成に取り組んできました。

特に、高齢者と接する機会の多い介護や医療従事者、民生委員児童委員、債務問題などの相談に応じる弁護士等の法律に関する専門家、住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い医療関係者、児童生徒と日々接している教職員、職場で従業員等の健康を管理する職員、友人同士の相談機会が多い大学生等には、ゲートキーパーとしての役割が期待されます。

今後こうした人々を中心に、ゲートキーパーの養成を進めていくことが必要です。

また、自殺者の約20％のかたには自殺未遂歴があります。そのため、救急医療機関や精神科医療機関に対して行政との意見交換の場を設け、自殺未遂者やその家族等に必要な市町村・保健じょ等による支援やケアの提供に関する情報を共有します。そのうえで、圏域ごとに自殺未遂者を個別に地域資源につなぐなどの包括的な支援体制づくりが求められます。

事例６

自殺予防ゲートキーパー～あなたの気づきを待っている人がいます～

自殺を防ぐためには、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、ゲートキーパーを増やしていくことが重要です。

県では、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な職業のかたや学生等を対象に、周りの人の異変に気づいた時に適切に対応できるよう、ゲートキーパーの養成をおこなっています。

ゲートキーパーとしての知識を身につける方法はいくつかありますが、県のメンタルヘルス総合サイト（メンタルヘルスサポートナビ）じょうの動画を視聴することで、ゲートキーパーの役割等を誰でも学ぶことができます。

　ゲートキーパーは、決して専門的なことをするということではなく、適切に対応できる知識を持つことで誰でもなることができます。高知県でゲートキーパーの輪を広げていきましょう。

ゲートキーパーが悩みを抱えている人に気づき、声をかけているシーンとゲートキーパーとして、気にかけて継続して見守っているシーンの写真があります。

出典：ゲートキーパー研修動画

63ページ

具体的なせ策

○「高知県メンタルヘルスサポートナビ」を運営し、自殺に対する正しい認識やメンタルヘルスの重要性を発信します。

○生きづらさを抱えた人や家庭が、地域で孤立することなく必要な支援が受けられるよう、住民にとって最も身近な自治体である市町村で、包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。

○様々な分野や職種のかた、地域のかたが、周りの人の異変に気づいた時に、適切に対応できるよう、ゲートキーパーのさらなる養成を図ります。

○圏域ごとの自殺未遂者支援の体制づくりを推進し、救急医療機関や精神科医療機関に対して、自殺未遂者や家族等に必要な地域支援やケアの提供に関する情報共有を徹底します。

（参考）高知県メンタルヘルスサポートナビ

高知県メンタルヘルスサポートナビは、悩みを抱えた人や、周りで支える方々をサポートするメンタルヘルス専門の情報サイトです。

困りごとや悩みに応じた相談先を検索できたり、自殺予防ゲートキーパーになるための動画研修を掲載するなど、メンタルヘルスに関する様々な情報を掲載しています。

ＵＲＬ

https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/mental/

このＱＲコードとメンタルヘルスサポートナビのホームページ画像があります。

64ページ

かっこ４：依存症対策の推進

目指す姿

依存症の「発症予防」「進行予防」「回復再発予防」の各段階に応じた支援が、適切に行われている

ポイント

○「依存症は病気である」といった正しい理解が広がるよう、高知県メンタルヘルスサポートナビでの情報発信や予防教育を推進します。

○相談支援に携わる医療保健福祉関係者等が適切に対応し、早期に適切な治療や支援につなぐことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、医療提供体制の整備を推進します。

○依存症の当事者とその家族が地域で孤立することを防ぎ、居場所を失うことがないよう、市町村の包括的な支援体制づくりを後押しするとともに、自助グループ等の活動を強化し、依存症からの回復や社会復帰を支えます。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

依存症等に関する情報発信ホームページの閲覧件数、10,496件（令和4年度）、累計100,000件、障害保健支援課

アルコール健康障害及び各種依存症の相談件数、1,346件（令和3年度）、1,850件、障害保健支援課

アルコール健康障害及び各種依存症問題に取り組む団体への支援、６団体（令和5年度)、8団体、障害保健支援課

現状と課題

依存症はアルコールや薬物等の物質やギャンブル等の行為などの依存する対象に関わらず、本人の健康や日常生活・社会生活に支障を生じるだけでなく、多くの場合、家族等の周囲の人にも影響を及ぼします。

依存症は早期の支援や適切な治療により十分に回復が可能であるにも関わらず、当事者や家族が気づきにくく、相談につながりにくいため、依存症に関する正しい知識を広く啓発することが必要です。

特に、アルコールやギャンブル等に接する機会の増える大学生などの若者に対する普及啓発が重要です。

県ではこれまで、学校等の関係機関と連携した予防教育や、新聞、ＳＮＳ広告等、様々な媒体を活用した啓発に取り組んできましたが、早期に相談や適切な医療につながるよう、正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知に、更に取り組むことが必要です。

65ページ

市町村の職員、民生委員児童委員や弁護士、司法書士、警察、生活困窮者自立相談支援員等、地域で様々な相談支援に関わる支援者が、相談者の状態の変化に気付き、適切な支援につなぐことができるよう、依存症に関する正しい知識や適切な対処方法、相談の内容に応じた窓口の把握など、依存症が疑われる人への対応りょくを身に付けておくことが必要です。

図１：精神保健福祉センター・保健所・市町村が実施した精神保健福祉相談件数（ギャンブル）

平成29年：精神保健福祉センター143件、保健所８件、市町村30件、合計181件

平成30年：精神保健福祉センター297件、保健所5件、市町村24件、合計326件

令和元年：精神保健福祉センター430件、保健所12件、市町村35件、合計477件

令和２年：精神保健福祉センター400件、保健所12件、市町村39件、合計451件

令和３年：精神保健福祉センター278件、保健所12件、市町村75件、合計365件

図２：精神保健福祉センター・保健所・市町村が実施した精神保健福祉相談件数（アルコール）

平成29年：精神保健福祉センター62件、保健所135件、市町村303件、合計500件

平成30年：精神保健福祉センター68件、保健所209件、市町村428件、合計705件

令和元年：精神保健福祉センター129件、保健所61件、市町村415件、合計605件

令和２年：精神保健福祉センター205件、保健所211件、市町村657件、合計1073件

令和３年：精神保健福祉センター132件、保健所214件、市町村410件、合計756件

出典：図１、２ともに衛生行政報告例・地域保健健康増進事業報告

依存症に至る背景には、健康問題や経済・生活問題など、依存症である本人やその家庭が様々な課題を抱えている場合がすくなからずあります。

そのため、本人やその家族が抱える複合化した課題を解決できるよう、最も身近な自治体である市町村において、包括的な支援体制が構築されていることが重要です。

また、依存症の人が身近な地域で必要な治療が受けられるよう、依存症専門医療機関の充実や、かかりつけ医療機関の対応りょく向上に取り組むことが必要です。

そのため、これまで依存症対策全国センターが実施する、依存症の治療指導者養成研修への医療従事者の派遣や、県内のかかりつけの医師等を対象に研修会を実施し、アルコール健康障害やギャンブル等依存症の診療に関する知識や技術の向上に取り組んできました。

その結果、依存症専門医療機関での受診人数は増加していますが、身近な地域でも必要な治療が行われるよう、専門医療機関と連携しながら、専門医療機関以外の精神科病院やかかりつけ医療機関の対応りょく向上に取り組む必要があります。

図３：アルコール依存症専門医療機関の受診件数（延べ）と実人数

令和元年度：487件、52人

令和２年度：561件、60人

令和３年度：1171件、86人

令和４年度：1096件、109人

図４：ギャンブル等依存症専門医療機関の受診件数（延べ）と実人数

令和３年：94件、11人

令和４年：72件、29人

出典：図３、４ともに依存症専門医療機関実績報告

加えて、依存症の回復や再発防止には、自助グループや家族会による支援が効果的であるため、これらの団体の活動が継続されることが必要です。

66ページ

これまで、依存症対策支援事業費補助金を創設し、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動支援に取り組んできた結果、依存症の正しい知識の普及啓発や、当事者や家族等の居場所づくりが進みました。

依存症からの回復や再発予防には、自助グループへの参加が有効とされていることから、精神保健福祉センターや福祉保健所、市町村、医療機関において、相談者が適切な支援に繋がるよう、支援者と自助グループとのネットワークの更なる強化を図る必要があります。

具体的なせ策

○依存症に関する正しい知識や相談窓口を広く周知するため、アルコール健康障害や各種依存症に関する情報を一げんてきに発信する、高知県メンタルヘルスサポートナビを運用し、情報発信を強化します。

○依存症に関する正しい知識の習得や相談支援のスキルの向上を図るため、市町村の職員、民生委員児童委員や弁護士、司法書士、警察、生活困窮者自立相談支援員等の地域住民の生活支援にあたる関係者を対象とした研修会を開催します。

○医療機関の依存症に関する対応りょくの向上を図るため、医療従事者に国が実施する専門研修の受講を働きかけます。また、依存症の専門的な治療が受けられるよう、専門医療機関の設置を促進します。

○依存症の人や、その家族が地域で孤立することなく必要な支援が受けられるよう、最も身近な自治体である市町村で包括的な支援が受けられる体制づくりを支援します。

○自助グループや家族会の活動を活性化させるため、その活動内容の啓発や相談等を支援するとともに、自助グループの見学会などを開催します。

67ページ

かっこ５：権利擁護の取り組みの推進

目指す姿

地域に暮らす高齢者や障害者など全ての人が、尊厳ある本人らしい生活が継続できている

１）日常生活自立支援事業、及び成年後見制度の取り組みの推進

ポイント

○支援が必要な人に対して適正で効果的な事業が実施されるよう、日常生活自立支援の体制の充実や市町村における権利擁護の取り組みの後方支援を行います。

○市町村と関係機関との連携強化を図り、地域の実情に応じた権利擁護支援の体制強化に取り組みます。

○県は担い手育成方針を策定し、市民後見人の養成や市町村社会福祉協議会等による法人後見の受任体制の整備を支援します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

中核機関の設置、24市町村、全市町村、地域福祉政策課

成年後見制度利用促進計画の策定、30市町村、全市町村、地域福祉政策課

担い手育成方針（市民後見人や法人後見、専門職後見等）の策定、未策定、策定ずみ、地域福祉政策課、長寿社会課、障害福祉課

現状と課題

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なかたが、地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものです。

高知県社会福祉協議会では、自分一人でサービスの選択や契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人などに対して、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。

認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者が増加する中、相談件数及び実利用者すうは増加しており、今後、本事業の需要はさらに増大することが見込まれることから、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会からの委託）の支援体制の充実が求められます。

相談件数：平成30年度29,351件から令和４年度37,609件

実利用者数：平成30年度665人から令和４年度750件

68ページ

また、日常生活自立支援事業を利用する人の中には、契約時に判断能力があっても、そのごの判断能力の低下により、生活に支障が出たり、親族等による経済的虐待や悪徳商法等の被害に遭う恐れがある場合は、本事業での支援は困難となり、成年後見制度への移行が必要となります。

2018（平成30年の成年後見制度利用促進法のせこうにより、成年後見制度の更なる活用促進をはじめとする、地域における権利擁護体制の検討がより一層求められていますが、成年後見制度に移行できていないケースや、制度の利用開始までに時間がかかることが課題となっています。

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える重要な制度です。

高齢者や障害者に対する消費者被害や経済的虐待など、権利侵害が関係する事例が発生している中、成年後見制度の利用促進などにより高齢者や障害者の権利を擁護する必要があります。

成年後見制度発足以来、財産保全の観点が重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘され、2020（令和２年に、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーとするワーキンググループが「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインについて」を策定しています。

こうした状況を踏まえ、2022（令和４年３月に国が策定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけています。

その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの、さらなる推進が求められています。本県においても、2023（令和５年９月時点で、３０市町村で「成年後見制度利用促進計画」が策定されており、地域連携ネットワーク「中核機関」の整備も２４市町村となるなど、取り組みが広がっています。

また、県、専門職団体、関係機関、高知県社会福祉協議会等で組織する「高知県権利擁護支援ネットワーク」では、管内市町村の体制整備の取り組みを進めるための、具体的支援策の検討を行う県域・ブロック別協議会を開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、市町村の取り組みを支援しています。

認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者が増加する中、介護保険サービスの利用など各種契約や財産管理などを行うにあたって、成年後見制度の活用が一つの手段となり、今後、成年後見制度の需要はさらに増大することが見込まれます。

そうした中、地域連携ネットワークの充実や中核機関の設置等については、小規模ちょうそんでの体制整備が進んでいないため、高知県権利擁護支援ネットワークや社会福祉協議会、関係機関等が連携し、地域の実情に応じた権利擁護支援体制整備や、担い手の確保育成が必要です。

69ページ

何よりも本人の意思決定の支援が重要であることから、家族や地域住民、関係機関、後見人などに対し、その理念の浸透を図るとともに、権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ることが必要です。

具体的なせ策

○認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者の増加を見据え、市町村社会福祉協議会（高知県社会福祉協議会から委託）の日常生活自立支援体制の充実を図ります。

○利用者の状態の変化等に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度などへの適切な移行ができるよう、各自治体における包括的な権利擁護の取り組みの後方支援を行います。

○市町村の地域連携ネットワークや中核機関など、権利擁護支援体制の強化に向けて、高知県権利擁護支援ネットワークによる、県域・ブロック別の協議会の開催や研修等の実施により、市町村と関係機関・関係団体の課題や情報の共有と連携強化を図ります。

○権利擁護支援の重要な要素である意思決定への支援の理念の浸透を図るため、地域や関係機関に対する研修等を実施します。

○成年後見制度の充実のため、担い手育成方針（市民後見人や法人後見、専門職後見等）を策定し、市民後見人の養成や市町村社会福祉協議会等による法人後見の受任体制の整備を支援します。

○権利擁護支援の推進のため、本人や家族、地域住民や関係機関、後見人などに対し、相談窓口の周知など広報の充実を図ります。

70ページ

２）高齢者、障害者及び児童虐待防止対策の推進

ポイント

○困難事例に対し専門的な助言を行う、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

○虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、通報や相談窓口の周知とともに高齢者虐待について普及啓発を図ります。

○市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。（再掲）

現状と課題

高齢者虐待に関すること

近年、高齢化に伴い、全国的に虐待発生件数が増加傾向にあります。

また、養護、被養護の関係にない者からの虐待やセルフネグレクトなどの事案も発生しており、高齢者虐待防止対策をより推進していく必要があります。

高齢者への虐待を防止するためには、身近な人をはじめとした地域でのきめ細かな見守りや、生活に困難や課題を抱える人に対して、できるだけ早く適切な支援をすることが重要です。

また、親族からの虐待など、発見が困難な場合があることから、2006（平成１８年４月からせこうされた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）によって、高齢者虐待に気付いた人には、市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

養護者による虐待に対しては、行政権限を適切に行使し、虐待者及び加害者に対する相談、指導又は助言を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組むことが重要です。

さらに、養介護施設従事者等による虐待に対しては、県と市町村が協働して虐待の防止に取り組むことが重要です。

市町村においては、虐待の防止や早期発見から個別支援に至る各段階において、虐待の恐れのある高齢者やその家族などへの多面的な支援を行うため、高齢者虐待防止ネットワークなど、関係機関団体との連携、協力に取り組んでいます。

また、県では、市町村職員や介護施設職員等を対象に、高齢者虐待防止・身体拘束廃止を正しく理解して取り組むための研修会などをおこなっており、研修会の実施により、虐待の定義や市町村への通報義務などが浸透し、相談や通報の件数が増えてきています。

虐待が認められた件数も多く、より一層虐待防止に向けた体制整備を強化する必要があります。

障害者虐待に関すること

障害者虐待については、2012（平成24年10月からせこうされた、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人には、市町村に通報する義務が生じるとともに、市町村には立ち入りの権限が与えられています。

71ページ

県内における養護者による虐待は、相談通報件数とも横ばい傾向にありますが、障害福祉施設従事者等による虐待は、2015（平成27年度以降、相談通報件数が増加傾向にあります。

市町村は、虐待の防止や通報の受理及び事実確認、虐待をおこなった養護者に対する支援等を行うため、市町村障害者虐待防止センターを設置し、関係機関団体との連携協力体制のもと、対応しています。

県は、2017（平成29年度に高齢者・障害者権利擁護センターを設置（委託先：高知県社会福祉協議会）し、障害者の権利擁護に関する相談対応のほか、障害福祉施設従事者や市町村担当者を対象に、キャリアに応じた研修を実施し、職員の専門知識の習得や対応りょくの向上を図っています。

また、困難事例など虐待対応に関する助言が必要な市町村には、弁護士及び社会福祉士による高齢者・障害者権利擁護専門家チームの派遣調整などを行い、適切な対応につなげています。

虐待の防止のためには、地域住民に対して通報の義務や相談窓口の周知、障害者虐待防止法に関する啓発などをさらに進めることにより、虐待を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。

また、虐待防止や適切な対応を行うために、市町村担当者及び障害福祉施設等、職員の資質向上が必要です。

児童虐待防止対策の推進　48ページの内容を再掲

2022（令和４年度の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、501件でたかどまり傾向にあります。

子どもや子育て家庭の個々のニーズや家庭のリスクに応じた適切な支援を行う、市町村子ども家庭総合支援拠点は、県独自の財政支援を実施してきたこともあり、設置すうが拡大し、専門職員の配置も増加するなど、相談支援体制の充実が一定図られています。

一方で、市町村の担当職員は異動等による交替がある上、職種については事務職が最も多くなっており、専門性の確保が課題となっています。

そのため、児童虐待の発生予防、早期発見の徹底に向けて、周知啓発を強化するとともに、発生時の迅速な対応に向けて、市町村や児童相談所職員の専門性の向上、相談支援体制のさらなる強化が必要です。

具体的なせ策

高齢者・障害者虐待に関すること

○困難事例に対し専門的な助言を行う、高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。

72ページ

具体的なせ策の続き

○虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じ、通報や相談窓口の周知とともに、高齢者虐待について普及啓発を図ります。

○市町村や地域包括支援センター、障害福祉施設等の職員を対象に、職員の資質向上を図る研修会を開催するほか、虐待防止ネットワークの構築や、虐待対応等困難事例への対応における助言や支援を行います。

○介護施設職員等を対象に、高齢者虐待防止や身体拘束の廃止など、利用者の権利擁護の視点に立った、介護に関する考え方を習得するための研修会を開催します。

児童虐待防止対策の推進（50ページの内容を再掲）

○　児童虐待の発生予防、早期発見につなげるため、虐待対応ダイヤル「いちハちきゅう、いちはやく」やSNS相談窓口「親子のための相談LINE」の認知度向上を図るなど、より相談支援につながりやすい仕組みづくりに取り組みます。

○　市町村におけるこども家庭センターの設置を促進し、相談支援体制の強化を図ります。

○　児童虐待発生時の対応りょくの向上を図るため、市町村担当者に対するアセスメント等の相談対応りょくの向上や、児童相談所職員のさらなる専門性の向上に向けた研修を実施します。

73ページ

かっこ６：様々な困難を抱える女性への支援

目指す姿

すべての女性が、置かれた状況や自らの意思に応じて、必要な福祉的サービスを活用しながら、安定的で自立した生活を送ることができる

ポイント

○男女共同参画や、固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力根絶、せいと生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルスアンドライツ）についての知識の向上、県民意識の醸成を図ります。

○支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化充実を図るとともに、女性相談支援員等の資質向上を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

市町村における女性相談窓口の設置、なし、全市町村、人権男女共同参画課

現状と課題

女性は男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多いと言われています。

婦人保護事業は、1956（昭和31年に制定された売春防止法を根拠として始まりました。

そのご、2001（平成13年に「はいぐうしゃからの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）が制定され、ＤＶ（配偶者からの暴力）被害者の保護を婦人保護事業として法定化し、そのご、ストーカー被害者や人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮など、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有するかたなどについても、婦人保護事業の対象として運用されています。

社会経済状況などの変化に伴い、近年では、せい暴力・性犯罪被害やＡＶ出演被害、ＪＫビジネス問題など、女性を巡る課題は更に複雑化、多様化、複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、困難な問題を抱える女性の課題は顕在化してきました。

例えば、在宅時間の増加などに伴うＤＶの問題、外出自粛が求められた中で、家庭に居場所がない若年女性の存在、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた飲食宿泊業などの非正規雇用労働者に、女性の割合が高いことによる生活困窮の問題などがあげられます。

こうした中、2022（令和４年５月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和４年法律第52号）が成立しました。

74ページ

同法では、国の基本指針に基づき、都道府県で基本計画を策定することとしており、先駆的な女性支援を実践する民間団体との協働といった視点も含む、新たな支援の仕組みの構築が求められています。

県では、これまで、女性相談支援センターにおいて、暴力被害や家庭問題など、様々な女性の相談に対応するとともに、「こうち男女共同参画プラン」や、「高知県ＤＶ被害者支援計画」に基づき、人権尊重やＤＶ防止に向けた啓発、ＤＶ被害者等の一時保護などについて、関係機関や民間団体と連携して取り組んできました。

また、2024（令和６年３月には、「高知県ＤＶ被害者支援計画」と統合する形で、新法に基づく基本計画である「高知県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援計画」を策定しました。

計画策定に先立って実施した「高知県困難な問題を抱える女性への支援に関するニーズ調査」から、特に若年層が相談につながっていない可能性があることが分かり、一時保護しょや女性自立支援施設の運用ルールが、現代の生活に合わなくなってきていることなどの課題が、全国的にも指摘されていることから、今後は、関係機関や民間団体との更なる連携により、多様な困難を抱える女性を早期に把握し、寄り添い、包括的に支援する体制を整備することとしています。

具体的なせ策

○男女共同参画や固定的な性別役割分担意識の解消、女性に対する暴力根絶、せいと生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルスアンドライツ）についての知識の向上および県民意識の醸成を図ります。

○女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、ＳＮＳ等を活用した多様な相談支援に取り組みます。

○支援の中核を担う、女性相談支援センターの相談支援機能の強化充実を図るとともに、女性自立支援施設の支援機能の強化充実を図ります。

○住民にとって最も身近な相談窓口となる、市町村における相談支援の充実、女性相談支援員等の資質向上を図ります。

○支援対象者の状況や意思に応じて、一時保護や被害回復支援、日常生活の回復支援、同伴児童等への支援、自立支援、地域での生活再建に向けたフォローアップ支援を、関係機関や民間団体との連携協働により実施します。

○支援調整会議を通じた、県内の関係機関との連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じ、連携協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

75ページ

かっこ７：再犯防止対策の総合的な推進

目指す姿

犯罪をした人が必要な支援を受け、社会復帰できる社会になっている

ポイント

○令和５年度に策定した「第２期高知県再犯防止推進計画」に基づき、高知県地域生活定着支援センターなどにおいて、犯罪をした人たちの雇用や居住先の確保などの社会復帰を支援します。

○少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら見守り支援の取り組みを実施します。

現状と課題

犯罪を犯した人の中には、高齢や障害により福祉的な支援が必要でありながら、適切なサービスにつながっていない、あるいは、住居や就労先を確保しないまま矯正施設をしゅっしょしたことにより、社会から受け入れられにくく、再び犯罪に手を染めるケースがあります。

高知県の再犯者率（令和３年）：50.3%（※全国平均：48.6%）

そのため、県では、2011（平成23年６月に高知県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設等から退しょ後、高齢や障害があることにより地域で自立した生活を送ることが難しい人に対して、居住先の調整や必要な福祉サービス等を利用できるよう支援しています。

また、2023（令和５年３月には、国の「第二次再犯防止推進計画」が策定され、都道府県の役割として、各市町村で再犯の防止等に関する取り組みが円滑に行われるよう、市町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市町村が単独で実施することが困難と考えられる就労等に対する支援について、地域の実情に応じた実施に努めることが求められています。

そのため、県では、先進事例の取り組み等を情報収集して、市町村が包括的支援体制を整え、適切な福祉サービスにつなげることができるよう、研修会等を通じた支援に取り組んでおり、再犯防止に関するせ策を定める地方再犯防止推進計画は、県内27市町村で策定されるなど、一定の成果が図られています。

再犯防止のためには、しゅっしょ者等を受け入れる協力雇用ぬしの確保などの就労に向けた支援や居住先の確保のほか、福祉的支援を望まない人や高齢や障害等の公的サービスの対象とはならないものの、支援が必要と思われる人たちへの対応など、更なる支援体制の充実が必要です。

特に、刑法犯少年の非行率は改善されつつありますが、再非行率はまだ全国平均より高い水準となっており、教育機関や警察等と連携した取り組みが必要です。

76ページ

具体的なせ策

○支援が必要な人が、雇用につながり居住先の確保などができるよう、高知県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障害により、特にしゅっしょ後の自立が困難な矯正施設退しょしゃ等に対して、福祉サービス等の利用に向けた特別調整や相談支援等を行います。

また、制度の狭間に取り残されることなく適切な支援が行われるよう、市町村や関係機関等との連携や課題の共有等を図りながら、包括的な支援体制の整備を進めます。

○少年非行防止対策をさらに推進するため、教育、警察、福祉が連携しながら再非行の防止に向けた、定期的な訪問活動による少年及び家族への継続的な指導、助言といった見守り支援の取り組みを実施します。なお、「若者サポートステーション」においても、各種セミナー等による就労支援、高等学校卒業程度認定試験合格等を目指した修学支援を実施します。

77ページ

Ⅰの５：防災減災対策の推進

かっこ１：災害じ要配慮者支援対策の着実な推進及び実効性の向上

目指す姿

災害じに誰一人取り残されない避難支援体制と避難生活の環境が整っている

ポイント

○避難行動よう支援者の命を守るため、市町村の状況に応じ、福祉専門職の参画も促しながら、個別避難計画の作成を力強く後押しします。

○助かった命をつなぐため、不足している福祉避難じょの指定を促進するとともに、指定ずみの福祉避難じょについては、運営体制の実効性の向上を図ります。

また、一般の避難じょに避難する要配慮者が安心して避難生活を過ごせるように、要配慮者の受入体制の充実を図ります。

○南海トラフ地震のような大規模災害じに備え、高知県災害派遣福祉チーム受援計画に基づき、県外からの応援の受入体制の整備を行います。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

名簿提供同意取得者（優先度が高いかた）の個別避難計画作成率、54.1％（令和4年度末）、100％、地域福祉政策課

福祉避難じょ運営訓練実施、10市町村（令和4年度末）、全市町村、地域福祉政策課

要配慮者の受入方法等を踏まえた避難じょ運営マニュアルのバージョンアップ率、32.7％（令和4年度末）、100％、南海トラフ地震対策課

現状と課題

2011（平成23年３月11日に発生した東にほん大震災においては、被災者全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者すうは約６割であり、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約２倍にのぼりました。

また、消防職団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

図　東にほん大震災における被災状況

死者すうに占める高齢者の割合　60％

人口1000人あたりの死者すう　被災者全体さんてんににんに対し障害のある方は7.7人と約２倍

死者行方不明者　消防関係者　281名、民生委員　56名

出典：「避難行動よう支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年８月)　内閣府

78ページ

そのごの台風災害等においても避難行動よう支援者が逃切れない災害が続いたことから、2021（令和３年５月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

併せて内閣府の「避難行動よう支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改正され、作成の優先度が高いかたについては、2025（令和７年度までの計画作成が求められています。

県では、こうした避難行動よう支援者の命を守る対策として、各市町村の状況に合わせた個別支援を進め、県全体での計画作成率は54.1％（令和４年度末）になりました。

県内の避難行動よう支援者の対象者の大半を占める高知市では、自主防災組織等を中心に取り組みを進めてきましたが、個別避難計画の作成率は14.3％（令和４年度末）にとどまっており、さらなる計画作成が必要です。

また、個別避難計画の実効性を高めるためには、計画に基づく訓練を実施し、計画を定期的に見直すことが必要です。

助かった命をつなぐ対策として、福祉避難じょの指定を進めた結果、243施設（令和４年度末）が指定されています。

県ではさらなる指定を促進するため、福祉避難じょ運営に必要な資機材整備を支援しています。

また、福祉避難じょ運営の実効性を確保するためには、訓練が必要であるため、訓練実施市町村の拡充を図ります。

2019（令和元年度には、一般の避難じょに避難された要配慮者のかたが安心してすごせるよう、「一般の避難じょの運営マニュアル（要配慮者対応編）作成の手引き」を作成しました。

続けて、2020（令和２年度には、要配慮者の特性に応じた支援方法等をまとめた「避難じょにおける要配慮者支援ガイド」を、2022（令和４年度には、「一般の避難じょにおける要配慮者受入支援動画」を制作し、一般の避難じょでの要配慮者の受入方法やスペース等を踏まえた避難じょ運営マニュアルのバージョンアップの参考として活用していただいています。

しかしながら、一般の避難じょにおける要配慮者のかたに対応した避難じょ運営マニュアルのバージョンアップについて、市町村のマンパワーぶそくにより時間を要しているため、財政的な支援が求められています。

令和４年度末のバージョンアップ率：32.7％

2020年12月には、避難じょ生活による要介護状態の悪化や災害関連死を防ぐため、高知県ディーワット（災害派遣福祉チーム）を発足しました。

ディーワットの派遣実績は全国的にも少なく、隊員の一定のレベルを維持するためには、より実践的な訓練や研修の実施、体制の強化が必要です。

また、南海トラフ地震のような大規模災害じには、高知県ディーワットだけでは対応が難しいことが想定されるため、2022年３月に高知県災害派遣福祉チーム受援計画を定め、県外からの応援の受け入れ体制の整備を進めています。

なお、2024（令和６年１月１日に発生した、能登半島地震では、人口減少が進むちゅうさんかん地域や沿岸地域で大きな被害が生じました。

南海トラフ地震による災害発生が想定される本県でも、同じような状況が起こりうるという前提に立ち、これまでの取り組みの検証を進めます。

79ページ

具体的なせ策

○避難行動よう支援者の個別避難計画の作成を推進するため、各市町村の状況に応じた個別支援を実施します。

また、効果的効率的に個別避難計画の作成を進めるため、日ごろから要配慮者の状況を把握されている福祉専門職の参画を促進します。

○作成した個別避難計画の実効性の向上を図るため、訓練への福祉専門職参画や、必要性が明らかになった資機材整備を支援します。

併せて、各市町村の個別避難計画作成事例や訓練実施事例の横展開などにより、比較的遅れている市町村の取り組みを促進します。

また、地域住民や要配慮者が参加した訓練実施に向け、市町村の取り組みを支援します。

○一般の避難じょにおける要配慮者の方に対応した避難じょ運営マニュアルのバージョンアップについて、市町村に対して、「避難じょにおける要配慮者支援ガイド」等の活用を呼びかけるとともに、引き続き、要配慮者対応のためのマニュアル改定に係る経費について補助金により支援します。

○ディーワットの体制を強化するため、より実践的な研修の実施や、せん遣隊の編成など、災害対応を想定し、実践的な体制整備を行います。また、国の中央センターと連携し、県外からの応援の受入体制の整備を行います。

80ページ

かっこ２：被災者の自立・生活再建支援対策の推進

目指す姿

被災者が誰一人取り残されることなく、自立・生活再建できる支援体制が整っている

ポイント

○平時から様々な課題を抱えるかたや、その世帯を災害じに効率的な支援につなげるため、「高知型地域共生社会」の実現に向けた市町村の包括的な支援体制づくりと、災害発生時における被災者に寄り添った支援体制づくりを一体てきに推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

包括的な支援体制を整備している市町村数（22ページの内容を再掲）、24市町村、全市町村、地域福祉政策課

現状と課題

災害が発生すると、被災者の方々はご自身の被災状況に合わせた支援制度を活用し、自立・生活再建を進めることになります。

しかし、これまでの災害では、「住まいの確保、心身の健康状態、就労など、様々な課題が複合的に絡み合い、適切な支援制度を選択できない」、「そもそも支援制度の情報が入手できない」等、支援制度が十分活用されず、自立・生活再建が滞る事例がありました。

このため、県では、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする体制づくり（災害ケースマネジメント）に取り組んでいます。

中でも、平時から様々な課題を抱えるかたやその世帯については災害じに課題が深刻化する可能性が高く、内閣府の「災害ケースマネジメント実施の手引き（令和５年３月）」において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制の枠組みを利用して災害ケースマネジメントに取り組むことが、効率的・効果的な被災者支援につながるとされています。

しかしながら、災害発生時には平時から支援活動をしているかたも被災する中、平時から様々な課題を抱えるかたやその世帯への支援を途切れさせないためには、重層的支援体制など平時の包括的な支援の枠組みにおいて、災害発生時にも官民が連携して支援活動を行うことができる体制づくりが必要になります。

81ページ

具体的なせ策

○重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の枠組みも活用しながら、各市町村における災害じに備えた体制整備（災害ケースマネジメント）の仕組みづくりを一体てきに支援します。

○被災者の自立、生活再建支援の取り組みの必要性を周知するため、市町村担当者研修会等を実施します。

○はっさい後の支援プロセスとして「包括的な支援体制」を活用することで、複合課題への対応りょくの向上と業務効率化が実現できるよう、福祉保健所や関係機関と協議し、はっさい後に必要な対応を検討します。

82ページ

Ⅱ、「高知型地域共生社会」の実現に向けたつながりを実感できる地域づくり（「よこ糸」の取り組み）

Ⅱの１：つながりを実感できる地域づくり

目指す姿

地域で孤独を感じることなく、一人ひとりが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県になっている

ポイント

○ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクトの拡大など、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めます。

○地域で孤独を感じる人を無くすため、各分野において、地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくりを拡大します。

○オール高知の取り組みとするため、地域住民の理解促進と参画意識の醸成を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

地域の支え合いの力が弱まったと感じる人の割合、53.9％（令和３年度）、50％以下、地域福祉政策課

孤独を感じる人の割合、20.7％（全国、令和４年度）、17％、地域福祉政策課

社会活動参加率、43.2％、50％、地域福祉政策課

コミュニティソーシャルワーカー養成数、78名、200名、地域福祉政策課

「高知県における地域の見守り活動に関する協定」締結企業数、25社、40社、地域福祉政策課

「高知け地域共生社会推進宣言」企業団体数、56企業団体、100企業団体、地域福祉政策課

現状と課題

人口減少やしょうし高齢化に加え、昨今のコロナかやデジタル化の進展などにより、人との接触機会が減少したことで、地域のつながりや支え合いの力が弱まっています。

県がおこなっている県民世論調査によると、地域のつながりが弱まっていると答えた人の割合は2014（平成26年度に45.7％であったのに対して、2021（令和３年度には53.9％まで拡大しています。

また、2023（令和５年度の同調査では、約２割（19.3%）のかたが「家族や親類以外に相談する人がいない」と答えており、悩みや困りごとを誰にも相談できず、社会的孤立に陥るリスクが高い人が一定数いることが分かりました。

83ページ

さらに、同調査で地域活動の参加について「全く参加していない」、「ほとんど参加したことがない」と答えた人の割合は56.0％で、2009（平成21年度（24.5%）比で約２倍となっています。

加えて、2021年度に実施した高知県集落実態調査によると、地域活動の参加者が10年前と比べて減ったと感じる集落代表しゃは68.6％となっています。

このように、地域活動への参加率も低下し、地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、誰にでも起こりうる複合課題や社会的孤立に対応するには、高知型地域共生社会の行政主体の「たて糸」の取り組みだけではなく、地域主体の「よこ糸」として、つながりを実感できる地域づくりを進めることが一層重要になります。

こうした「よこ糸」の取り組みは、各分野の専門職や企業団体、ＮＰＯ法人など地域の多様な主体に参画いただくことで、不足しがちな人材を地域の力で補うことにもつながります。

県では、この「よこ糸」の取り組みを以下の３つの視点で推進します。

①：人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり

②：地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

③：県民の理解促進と参画意識の醸成

取り組みに当たっては、社会福祉法人や民生委員児童委員、地域福祉活動を行う団体等と連携協力しながら地域福祉を推進する、社会福祉協議会の活動が重要になります。

前述のとおり、高知県社会福祉協議会では、第２期高知県地域福祉活動支援計画（令和６から令和９年度）を本計画と一体てきに策定し、高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することとしています。

両計画のもと、県と高知県社会福祉協議会が連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会への一体てきな支援や取り組みを進めています。

図　地域福祉支援計画と地域福祉活動支援計画の一体てきな推進は、第４期高知県地域福祉支援計画と第２期高知県地域福祉活動支援計画の一体てきな推進を図で示したものです。

84ページ

①：人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくり

ア）ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みでは、社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域住民が地域の課題解決を試みるようサポートを行う役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（以下、「ＣＳＷ」という。）の存在が注目されています。

また、高齢や障害、子ども、生活困窮などの各分野の専門職においても、一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められます。そのため、県では、2023（令和５年度に「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」を開始しました。

この「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」では、これまでにＣＳＷの育成強化のほか、各分野の専門職やボランティアを対象に、身近な地域で困っている人に気付き、必要な支援につなげていくため、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やす、「気づいてつなぐ高知け地域共生社会研修」を実施しています。

この研修は誰でもいつでも受講できるよう、Ｗｅｂ研修としています。

また、受講後のアンケートに答えていただいたかたに、高知け地域共生社会のメンバー証を交付することで、オール高知で取り組む機運を醸成することも狙いとしています（令和6年3月末現在、305名のかたが受講）。

2024（令和６年度からは、専門職や地域ボランティアだけでなく、県民一人ひとりが、地域で困っている人を気にかけることや、あいさつや地域の清掃活動、イベントへの参加といった身近な行動が重要であることについての理解を深め、参画意識の醸成を図るため、「高知け地域共生社会講座」を実施することとしています。

併せて、ＣＳＷが多く配置されている市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会への補助事業などを通じて、地域福祉活動の活性化を図ることも重要なポイントとなります。

具体的には、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動による成果をみえる化し、横展開を図ることで、その活動の意義を高めるとともに、不足する人材の確保につなげていくことが重要です。

人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりに向けて、こうした取り組みを「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」として推進します。

84ページの注釈

※28：コミュニティソーシャルワーカー

地域で困っている人を支援するために、 課題に寄り添い、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートをおこなったりする役割を担う専門職

85ページ

図　ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクトは、県民企業向け、各分野の専門職、民生委員、あったかふれあいセンタースタッフ、教員等各分野の専門職及び地域ボランティア等、コミュニティソーシャルワーカー向けの各せ策をピラミッド型で示したものです。

図　気づいてつなぐ高知け地域共生社会研修は、研修内容を紹介するチラシの一部を紹介したものです。

イ）高知県の地域の見守り活動に関する協定

日頃から地域住民の方々と接する機会の多い事業者との連携によって重層的な見守りネットワークを築くため、2007（平成19年度から事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県の地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めています。

現在、この協定は2023（令和５年度末で25社まで拡大しています。

（詳細はⅡの４で記述）

86ページ

ウ）民間企業団体と民生委員児童委員協議会による「高知け地域共生社会推進宣言」

2022（令和４年10月に高知県・すべての市町村・すべての社会福祉協議会による「高知け地域共生社会推進宣言」を実施し、「オール高知」で取り組む決意を表明しました。

この共同宣言に引き続き、2023（令和５年10月には、県内56の企業団体と、42の民生委員児童委員協議会に、地域のつながりづくりに向けて宣言いただきました。

この宣言における具体的な取り組みには、地域のお祭りやイベントへの参加や協賛、河川等の清掃活動や見守り活動、百歳体操のサポート、子ども食堂への参加といった様々な地域活動などがあります。

つながりを実感できる地域づくりに向けて、地域の企業や団体といった多様な主体による地域活動は今後ますます重要となります。

県では、引き続き宣言への参画を募るとともに、一過性で終わることがないよう、宣言を契機とした新たな地域活動の創出やネットワークづくりにつなげる取り組みを推進します。

②：地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大

「よこ糸」の取り組みをオール高知で進めるためには、あったかふれあいセンターや子ども食堂といった地域資源を活用しながら、各分野において、地域との連携協働のもと、居場所や社会参加の場の拡大を図ることが重要です。

例えば、高齢分野では、あったかふれあいセンターを活用した新たなちゅうさんかん地域介護サービスモデルの展開や地域住民主体のフレイル予防活動の推進などに取り組んでいます。

障害分野では、農福連携推進会議を核とした、障害者や生きづらさを抱えるかたの社会参加への支援をおこなっています。

子ども分野では、子育て経験者による敷居の低い相談体制の構築や地域ボランティアの参画など、住民参加型の子育て支援に取り組んでいます。

県は、身近な地域で住民同士が相互に支えあえる地域づくりを進めるため、各分野でこうした地域主体の「よこ糸」の取り組みを推進します。

事例７

社協の敷地を活用した「あったかファーム」（宿毛市社会福祉協議会）

宿毛市社会福祉協議会では、生活困窮者の自立支援や、た世代交流のきっかけづくりを目指して、敷地内に農園「あったかファーム」を設置しています。

ここで育てた野菜の収穫、調理、ガーデニング体験を通じて子どもたちが楽しみながら地域の人と交流できるボランティア体験を実施しています。

NPO法人や高校、地域の高齢者、民生委員が活躍できる機会が創出され、誰もが参加でき、住民同士がつながりを感じられる交流の場として機能しています。

写真2枚はプラットふくしこうち2023年４月号から、あったかファームの様子を写したものです。

87ページ

事例８

住民主体の活動支援、「大野見みんなの文化展」（なかとさ町社会福祉協議会）

なかとさ町社会福祉協議会では、住民による「地域アクションプラン」の実践を支えるため、あったかふれあいセンターがそのこうほう支援を担っています。

コロナかで「集まる場が減り、そとへ出て行く場所がない」等の住民の声を受けた地域ふくし活動推進委員が中心となり、令和5年で4回目となる「大野見みんなの文化展」を開催し、２日間で196名のかたが来場されました。

子どもたちや個人の絵画や写真などの展示のほか、ギターやフラダンスなどがステージで披露され、地域や世代を超えたつながりが生まれ、住民同士の交流が活性化されました。

小学校の子どもたちによるもちごめの販売、個人の作品展示やサークルの活動発表の機会を創出することで、創作や活動意欲が高まり、地域を良くしたいという思いが実現された住民主体の活動となりました。

写真2枚は大野見みんなの文化展の様子を写したものです。

③：県民の理解促進と参画意識の醸成

生きづらさや困りごとなどを抱えることで陥る可能性のある社会的孤立などの問題は、決して限られた人だけではなく、環境の変化や物事のタイミングなどにより、私たちの周りの身近なかた、あるいは私たち自身にも起こりうることです。

そのようなときに、地域でお互いに助けあえるようにするためには、県民の理解促進と社会への参画意識の醸成が重要になります。

そのため、福祉教育の充実やボランティア活動の推進のほか、あらゆる機会を活用し、高知け地域共生社会シンボルマークを活用した情報発信や、「高知型地域共生社会」を冠したイベントの開催といった啓発に取り組みます。

加えて、令和５年度に「高知け地域共生社会ポータルサイト」を構築し、高知型地域共生社会やあったかふれあいセンターの取り組みを始め、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野の相談窓口やせ策、各市町村・社会福祉協議会の活動事例など、様々な情報にアクセスできるようにしています。

高知け地域共生社会ポータルサイト

高知け地域共生社会ポータルサイトでは、相談先を市町村別、お悩み別に検索できるほか、各分野の取り組みを紹介しています。

また、あったかふれあいセンター各拠点の情報や実施内容、高知け地域共生社会講座の受講内容についても掲載しています。

ＵＲＬ：https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/

ＱＲコードと高知け地域共生社会ポータルサイトのホームページ画像があります。

こうしたせ策を通じて、県民一人ひとりが、まずは高知型地域共生社会の取り組みや意義を知ってもらい、理解いただき、次のステップとして日頃からの挨拶や声かけ、地域のお祭りや清掃活動への参加といった身近なことから参画する意識をもっていただくことが重要になります。

88ページ

じこう以降では、各分野における高知型地域共生社会の「よこ糸」に関する取り組みについて順次説明します。

具体的なせ策

○人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めるため、ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクトを推進します。

○オール高知の取り組みとするため、地域の見守り活動に関する協定や高知け地域共生社会推進宣言企業団体の拡大などに取り組みます。

○高知県社会福祉協議会への補助事業を通じて市町村社会福祉協議会の活動をみえる化し、その魅力を発信するなど、地域福祉活動の活性化を図ります。

○つながりを実感できる地域づくりに向けて、各分野において、地域資源を活用した居場所や社会参加の場の拡大を図ります。

○県民の理解促進と参画意識の醸成に向けて、福祉教育・ボランティア活動を充実させるほか、高知型地域共生社会を冠するイベントの開催や、高知け地域共生社会ポータルサイトによる情報発信を充実させます。

89ページ

Ⅱの２：高齢者、障害者の地域活動の推進

かっこ１：高齢者が地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくり

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続け、また、地域を支える一員として元気に活躍できる社会になっている

ポイント

○市町村における高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進めるため、地域の介護予防活動の推進と強化を図ります。

○地域における見守り体制を構築するため、ボランティア活動の促進やセンサー付き家電等の活用を促進します。

○ちゅうさんかん地域における介護サービスの確保のため、要介護状態となっても自立した日常生活を送ることができる、「高知方式」の介護サービスモデルの構築を目指して取り組みます。

また、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効活用するため、ＩＣＴの導入や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置し、総合的に支援します。（34ページの内容を再掲）

○要介護状態の原因となるフレイルを予防するため、地域住民が主体となって取り組むフレイル予防活動を促進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

生きがいづくりや介護予防のための通いの場への参加率、6.5％（令和3年度）、9％、長寿社会課

ＩＣＴを活用した高齢者見守りネットワークを整備している市町村数、10市町村、15市町村、長寿社会課

新規よう支援・よう介護認定者の平均年齢、82.7年（令和3年度）、83.5年、在宅療養推進課

現状と課題

地域の高齢者が通いの場に集まって、介護予防に資する運動や体操などを実施することは、それ自体、高齢者の健康を維持増進する効果があるほか、継続的に顔見知りのかたが集まることによる、地域の人と人とがつながる場を創出する効果があります。

また、比較的元気な高齢者が、若い世代と一緒に地域の活動を進めることで、た世代交流のきっかけにもなります。

高齢者の通いの場への参加促進等

県ではこれまで、こうした高齢者の通いの場への参加促進に取り組み、本県の通いの場への参加率は全国ちを上回っています。

90ページ

しかしながら、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、介護予防に資する通いの場への参加率が低下しています。

また、活用の中心となる地域リーダーの高齢化などにより、次世代の担い手の育成が進んでおらず、通いの場の継続が難しくなっている地域もあります。

そのため、健診や通いの場等を利用していない高齢者に対して、オンライン介護予防教室の普及展開などによる、介護予防の推進と充実が必要です。

ひょう：通いの場の箇所すうと参加者数

箇所数参加実人数、参加率の順に読み上げます。

令和元年　1372箇所、17716人、7.2％

令和２年　1432箇所、20334人、8.3％

令和３年　1363箇所、15996人、6.5％

厚生労働省調べ

見守り体制の構築

認知症高齢者や一人ぐらしの高齢者の増加により、地域での見守りのニーズが高まっている一方、しょうし高齢化や過疎かの進展に伴い、地域における見守りの担い手が減少していることから、センサー付き家電を活用するなど、新たな見守りの仕組みづくりが求められます。

また、見守りをはじめとする生活支援について、地域における担い手の確保に向けて、ボランティア活動を促進することも重要になります。

フレイル予防活動の推進

2019（令和元年度から先行的にフレイル対策に取り組んできた仁淀がわ町では、住民自身がフレイルサポーターになり、地域住民のフレイルチェック活動やフレイル予防活動をおこなっており、改善の効果を実感した住民がフレイルサポーターに加わるなど、フレイル予防が持続可能なまちづくりにつながっています。

こうした事例から、県では、住民主体のフレイルチェック活動の重要性について、各市町村で住民向けフレイル予防講演会等を通じて普及啓発をおこなってきました。

この講演会を契機に、現在県内では仁淀川町のほか３市町にも活動が広がり、フレイルサポーターは2022（令和４年度末時点で230人が育成されています。

また、フレイルのリスクがある高齢者を幅広く早期に発見、介入し、要介護状態となることを防ぐ取り組みにつなぐため、フレイルチェックアプリを開発し、誰もが気軽にフレイルチェックができる環境を整備しました。

一方で、住民主体のフレイル予防の取り組みをさらに他市町村へ拡げていくためには、おせわ役などの担い手ぶそく、前期高齢者の参画が課題となっています。また、フレイルリスクの高い高齢者に対する予防アプローチの強化や介護予防教室など機能回復訓練の場の普及拡大が今後の課題です。

91ページ

事例９

住民主体のフレイル予防活動（仁淀がわ町、大豊町、南国市、しまんと市）

これら４市町では、地域の高齢住民がフレイルサポーターになって、住民同士のフレイルチェック活動をおこなっています。

フレイルチェックでは、自分のふくらはぎと指を使って筋肉量を測る「指輪っかテスト」での自己チェックや、質問し（11問）を使ってフレイルの兆候があるかどうかを確認しています。

フレイルリスクのある方には、フレイルサポーターが一緒に挑戦し、支え合う短期集中型総合プログラムにより、みんなでからだも心ももっと元気になろうと取り組んでいるところもあります。

フレイルチェックに参加した住民からは「楽しかった」との声が聞かれ、笑顔で帰られます。

また、同世代であるフレイルサポーターからの励ましの言葉は住民にしっかり響き、教えてもらった予防策を家で実践するなど、参加者の気づきや行動の変化もみられています。

写真３枚は質問しへの回答や指輪っかテストの様子、フレイル予防３本ばしら実践拠点での様子を写したものです。

※フレイル予防３本ばしら…運動、栄養、社会参加

総合事業の充実に向けた基本的な考え方

2025（令和７年以降、現役世代が減少し、医療介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上の高齢者は増加していく見込みですが、その人口動態や地域資源は地域ごとに異なります。

こうしたなかで、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって医療介護の専門職がこれまで以上に専門性を発揮しつつ、高齢者だけでなく地域の多様な主体を含めた力を結集するという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要です。

現在、国では、総合事業を地域づくりの基盤として位置付け、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活が継続できるよう支援するための体制の構築に向けた議論を進めており、その動向を注視する必要があります。

91ページの注釈

※29：総合事業

介護保険法で「介護予防・日常生活支援総合事業」と定められている。市町村が中心となり、地域の実情に応じた多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、よう支援者等に対する効果的な支援を行う事業

92ページ

図　総合事業の充実に向けた基本的な考え方は手前の説明を図で表したものです。

出典：介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会（第５回）(令和５年11月)　厚生労働省

具体的なせ策

○地域の介護予防活動を活性化するため、専門職団体やあったかふれあいセンター等との連携強化によるオンライン介護予防教室の普及展開など、通いの場への参加機会の拡大を図ります。

○住民主体の介護予防活動の担い手となる地域リーダーの育成を支援するため、地域や市町村へのリハビリテーション専門職等の派遣を推進します。

○地域における見守り等の生活支援の担い手の確保に向けて、介護予防・ボランティア活動促進アプリの普及や、ボランティアポイント事業を実施している市町村を支援するとともに、ＩＣＴ機器を活用した見守りネットワーク構築を支援していきます。

○あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、要介護のかたを受け入れる「高知方式」の新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特にちゅうさんかん地域の高齢者が要介護状態となっても自立した日常生活をおくることができるよう支援します。

（37ページの内容を再掲）

○フレイルサポーターの活動を他市町村にも拡大するため、引き続き住民向け講演会などを開催し、住民主体のフレイル予防活動の機運を盛り上げます。

○フレイルチェックアプリをあったかふれあいセンターやいきいき百歳体操などの通いの場で活用し、フレイル予防活動を強化します。また、民間事業者と協働してフレイルチェックの対象拡大を図ります。

93ページ

かっこ２：障害のある人もない人も安心して暮らすことができる地域づくり

目指す姿

社会全体で障害や障害のある人への理解を深め、一人ひとりが日常生活における障壁や困りごとに気づき、必要な配慮ができるようになることで、誰もが安心して暮らすことができる社会になっている

ポイント

○市町村、事業者および県民と連携しながら、施設などハード面の整備を推進するとともに、障害のある人の気持ちに寄り添ってサポートするこころのバリアフリーを推進し、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

○障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報格差の解消と情報アクセシビリティの向上を図ります。

○聴覚障害のある人が安心して生活できる社会を目指し、手話の普及に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

数値目標

具体的項目、現状（令和４年度）、目標（令和11年度）担当課の順に読み上げます。

障害者差別解消法の認知度、48.2％、80％、障害福祉課

現状と課題

県では、「障害のある人にとってやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちである。」という考えのもと「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、事業者等に対し整備基準に適合するよう必要な助言・指導等を行い、障害のある人や高齢者を含むすべての県民が安全で快適に暮らすことができるようなまちづくりの推進を図ってきました。

こうした施設などハード面の整備だけでなく、一人ひとりが日常生活における障壁や困りごとに気づき、必要な配慮ができるようになることも重要です。

2016（平成28年の障害者差別解消法せこうを契機として、県でも、障害特性に応じた配慮等について理解促進を図ってきましたが、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において、障害を理由とする差別を受けたり、障害のない人を前提として作られた事物、制度、観念などの「社会的障壁」によって暮らしにくさを感じている状況があります。

2021（令和３年には障害者差別解消法が改正され、2024（令和６年４月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

また、2022（令和４年）には、障害があることで日常生活や災害じに必要な情報を得にくい「情報格差」の解消を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーションせ策推進法」がせこうされました。

今後は、障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報アクセシビリティの向上を推進する必要があります。

94ページ

こうしたことを踏まえ、県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も全ての県民が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、県、市町村、県民及び事業者が一体となって取り組みを進めるため、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定しました。（令和６年４月せこう）

具体的なせ策

○「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」や、「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できる施設整備を推進します。

○障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」の普及を図り、障害や障害のある人への理解を促進し、日常生活における「社会的障壁」や困りごとに気づき、必要な配慮が行えるよう、各分野の事業者や県民向けに啓発動画の配信などによる普及啓発を行います。

○障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する、障害のある人やそのご家族、事業者からの相談に適切に応じる体制を整備します。

○障害者の情報アクセシビリティの向上に向けた各分野での取り組みを推進します。

○障害の有無にかかわらず、誰もが読書を通して文字や活字文化を享受できる環境整備を推進します。

○手話に対する県民一人一人の理解を深め、手話を広く普及し、聴覚障害のある人が手話を用いて地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、手話の普及に関する条例の制定に向けた検討を進めます。

95ページ

かっこ３：障害の特性に応じて安心してはたらける体制の整備（農福連携の推進含む）

目指す姿

障害のある人の希望や特性等に応じた、多様な働きかたが実現できる社会になっている

ポイント

一般就労の促進

○障害のある人の雇用を促進するため、法定雇用率の引き上げに対応した啓発や支援策の提案とともに、就職率の高い訓練を中心とした障害者委託訓練を実施します。

○テレワークを希望する障害のある人の就労の機会を確保するため、テレワーク体験を交えた研修や県内企業向けのセミナーなどを開催します。

農福連携の推進

○　農福連携の取り組みを拡大するため、地域の農福連携の取り組みの活性化を図るとともに、就労継続支援事業所に農作業を委託する農業者の拡大を図ります。

工賃水準の向上

○　就労継続支援事業所の利用者の工賃水準を向上するため、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容の充実を図ります。

数値目標

具体的項目、現状、目標（令和９年度）、担当課の順に読み上げます。

障害者委託訓練修了者の就職率、55.6％（令和４年末）、85.0％、障害保健支援課

テレワークによる新規就職者すう(福祉施設から一般就労への移行)、1人（令和４年末）、10人、障害保健支援課

共同受注窓口による商談成立件数、17件(令和4年7月から令和5年3月)、50件、障害保健支援課

平均工賃月額、20,969円（令和４年末）、22,000円、障害保健支援課

※：令和6年度に策定する第5期高知県工賃向上計画で新たな目標を設定する。

福祉施設から一般就労へ移行する障害のある人、66人（令和４年末）、91人（令和８年末）、障害保健支援課

※：令和5年度に策定する第7期高知県障害福祉計画で新たな目標を設定する。

農作業等の受委託に取り組む就労継続支援事業所数、51事業所（令和４年末）、66事業所、障害保健支援課

農業分野で就労する障害のある人等の人数（直接雇用、農作業等の受委託による就労）、1,645人（令和４年末）、2,100人、障害保健支援課

96ページ

現状と課題

県では、障害のある人がその希望や特性等に応じて働くことができるよう、就労系障害福祉サービスを利用する働きかただけでなく、企業等における雇用の促進に取り組んできました。また、テレワークや農福連携といった多様な働きかたの促進にも取り組んできました。

＜一般就労の促進＞

近年のハローワークを通じた障害のある人の就職件数は、コロナかの影響により、2020（令和２年度には一時減少したものの、2022（令和４年度は、対前年度比10.2%増の680件と、過去最高となりました。（図１）

民間企業等の法定雇用率は2024（令和６年４月に2.5％、2026（令和８年７月に2.7％へ段階的に引き上げられます。（図２※：実雇用率含む）

そのため、民間企業等に対して制度や支援策を周知するとともに、障害者委託訓練の活用を促すなどして、障害者雇用に関する理解の促進や、雇用のさらなる拡大を図ることが必要です。

また、テレワークは、通勤による負担が軽減されることや、体調に合わせて仕事ができることなどから、障害特性に応じた働きかたの一つとされていますが、県内ではあまり広がっていません。

テレワークによる就労の拡大に向けては、当事者のテレワークによる就労意欲の向上とスキルアップ及びテレワークの導入に向けた県内企業への啓発等が必要です。

図１：ハローワークを通じた、障害のある人の就職件数の推移

平成30年：598件

令和元年：617件

令和２年：565件

令和３年：617件

令和４年：680件

図２：民間企業における法定雇用率の推移

令和３年：2.3（高知県の実雇用率：2.55）

令和４年：2.3（高知県の実雇用率：2.42）

令和５年：2.3（高知県の実雇用率：2.51）

令和６年：2.5

令和７年　2.5

令和８年　2.7

令和９年　2.7

図１、２ともに高知労働局発表資料に基づき高知県障害保健支援課作成

農福連携の推進

農福連携は、障害のある人をはじめ、生活困窮者やひきこもりの人等の自信や生きがいを創出し、社会参画の実現につながる取り組みです。

そのため、県では、すべての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みの一つとして、農福連携を推進してきました。

現在、農業分野で就労する障害者等（施設がい就労、直接雇用）はコロナかにおいても拡大しています。（図３）

96ページの注釈

※30：法定雇用率

障害のある人の雇用について、企業が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの

※31：実雇用率

法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者に占める雇用障害者数の割合

97ページ

しかしながら、地域ごとに農福連携の取り組みに濃淡があることから、今後は地域の状況に応じて、段階的な取り組みの支援をおこなっていく必要があります。

また、2022 年度に開催した農福連携マルシェの来場者におこなったアンケートでは、農福連携を知らない人が約 70％にのぼるなど、農福連携の取り組みが十分に知られていない状況です。

図３：農業分野で就労する障害のある人等の推移（保健福祉圏域単位）

安芸

直接雇用：令和元年：54人、令和２年：35人、令和３年：54人、令和４年：51人

施設がい就労等

令和元年：12人、令和２年：45人、令和３年：80人、令和４年：52人

合計

令和元年：66人、令和２年：80人、令和３年：134人、令和４年：103人

中央東

直接雇用

令和元年：10人、令和２年：11人、令和３年：28人、令和４年：33人

施設がい就労等

令和元年：38人、令和２年：58人、令和３年：45人、令和４年：78人

合計

令和元年：48人、令和２年：69人、令和３年：73人、令和４年：111人

中央西

直接雇用

令和元年：20人、令和２年：25人、令和３年：21人、令和４年：38人

施設がい就労等

令和元年：120人、令和２年：164人、令和３年：249人、令和４年：258人

合計

令和元年：140人、令和２年：189人、令和３年：270人、令和４年：296人

須崎

直接雇用

令和元年：１人、令和２年：３人、令和３年：６人、令和４年：６人

施設がい就労等

令和元年：82人、令和２年：106人、令和３年：59人、令和４年：31人

合計

令和元年：83人、令和２年：109人、令和３年：65人、令和４年：37人

はた

直接雇用

令和元年：０にん、令和２年：０にん、令和３年：３人、令和４年：８人

施設がい就労等

令和元年：63人、令和２年：55人、令和３年：43人、令和４年：39人

合計

令和元年：63人、令和２年：55人、令和３年：46人、令和４年：47人

合計

直接雇用

令和元年：85人、令和２年：74人、令和３年：112人、令和４年：136人

施設がい就労等

令和元年：315人、令和２年：428人、令和３年：476人、令和４年：458人

合計

令和元年：400人、令和２年：502人、令和３年：588人、令和４年：594人

※１直接雇用、障害のある人等が農業者等に就職して、労働契約を結んで働く。

※２施設がい就労、障害のある人と就労継続支援事業所の職業指導員がユニットを組み、請け負った農作業を現地で行う。

※３中央西は高知市を含む。

出典：高知県障害保健支援課・環境農業推進課調べ

事例10

直接雇用による農福連携（長野農園）

芸せい村の長野農園では、障害のある人を雇用して冬春ナスを栽培しています。

雇用のきっかけは、親類から依頼されたことによるものです。

実際に雇用すると、別の仕事がしたいと辞めた人や出勤しても安定して作業ができない人がいるなど、なかなか定着を図ることができずに困惑していました。

そんな状況の中、障害者就業・生活支援センターポラリスやJA高知県安芸営農経済センターの農業就労サポーターからアドバイスを受けて、障害の特性に応じて作業ができるようにローテーションを組んだほか、人と接するのが苦手な人は一人でできる作業を任せるなど、ハウスないの環境や作業の体制の見直しを行いました。

その結果、雇用した人たちは定着し、余力が生まれて収量のアップにつながっています。

長野農園代表の長野さんは、「福祉の専門知識がなくても、一人一人を理解してより添えば、農福連携は進むのではないか」とおっしゃっています。

写真2枚は作業の様子を写したものです。

工賃水準の向上

障害特性等の理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を受けながら生産活動を行う場として、就労継続支援Ｂ型事業所があります。

98ページ

県では就労継続支援Ｂ型事業所の利用者の工賃水準の向上に向けて、事業所の販売りょくの強化や共同での受注販売促進等につながる共同受注窓口の設置等に取り組んできました。

その結果、平均工賃月額は20,310円（令和2年）、20,597円（令和3年）、20,969円（令和4年）と、コロナかでも上昇しています。（図４）

事業所の利用者が地域で経済的に自立した生活を送ることができるよう、物価高騰の長期化等を踏まえ、生産活動の基盤強化に取り組むとともに、それぞれの事業所の個性を尊重しつつ、共同受注窓口を通じた連携を強化するなど、さらなる工賃水準の向上に取り組むことが必要です。

図４　平均工賃月額の推移

高知県：平成30年19,889円（全国３位）、令和元年20,005円（全国４位）、令和２年20,310円（全国３位）、令和３年20,597円（全国３位）、令和４年20,969円（全国３位）

全国平均：平成30年16,118円、令和元年16,369円、令和２年15,776円、令和３年16,507円、令和4年17,031円

（厚生労働省公表資料をもとに高知県障害保健支援課作成）

具体的なせ策

一般就労の促進

○2,024年からの法定雇用率の引き上げにより、新たに雇用義務が生じる企業を中心に、障害者職業訓練コーディネーターが訪問し、障害者雇用の理解を促進するとともに、障害者委託訓練等各種支援策の活用を促します。

○テレワーク体験を交えた研修やオンラインの合同企業説明会を開催し、テレワークを希望する障害のある人の就労機会の確保を図ります。

併せて、県内企業向けにセミナーを開催してテレワークの取り組み事例を紹介するなど、テレワークによる雇用を促進します。

98ページの注釈

※32　就労継続支援Ｂ型事業所

障害のある人がすぐに企業等へ就職することが困難な場合等に、雇用契約を結ばないで軽作業などの生産活動や就労訓練を行う障害福祉サービス事業所

※33　共同受注窓口

就労継続支援事業所が提供可能な物品及び役務の情報収集や発信、売買等の仲介や受発注の調整等を行うところ（県が高知県社会就労センター協議会に委託）

99ページ

具体的なせ策のつづき

農福連携の推進

○市町村等にアドバイザーの派遣等の支援策の活用を促しながら、各地域における農福連携の取り組みの活性化を図ります。

併せて、就労継続支援事業所に農作業等を委託する農業者の拡大を図るとともに、林業や水産業等、他の産業との連携も進めます。

また、農福連携の取組事例の情報発信や農福連携マルシェの開催等を通じて、農福連携の取り組みの普及啓発を図ります。

工賃水準の向上

○就労継続支援事業所の生産活動の基盤強化や営業活動等を支援するため、工賃等向上アドバイザーの活用を促進します。

併せて、共同受注窓口の体制強化や商品等を紹介するホームページの内容を充実させるなど、販売促進や受注拡大等に取り組みます。

100ページ

Ⅱの３：住民参加型の子育て支援の推進（こどもまんなか社会の実現）

目指す姿

社会全体で子育てを応援する環境と共育てが定着し、「孤」育てを感じさせない社会になっている

ポイント

○子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるため、ファミリーサポートセンター事業や地域ボランティアの推進など住民参加型の子育て支援を推進します。

○社会全体で子育てを応援する「こどもまんなか社会」を実現するため、子育て支援サービスの提供や商品開発などに取り組む企業への支援のほか、アプリの活用による子育て支援サービスや「こうち子育て応援の店」の利用促進を図ります。

○共働き、共育てを応援するため、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を支援します。

○「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」となる子ども食堂の取り組みの拡大を図るなど、子ども家庭支援の充実を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

安心して「結婚」「妊娠出産」「子育て」できるような社会になっている（45ページの内容を再掲）、22.9％、50％、子育て支援課

男性の育児休業取得率、28.7％、64％、子育て支援課

子育て応援アプリダウンロード件数、37,728件(令和6年2月末時点)、65,000件、子育て支援課

こうち子育て応援の店の登録店舗数、742店舗(令和6年1月15日時点)、1,100店舗、子育て支援課

子ども食堂の設置箇所数、107箇所、150箇所、子ども家庭課

ファミリーサポートセンター提供会員数（45ページの内容を再掲）、1,031人(令和5年12月末時点)、1,250人、子育て支援課

現状と課題

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展により、子育て家庭が孤立化するリスクが一層高まっています。

101ページ

そうした中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高めるには、社会全体で子育てを応援する仕組みづくりが重要になります。

県では、地域子育て支援センターにおいて、子育て経験者による敷居の低い相談体制や地域ボランティアによる支援を実施するなど、住民参加型の子育て支援を推進しています。

現在、地域子育て支援センターは25市町村、１広域連合、50箇所に設置（3箇所休止中）されています。

また、地域の支え合いの仕組みであるファミリーサポートセンター事業の実施市町村すうは1４市町にまで広がり、有償ボランティアであるファミサポ提供会員の人数は目標ちを達成するなど、着実に取り組みは拡大しています（令和5年12月末時点：1,031人）。

さらに、食事の提供だけでなく、子どもや保護者が安心して過ごし、子育ての孤立感や孤独感を解消できる子ども食堂は、2023（令和５年度末時点で県内107箇所（うち登録食堂75箇所）まで増加しています。

こうした子育て支援サービスを子育て家庭に知ってもらい、利用を促進するためには、情報発信の強化が必要です。

また、ともばたらき・共育てに対応するため、ファミリーサポートセンターといった子育て支援サービスのさらなる充実と、企業を含めた子育て支援者の拡大が必要です。

加えて、子育て家庭の孤立防止のため、支援を要する子どもや家庭を適切な窓口につなぐ役割を担うことのできる身近な居場所が必要です。

こうした子育て支援策がより効果を発揮するには、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

そのため、男女が家事や育児を分担し合う「共育て」を推進し、市町村や民間企業との連携の下、県民運動として社会全体の意識改革に取り組みます。

事例11

秦民児協、ふれあいサロン秦による子ども食堂（秦地区民生委員児童委員協議会、高知市）

秦地区民生委員児童員協議会（以下、秦民児協）では、高知市、秦地区にて子ども食堂「ふれあいサロン秦」を開催しています。

食堂で提供される食事については、同地区で配食サービスを行うボランティア団体が担当し、子どもとのふれあいや学習支援は大学生ボランティアが担当しています。

また、運営に係る経費管理や事務処理は秦民児協職員が行い、食材調達や開催日当日の受付・料金徴収などは民生委員が輪番制で担当するなど、それぞれの組織や地域のかたが得意な能力を活かし、子ども食堂を開催しています。

子ども、大人あわせて毎回70人程度の参加があり、子ども同士はもちろん、保護者とのつながりも生まれています。

また、大学生ボランティアと一緒に過ごすことを楽しみに参加する子どもや、地域の子どもと一緒に食事が出来ることを楽しみに参加している高齢者のかた、ボランティアとして参加することを生きがいにしている地域住民のかたなども多く、地域にとってなくてはならない居場所となっています。

写真３枚は、子ども食堂の様子を写したものです。

102ページ

具体的なせ策

○住民参加型の子育て支援の取り組みを推進するため、地域子育て支援センターにおける育児経験者による相談体制や地域ボランティアの推進、ファミリーサポートセンター実施市町村の拡大を図ります。

○地域子育て支援センターの機能強化を図るため、アドバイザーを派遣し、地域の実情に応じたコンサルテーションを実施します。

○子育て応援アプリにはいしょくサービスやチャット相談など機能を充実し、利用者の利便性の向上やアプリの利用促進を図ります。

○社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービスの提供や商品開発など「こどもまんなか社会」を促進する企業への支援や、アプリの活用による「こうち子育て応援の店」の利用促進を図ります。

○男性育休取得促進や仕事と家庭の両立支援に取り組む企業に対する助成を行います。

○子ども食堂の取り組みの拡大を図るため、食堂の立ち上げや運営に対する助成などを行います。

103ページ

Ⅱの４：民生委員児童委員活動や民間事業者と連携した、地域の見守り活動などの充実

目指す姿

民生委員児童委員が民間事業者等と連携しながら地域の住民を見守り、必要に応じて、支援機関につなぐ等の役割を発揮できるよう、活動しやすい環境が整っている

ポイント

○　各市町村における民生委員活動の負担感の軽減や担い手確保に向けた取り組みを強化します。

○　地域見守り協定等を活用し、官民の枠を超えた見守りネットワークの重層化を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

「高知県における地域の見守り活動に関する協定」締結企業数（82ページの再掲）、25社、40社、地域福祉政策課

「高知け地域共生社会推進宣言」企業団体数（82ページの再掲）、56企業団体、100企業団体、地域福祉政策課

現状と課題

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心してくらせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を行います。

また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員児童委員の充足状況

2022（令和４年12月時点の高知県内の委員定数（主任児童委員含む）は、2,489人となっています。

民生委員児童委員の充足率（定数に対して委嘱した者の割合）は92.4％です（全国充足率93.7％）。

民生委員児童委員のなり手ぶそくや、短期間での退任が課題となっています。

民生委員児童委員研修の実施

民生委員児童委員の業務は、高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮者自立支援、自殺予防、子育て家庭への支援など、地域課題の複雑化・複合化に伴い、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員児童委員に対する期待は大きくなっています。

県では、社会的な課題に対する知識及び技術を習得してもらうために、経験年数に応じた研修を実施しています。

104ページ

令和４年度実績：新任１～３年目研修：参加者計451人、実施回数計9回

中堅、会長副会長等研修：参加者計192人、実施回数計4回

一方で、地域のつながりの希薄化や住民の直面する課題の複雑化・複合化に伴い、民生委員児童委員の役割は大きくなっており、その負担感が高まっています。

官民協働による見守り活動の推進

日ごろから地域住民の方々と接する機会の多い事業者との連携による、重層的な見守りネットワークを築くため、県では、民生委員制度創設90周年を迎えた2007（平成19年から、事業者、高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の三者による「高知県における地域の見守り活動に関する協定」の締結を進めており、2023（令和５年度末時点で25事業者と協定を締結しています。

また、2023年には、県内の民間事業者団体のほか、民生委員児童委員協議会が、「高知け地域共生社会推進宣言」を行いました。

これは、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の実現に向けて、それぞれの団体で取り組んでいくことを宣言したものです。

県としても、地域福祉活動の中核を担う民生委員児童委員に加え、民間事業者等のこうした取り組みをしっかりと後押ししていきます。

具体的なせ策

○民生委員児童委員のなり手を確保するため、高知県民生委員児童委員協議会連合会と連携し、５月12日「民生委員の日」等に合わせて、広報誌、SNS等を活用しながら普及啓発に取り組みます。

○地域の課題が複雑化・複合化するなか、民生委員児童委員の負担感を減らし、安心して支援につなげていただくため、分野を超えたた機関協働型の包括的な支援体制づくりを進めていきます。

○地域の複雑化・複合化した課題への対応りょくを向上させるため、新任民生委員や中堅、会長副会長向けなど、経験年数に応じた研修体制と、民生委員児童委員同士のネットワークづくりを進めていきます。

○「高知県における地域の見守り活動に関する協定」のさらなる拡大を図るとともに、協定締結事業者や、「高知け地域共生社会推進宣言」企業等との見守り活動に関する意見交換を実施し、民生委員児童委員との連携を図ることで、官民協働による地域全体での見守り活動を後押しします。

105ページ

Ⅱの５：社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの推進

目指す姿

地域の活性化や担い手の確保に向けて、社会福祉法人等が社会貢献活動をおこなっている

ポイント

○移動支援や配食サービスなどの取り組みについて、県内の好事例の横展開を図り、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを促進します。

現状と課題

社会福祉法人は、福祉分野での専門性を活かしつつ、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、複雑化・複合化するニーズに対応することなどが期待されています。

2016（平成28年の社会福祉法改正では、社会福祉法人の本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

また、2022（令和４年には、社会福祉事業に取り組む２つ以上の社会福祉法人やＮＰＯ法人などが社員として参画し、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されています。

（全国では2023（令和５年５月現在、15法人。本県では認定なし）

社会福祉連携推進法人の設立により、社員である複数の法人が共同して地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査を実施したり、ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取り組みの企画立案を実践したりすることが可能となりました。

こうした取り組みにより、ひきこもり状態のかたに対する対応やはちまるごーまる問題など、地域の複雑化・複合化する課題に関係機関が連携して取り組み、福祉を契機とした地域づくりの充実につながることが期待されています。

本県においても、社会福祉法人による買い物支援や傾聴、見守り、配食サービスなどの活動が行われ、地域で高齢者が安心して暮らせる環境づくりにつながっています。

一方で、人材が不足している、どんな活動をしたら良いのか分からないなどの理由により、充分な取り組みを行えていない社会福祉法人も存在します。

例えば、本県独自のあったかふれあいセンターは、高知型地域共生社会の拠点として更なる機能強化が求められており、社会福祉法人の専門的な知見に基づくセンターへのアドバイスや、社会福祉法人施設の利用者とセンターとの交流といった積極的な参加などが期待されます。

その他、地域福祉活動を進める中で、ＮＰＯ法人などによるフードバンクの取り組みや地域住民や企業等から食料を提供いただくフードドライブ活動が注目されています。

様々な理由で生活に困窮されているかた等に対して食料を支援することにより生活を支えるとともに、支え合い活動に対する住民意識の向上が図られており、こうした取り組みへの支援も重要です。

106ページ

具体的なせ策

○社会福祉法人の公益的な取り組みをまずは知っていただくため、地域における公益的な取り組みを把握し、ホームページ等で周知しながら好事例の横展開を図ります。

○社会福祉連携推進法人の設立を促すため、関係団体等を通じて社会福祉法人への制度の周知を図ります。

○フードバンク活動団体が行う、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するための取り組み等を支援します。

107ページ

Ⅱの６：防災減災対策と地域福祉活動との一体てきな推進

かっこ１：自主防災の組織づくりと活動の促進

目指す姿

南海トラフ地震や局地的な自然災害に備え地域の防災りょくが向上している

ポイント

○災害じのきょうじょの取り組みを強化するため、自主防災の組織化と各市町村の自主防災組織連絡協議会の設立を支援します。

○地域における防災活動を担う人材を育成し、自主防災活動の活性化を推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和4年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

自主防災組織の活動実施率、39.1％、100％、南海トラフ地震対策課

現状と課題

南海トラフ地震など甚大な被害が想定される災害においては、普段から顔を合わせている地域や近隣の人たちが協力して助け合う「きょうじょ」の取り組みが重要です。

きょうじょの要となる県内の自主防災組織すうは、2023（令和５年４月１日時点で3,072そしきとなっています。

県全体の組織率は97.3％となっており、市町村別にみると、18市町村で組織率が100％となっていますが、一部の新興住宅地では、組織化に向けた調整が遅延しているため、早期の組織設立が必要です。

また、自主防災組織間での情報共有などを目的とする自主防災組織連絡協議会については、2023年４月１日時点で26市町村で全域もしくわ地区単位での連絡協議会が設立済みですが、未設立の市町村においては情報共有が十分に行えないなど、地域の連携が弱くなることが想定されます。

そのため、県では市町村と連携し、それぞれの地域に合わせた防災学習などによる啓発活動の実施、また、訓練などへの財政的支援を行うことで、きょうじょの要となる自主防災組織や連絡協議会の設立を支援してきました。

人口減少としょうし高齢化が進む中、地域のつながりや支え合いなど、相互扶助の力が弱まっており、2021（令和３年度の県民世論調査では、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が53.9％となっています。

既に設立されている自主防災組織では、人口減少やメンバーの高齢化、固定化により、活動の停滞やマンネリ化が課題となっているところがあるため、活性化に向けた、さらなる対策が必要です。

108ページ

事例12

地域防災りょくの向上を目的とした自主防災活動事例集（高知県）

県では、自主防災組織が抱える様々な課題について、解決のヒントとなるように県内外の活動事例や参考となる情報をとりまとめた「自主防災活動事例集」を2014（平成26年度に作成し、県内全ての自主防災組織や市町村へ配布をしました。

そのご、2016（平成28年度、2020（令和２年度、2023（令和５年度に事例集の改訂を重ね、それぞれの地域の実情に応じた学習会や訓練の実施に活用していただいています。

事例集では、正しい知識の学びかた、自助の取り組み、要配慮者支援、様々な機関との連携など、地域における防災活動の取組事例を紹介しており、自主防災活動が中心となった地域防災りょくの向上につながっています。

○自主防災活動事例集

URL　https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021072000154/

図は事例集の表紙です。

具体的なせ策

○自主防災の組織化に向けて、市町村と連携し、地域に対して、組織化を促します。

○自主防災組織連絡協議会の設立を進めるため、活動されている連絡協議会の事例を紹介するなど、未設立の市町村に対して設立を働きかけます。

○地域における防災活動を担う人材を育成するため、防災士養成講座や地域防災セミナーを開催し、地域の防災活動を担うリーダーを育成するとともに、「こうち防災備えちょき隊」の派遣により、自主防災活動に必要な知識や技能の習得を支援します。

○自主防災活動の活性化を図るため、「高知県南海トラフ地震対策推進週間（毎年８月 30 日～９月５日）」に実施している「シェイクアウト訓練」や「津波防災の日（11月５日）」にあわせておこなっている「県内一斉避難訓練」及び「地域のみんなで自主防災訓練」など、より多くの県民に防災訓練への参加を促します。

また、地域の防災活動の参考となる「自主防災活動事例集」を周知するとともに、市町村や自主防災組織が行う防災研修や訓練、資機材整備に要する経費に対して支援を行います。

109ページ

かっこ２：災害ボランティアセンターの活動支援

目指す姿

災害じに速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域と連携協働し、被災者を細やかに支援する体制ができている

ポイント

○被災者への細やかな支援の実施に向け、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営が円滑に行われる体制づくりを推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

災害ボランティアセンターの体制強化（体制強化：訓練の実施、市町村との協定の締結、マニュアルの見直し）、訓練実施：17市町村・協定締結：13市町村、訓練実施：全市町村・協定締結：全市町村、地域福祉政策課

現状と課題

地震やふうすい害などで地域が大きく被災した場合には、外部からの支援が必要な状況となることが多くあります。

はっさい後に迅速に被災者の支援を行うためには、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や社会福祉協議会と市町村、関係団体、地域との連携体制を構築しておくことが必要です。

これまで県では、各市町村ではっさいご速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げることができるよう、高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが中心となり、市町村社会福祉協議会などに対し、支援をおこなってきました。

その結果、全市町村において災害ボランティアセンターの立ち上げマニュアルが作成されたほか、様々な研修によって、災害じ、運営の中心的な役割を担う各市町村社会福祉協議会の職員が専門的な知識を身につけるなど、円滑な災害ボランティアセンターの運営体制の構築が進んでいます。

また、高知県社会福祉協議会と県の間で、それぞれの役割や連携事項を定めた協定を締結するなど、各市町村災害ボランティアセンターの後方支援を行うバックヤード拠点の体制確保や、高知県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター活動支援本部と県の円滑な連携に向けた取り組みを進めることとしています

県域での後方支援体制の充実、各市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター運営の人材育成等の体制を整備するため、平常時から災害ボランティア活動支援に関わるＮＰＯ法人等の団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議において、支援体制強化に向けた取り組みを推進しています。

一方で、さらなる体制強化のために、運営マニュアルの実効性の向上や、デジタル化などへの対応が求められています。

110ページ

具体的なせ策

○高知県社会福祉協議会や市町村等と連携し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担う人材の育成や、県域での支援体制の構築を推進します。

○災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援するため、模擬訓練の実施や人材育成のための研修の開催を支援します。

○災害ボランティア活動支援に関わる団体で構成される災害ボランティアネットワーク会議の開催を支援します。

○災害じの円滑な運営、ボランティア人材の確保のため、災害ボランティアセンターの活動について、様々な機会を捉えて周知を図ります。

111ページ

Ⅱの７：人権を尊重し認め合う共生の意識の浸透

目指す姿

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会になっている

ポイント

○全ての人が自分らしい生き方ができる、尊厳を持ったかけがえのない存在として尊重され、全ての人が平等で、安心して生活できる社会の実現を目指し、「人権施策基本方針」に基づき、様々な人権問題に関する人権教育や人権啓発、相談体制の充実を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和4年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、４～５年前に比べて高くなっていると思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合（県の人権に関する県民意識調査）、43.5％、60％以上、人権男女共同参画課

「自分の人権が侵害されたと思った時に、何もしなかった」の割合（県の人権に関する県民意識調査）、33%、20％以下、人権男女共同参画課

現状と課題

県では、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害のある人の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されている現状を踏まえ、1998（平成10年４月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」をせこうしました。

さらに、「高知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう、意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために、2000（平成12年３月に「高知県人権せ策基本方針」を策定しました。

2014（平成26年３月にこの基本方針の第１次改定を、2019（平成31年３月に第２次改定を、2024（令和６年３月に第３次改定を行い、具体的な取り組みについてPDCAサイクルで進捗管理を行いながら、効果的なせ策の推進に努めることとしています。

　この基本方針では、県民に関わりが深く、身近な人権課題として、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「感染症患者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・せい自認」などを掲げ、あらゆる場を通じて人権教育啓発を推進するとともに、人権課題の解決に向けた取り組みをおこなってきました。

112ページ

しかしながら、インターネット上における差別や誹謗中傷は後を絶たず、LGBTQなどの性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別など、深刻な人権問題も顕在化しています。

人権を取り巻く環境が複雑化・多様化するなか、個別分野における各種の計画との連携を強化するなど、「人権」をキーワードとした全庁的な取り組みをさらに進めることが求められています。

「人権」とは、｢一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利｣であり、｢人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

　全ての人の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現していくために、自分やたしゃの生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。

具体的なせ策

○人権問題の早期解決と、誰一人取り残さない社会を目指すため、人権に関する相談機関の連携強化に努めます。

○同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修に、公益財団法人高知県人権啓発センターから、人権研修講師の派遣を行います。

○インターネットを利用した部落差別の被害の防止に向けて、インターネットのモニタリングを実施し、部落差別投稿の削除要請を行います。

○女性の人権についての意識の高揚と女性の地位向上や、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組みます。

また、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を目指し、その象徴として、男性の育児休業の取得を強力に後押しするなど、「共働き・共育て」を県民運動として推進することで、社会全体の意識改革を図ります。

112ページの注釈

※34：LGBTQ

L：レズビアン（女性が好きな女性。女性同性愛者。）、G：ゲイ（男性が好きな男性。男性同性愛者。）、B：バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人、または好きになるのに性別を問わない人。）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とせい自認が異なる人。せい自認が男性、女性に二ぶんできないXジェンダーも含む。）、Q：クエスチョニング/クィア（クエスチョニング：自分の性のあり方について「わからない」「迷っている」「決めたくない」など。　クィア：性的マイノリティを包括する言葉。）

113ページ

Ⅲ：「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり

Ⅲの１：福祉教育の推進

目指す姿

地域のさまざまな「ひと・もの・こと」とのつながりを通し、自ら気づき、考え、行動できる地域人材が育成されている

ポイント

○　若い世代など地域住民の「共に生きる」ことの意識を広げるため、高知県社会福祉協議会など関係機関と連携し、福祉教育・ボランティア学習に関わる人材育成や実践の拡大を推進します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

福祉教育・ボランティア学習における関係機関との協同実践（３段階）に取り組む市町村数（①：検討開始→②：拡大に向けた取り組みを実施→③：協同実践の拡大）、未調査、①：全市町村、②：25市町村、③：17市町村、地域福祉政策課

現状と課題

地域では、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、企業などの多様な主体による、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動が実践されています。

県内でも、民生委員児童委員の活動を支援する福祉委員等の設置や、地域福祉アクションプランの実践等を通じた住民活動の担い手づくりなど、市町村社会福祉協議会が中心となった地域福祉の担い手の育成が行われています。

また、県でも、「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」の一環として、各分野の専門職やボランティアを対象に、身近な地域で困っている人に気づき、必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やしていくため、2023（令和５年度から「高知け地域共生社会研修」を実施しています。

2024（令和６年度からは、対象をさらに県民一人ひとりまで広げ、地域で困っている人を気にかけることや、あいさつや地域の清掃活動、イベントへの参加と言った身近な行動が重要であることについての理解を深め、参画意識の醸成を図るため、「高知け地域共生社会講座」を実施することとしています。

他方、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・ＮＰＯセンターでは、ボランティアやＮＰＯ法人に関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やＮＰＯ活動の普及に取り組んでいます。

114ページ

ボランティア・ＮＰＯ法人の情報発信や情報提供の取り組みとしては、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや、活動支援情報の提供を行うインターネットサイト、｢ピッピネット｣の運用をおこなっています。

ピッピネットとは

高知県ボランティア・ＮＰＯセンターが運営しているボランティアやＮＰＯ活動およびＮＰＯ法人の運営に関する総合情報サイトです。

ボランティアのページでは、募集情報に加え、活動事例やボランティア保険など、ボランティアを始めたいかたに向けた情報や、ＮＰＯ法人や施設に向けたボランティア募集の流れなど、ボランティア活動を支援する情報を掲載しています。

URL：http://www.pippikochi.or.jp/

ＵＲＬのＱＲコードとピッピネットのホームページ画像があります。

また、高知県社会福祉協議会では若い世代の福祉への関心を高めたり、地域における福祉介護人材の確保につなげるため、福祉教育・ボランティア学習を推進しています。

一方で、学校や地域では、福祉教育やボランティア学習の実践の機会が少なく、また関係機関の連携が進まず、実践に向けた効果的なプログラムの企画が十分ではありません。

そのため、高知県社会福祉協議会において、学校、ＮＰＯ法人など県域の関係機関による多様なプログラムや日常生活をベースとした、学習の展開に向けた検討会が2022（令和４年度から始まりました。

ここでは、「共に生きる」ことを意識した多様なプログラムを開発し、日常生活をベースとした学習機会を学校あるいは地域において創出していくことを目指し、住民や関係機関との実践（協同実践）と、子どもと大人が相互に学び合うプログラムづくり（協同学習）を進めています。

そのほか、地域の小学校や民生委員児童委員協議会などが連携して、子どもたちが地域の高齢者の見守りや交流をとおして民生委員の活動を学ぶ子ども民生委員の取組を実施している地域もあります。

今後、より一層効果的な取り組みを進めるためには、市町村内の関係機関（社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO法人、社会福祉法人等）が、福祉教育やボランティア学習の目的を共有し、協同実践するプラットフォームの構築等、連携して取り組んで行くことが重要です。

なお、地域住民などがともに学ぶ「社会教育」は、福祉など地域コミュニティにおける課題の解決に向けて役割を担うことが期待されます。

高知県教育委員会では、社会教育振興事業として、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」のこう循環を目指し、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、地域の教育りょくの向上や地域コミュニティの基盤の充実といった取り組みを進めています。

115ページ

事例13

ナツボラ（夏のボランティア体験キャンペーン）（高知県社会福祉協議会）

高校生や大学生等が夏休み期間中に、県内の福祉施設やＮＰＯ法人、ボランティアグループなどでボランティア体験ができるプログラムです。

体験できるボランティア活動は、子どもや高齢者とかかわる活動、イベントのサポートなどさまざまあり、県内の幅広い地域で活動をおこなっています。

参加者からは、「人のためになにかしたいと思うようになった」、「楽しさや大変さを実感することができ、将来の進路を考えるきっかけとなった」等の声が挙がっており、若い世代が福祉に関わるきっかけづくりに大きく寄与しています。

体験活動例：障害児の宿題サポートや買い物・散歩の補助活動、高齢者とのおしゃべり、レクリエーション活動、子ども食堂の調理のお手伝い、地域の盆踊りの運営補助

写真３枚はナツボラの様子、イラストはナツボラのパンフレット表紙です。

具体的なせ策

○福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、高知県社会福祉協議会が実施する以下の取り組みへの支援を行います。

１　地域で取り組む福祉教育・ボランティア学習の支援策を検討するため、県域の関係機関（社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO法人、社会福祉法人等）で構成する福祉教育・ボランティア学習推進委員会の運営を支援します。

２　市町村社会福祉協議会の職員等の福祉教育実践者の人材育成を図るため、関係者の協同実践や協同学習に向けたノウハウを学ぶ研修（福祉教育研修）の開催等を行います。

３　市町村内の関係機関（社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO法人、社会福祉法人等）が、福祉教育やボランティア学習の目的を共有し、協同実践するため、市町村域におけるプラットフォームづくりを推進します。

４　小中学生が地域課題と結びついた福祉教育・ボランティア学習を実践できるように、学校だけではなく地域で学ぶことができるプログラムづくりの取り組みを支援します。

５　福祉やボランティアについて、もっと知りたい・学びたい高校生等を対象とした長期体験プログラムにより進学就業の手助けをする取り組みを支援します。

○人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めるため、「ソーシャルワークのあみの目構築プロジェクト」を推進します。（88ページの内容を再掲）

116ページ

Ⅲの２：福祉介護人材の確保対策の推進と介護現場の生産性の向上

目指す姿

職員が「働きやすさ」と「やりがい」を実感できる魅力ある福祉介護職場となっている

地域に必要な福祉介護職員が確保され、多様な人材が支え手となって活躍している

ポイント

○職員の負担軽減やサービスの質の向上を図るため、ノーリフティングケアの普及やデジタル化、経営の大規模化など、介護現場における生産性向上に取り組む事業者を支援します。

○職員が段階的にスキルアップしながら長く活躍できる魅力ある職場づくりを推進するため、育成体系・キャリアパスの構築に向けた県全体の福祉研修体系の再編や、高知県福祉介護事業所認証評価制度の普及を図ります。

○将来を担う若い世代の人材確保に向けて、良好な福祉介護職場の「みえる化」や介護の仕事の魅力と誇りの発信、福祉教育や学生を対象とした職場体験の充実を図ります。

○多様な人材の参入を促進するため、福祉人材センターのマッチング機能の強化のほか、介護助手やワークシェア等の新しい働きかたの普及や資格取得支援、外国人介護人材の受入支援などを推進します。

○保育所等の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士が確保できるよう、保育士就職支援コーディネーターの配置や、保育士資格の取得を目指す学生への修学資金の貸し付けなどを推進します。

数値目標

具体的項目、現状、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

不足が見込まれる介護職員の充足率※：令和5年度推計による令和8年度需給ギャップに対する充足率、なし、100％（令和8年度）、長寿社会課

介護事業所のＩＣＴ導入率、38.6％（令和4年11月実態調査）、60％、長寿社会課

認証福祉介護事業所数、223事業所（令和6年3月1日時点）、550事業所、長寿社会課

学校での福祉教育の実施回数（福祉人材センター）、年間28回（令和４年度）、年間40回、長寿社会課

保育士・保育教諭数、4,400人（令和5年4月1日時点）、4,507人（令和６年度）、ようほ支援課

117ページ

現状と課題

介護職員すうは、推計で、2007（平成19年の9,732人から2020（令和2年には14,419人まで増加しましたが、コロナかの影響などにより2022（令和4年は13,967人と減少に転じています。県内の介護分野の有効求人倍率は、これまでの取り組みにより、全国に比べ低い値での推移となっているものの、2018（平成 30年以降、2 倍を超える状況が続いており、介護職員すうは不足しています。

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加によって、サービス需要量のさらなる増加が見込まれ、第 8 期介護保険事業計画に基づく将来的なサービス需要増に対して、2023（令和5）年度の介護人材需給推計では、2026（令和 8年度に、411 人の介護職員ぶそくが見込まれています。

また、2022（令和４年度に実施した「人材確保に係る介護事業所実態調査」によると、介護事業所の 62％が従業員が不足していると回答しており（令和元年：63％、平成28 年：58％、平成 25 年：49％）、職種別では、訪問介護員の不足が 75％と、他の職種に比べて割合が高くなっています。在宅サービスを支えるホームヘルパーの高齢化など、特にちゅうさんかん地域における介護人材の安定的な確保は喫緊の課題となっています。

グラフ：介護分野での有効求人倍率

有効求人倍率（全国）

平成19年：2.00

平成20年：2.31

平成21年：1.48

平成22年：1.31

平成23年：1.58

平成24年：1.74

平成25年：1.82

平成26年：2.22

平成27年：2.59

平成28年：3.05

平成29年：3.57

平成30年：4.01

令和元年：4.31

令和２年：4.03

令和３年：3.60

令和４年：3.64

令和5年：3.78

有効求人倍率（高知県）

平成19年：1.73

平成20年：1.94

平成21年：1.42

平成22年：1.07

平成23年：1.05

平成24年：1.01

平成25年：1.01

平成26年：1.25

平成27年：1.34

平成28年：1.54

平成29年：1.77

平成30年：2.12

令和元年：2.51

令和２年：2.57

令和３年：2.50

令和４年：2.44

令和5年：2.22

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」高知労働局

介護人材を安定的に確保していくためには、利用者と職員双方の負担軽減や介護現場における職員の給与やキャリアパス、人材の育成体系など、職員が段階的にスキルアップしながら長く働き続けられる、魅力ある職場づくりが必要です。

また、こうした良好な福祉介護職場のみえる化や、介護の仕事の魅力や誇りの発信によるイメージの刷新とともに、中長期的な人材の確保に向けては、福祉教育の強化や職場体験の充実など、将来を担う若い世代に向けた魅力発信も重要となります。

さらに、現役世代の人口減少が本格化する中、限られた人材でサービスの質を維持向上していくためには、業務の効率化・省力化など事業所の生産性向上とともに、柔軟な働きかたによる多様な人材の参入を促進し、支え手の拡大を図っていく必要があります

118ページ

保育士等の人材確保

本県の就学前こどもすうは年々減少傾向にある一方、県内の保育士等の数は、保育ニーズの多様化を背景として必ずしも減少傾向にはありません。

就学前こども数（０～５歳児）：平成27年：31,666人から令和５年：25,242人

保育士数（保育教諭含む）：平成27年：4,185人から令和５年：4,400人

今後、国の新たな取り組みの活用も念頭に子育て支援を維持充実させるためには、さらなる保育士の確保が必要になります。

具体的なせ策

介護現場の生産性の向上

○「介護生産性向上総合支援センター（仮称）」を設置し、ロボット・ＩＣＴ等のテクノロジーの導入や介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に向けた事業者の取り組みへの総合的支援に取り組みます。

○福祉介護職場の就労環境改善に向けて、福祉機器用具やロボット、ＩＣＴの導入支援や、ノーリフティングケア推進のためのリーダー養成研修等に取り組みます。

○介護職員の賃金改善に向けて、介護職員等処遇改善加算の取得を支援します。

○介護事業者や市町村等が地域で連携して行う人材確保に向けた取り組みを支援します。

人材育成・キャリアパスの構築

○職員の育成を支援するため、福祉研修センターで行う体系的・計画的研修への支援とともに研修参加に係る代替職員派遣を行います。

○福祉人材の育成定着、サービスの質の向上を進めるリーダー層の育成に向けて、福祉研修実施機関の連携による県全体の福祉研修体系の再編に取り組みます。

○福祉介護事業所認証評価制度を推進し、高齢者・障害者・児童施設の良好な職場づくりに取り組みます。

若い世代に向けた魅力発信

○介護の仕事のイメージや社会的評価の向上に向けて、福祉介護事業所認証評価制度やノーリフティングケアの認知度向上、介護の仕事の魅力や誇りの発信に取り組みます。

○県内の関係機関と連携し、小中学生や高校生を対象としたキャリア教育を推進します。

○将来を担う若い世代の意識醸成や学習機会のさらなる充実に向けて、福祉関係者による学校の福祉教育への協力体制の構築に取り組みます。

119ページ

具体的なせ策の続き

○進路選択を考える高校生などを対象に、訪問介護の資格が取得できる介護職員初任者研修を実施するとともに、学生を対象とした職場体験の充実に取り組みます。

多様な人材の参入促進

○福祉人材センターと福祉研修センター、ハローワーク、高知けの女性しごと応援室やＵＩターンサポートセンターなどとの連携により、マッチング機能の強化を図ります。

また、ふくし就職フェアの開催やハローワークでのセミナーの実施など、新規参入者や潜在有資格者の就労を促進します。

○介護現場の補助的業務を担う「介護助手」の普及や介護未経験しゃに向けた入門的研修の実施、他業種からの転職者に対する就職支援金の貸し付けなどにより、新たな人材の参入を促進します。

○外国人介護人材への学習支援など、事業所の受入体制整備に向けた支援に取り組みます。

保育士等の人材確保

○求職者と保育職場のマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸し付けを行うとともに、移住促進策とも連携した人材確保の取り組みの強化を図ります。

○保育士の補助を行う職員の配置への支援や、経営者を対象とした業務改善研修、また子育て支援員の養成など保育士の業務負担の軽減に取り組みます。

120ページ

Ⅲの３：地域における生活基盤の充実

かっこ１：あったかふれあいセンターの整備と機能強化

目指す姿

あったかふれあいセンターが、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の拠点として、高齢者だけでなく、子どもや障害のある方、ひきこもりのかたなど幅広い世代が、た用途で利用できる場となっている

ポイント

○高齢者や子ども、障害のある方、ひきこもりのかたなど幅広い世代がた用途に利用できる拠点とするため、ネットワーク環境を整備し、遠隔地にいる支援者との連携やオンライン上での利用者同士の交流等を推進します。

○地域の生活課題が複雑化・複合化する中、あったかふれあいセンターがこれらの課題をすみやかに把握し、適切な支援につなぐため、専門職や地域ボランティアとの更なる連携に向けた後方支援を行います。

○「高知型地域共生社会」の拠点として、地域福祉のマネジメントりょくと支援りょくの強化につながるよう、あったかふれあいセンター職員の人材育成と専門的な資格を有する人材の活用を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

地域の居場所としての参加人数（あったかふれあいセンター機能のうち、集い＋交わる＋学ぶの参加者実人数）、15,130人、20,000人、地域福祉政策課

あったかふれあいセンター「相談」のべ利用回数、5,898回、8,000回、地域福祉政策課

現状と課題

本県は、全国に先行した人口減少としょうし高齢化に伴い、地域のつながりや支え合いの力が弱まってきており、はちまるごーまる問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

地域のつながりが弱まったと回答した人：43.4％（平成28年）から53.9％（令和3年）「県民世論調査（高知県）」

10年前と比較して地域活動の参加者が減ったと回答した人：68.6％（令和3年）「令和３年度高知県集落調査」

こうした課題は、全国一律の基準で提供される福祉制度サービスでは、ニーズがありながらも、それぞれの利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくくなります。

121ページ

あったかふれあいセンターは、こうした制度サービスの隙間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながら必要なサービスが提供でき、触れ合うことのできる小規模多機能支援拠点として、2009（平成21年度から整備を進めてきました。

その結果、現在では、整備箇所すうの増加、介護予防などの機能の拡充及びサテライトによる地域での活動の展開など、高知型地域共生社会の拠点としての広がりを見せています。

あったかふれあいセンターを表す図があります。

あったかふれあいセンターは、2023（令和５年４月時点で、31市町村で309箇所（55拠点、254サテライト）で地域の支え合いの拠点として展開しています。

また、あったかふれあいセンターでは、全ての拠点に住民や関係機関の参画による官民協同の運営協議会を設置し、地域課題やニーズの把握と対応を通じたサービス提供、地域づくりをおこなっています。センターによっては、集落活動センターと連携し、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みなどを進めています。

こうした取り組みが進んできた一方で、高齢者に利用が偏りがちなセンターが多く見られる他、様々な課題やニーズの多くをセンターで引き受けることで、職員への負担が過大となっている状況も見られます。

【集い利用者の属性】

令和4年実績：高齢者58.8％、子ども8.3％、障害者（障害児）1.8％、その他、不明31.1％

センターで地域課題やニーズを把握することはもちろん必要ですが、サービスの提供にあたっては地域住民やボランティア、関係する支援機関等が協働して課題を検討する場を設けることで、センターへの負担集中を防ぐとともに、高知型地域共生社会の拠点として、制度サービスの隙間を埋め、幅広い世代がた用途で利用できる場としての充実が可能になると考えます。

122ページ

今後の機能の充実については、オンライン診療の実施や、ひきこもりのかたの居場所、子育て家庭や、子どもがつどえる場など、地域のかたが気軽に集い、困りごとの相談や活動を行う拠点になっていくことが望ましいと考えています。

特に、共働き世帯が増加する中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高める観点からも、地域の子育て資源（子育て支援センター、子ども食堂等）が不足している地域では、あったかふれあいセンターにおける子育て支援機能の充実が求められます

しかしながら、担い手ぶそくが深刻な中、あったかふれあいセンターとして更なる機能を発揮するためには、専門職や地域ボランティアとの更なる連携が必要です。

リハビリテーション専門職等と連携した介護予防の取組実施拠点数：52拠点（令和4年）

薬剤師による健康相談、医薬ひんの適正使用の推進：４市町（令和4年）

医師による健康相談の実施：３町そん（令和4年）

集落活動センターによる配食やサテライトの実施：19箇所（令和4年）

また、こうした取り組みに対して、社会福祉法人においては、専門的知見に基づく各拠点へのアドバイスや、法人利用者とあったかふれあいセンターとの交流等を通してあったかふれあいセンターへの積極的な参加を促す視点も重要となります。

事例14

高知型地域共生社会の拠点～あったかふれあいセンターにしきの広場～（黒潮町）

黒潮町では、あったかふれあいセンターを地域福祉の拠点として位置づけ、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためのまちづくりをおこなっています。

現在、町内には6箇所のあったかふれあいセンターが設置され、その中でも「あったかふれあいセンターにしきの広場」は、おおがた・いりの地区を主な活動範囲として、平成25年10月に開所しました。

日中は、多くの高齢者が集いに参加し、楽しみながら健康づくりやレクリエーションを行うほか、放課後や休日には定期的に地域住民が交流できるカフェや食堂を開催し、子育て世代や近隣住民などさまざまなかたが利用しています。

また、地域への訪問活動を通じて、生活に困りごとを抱えた方々を把握し、行政や関係機関と連携して、必要な支援につなぐ取組も行われています。

このように、あったかふれあいセンターを中心として住民同士の交流が進むことで、さまざまな年代や属性のかたが互いを思いやり、地域の中での声かけや助け合いなどの取組が進んでいます。

写真２枚はあったかふれあいセンターにしきの広場の様子を写したものです。

123ページ

具体的なせ策

○あったかふれあいセンターを幅広い世代にた用途で利用してもらえる場とするため、通信環境の整備を支援し、Ｗｅｂ講座やオンライン見守り・買物などの事業の実施を後押しします。

○あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、要介護のかたを受け入れる「高知方式」の新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特にちゅうさんかん地域の高齢者が要介護状態となっても自立した日常生活をおくることができるよう支援します。（37ページの内容を再掲）

○あったかふれあいセンターのサービスを充実させるため、認知症カフェや子育て支援などの拡充機能の充実を促します。

○あったかふれあいセンターにおける子育て支援の実施に向けて、放課後や長期休暇期間の居場所づくり、高齢者や障害のある人との交流、学習支援など、機能の充実を図ります。

○あったかふれあいセンターの役割や業務について、県民や移住希望者等に知ってもらう機会を増やし、あったかふれあいセンターの運営を取り巻く支え手の確保を行います。

○あったかふれあいセンター職員等の人材育成の強化及び専門的な資格を有する人材の活用を図り、高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、支援を必要とする高齢者を見つける力や、できるだけよう支援、要介護状態にならないための取り組みを強化します。

○高知型地域共生社会の実現に向けた、生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりのほか、地域支援の強化（スタッフ）や地域福祉のマネジメントりょくの強化（コーディネーター）を図ります。

○介護予防に取り組む拠点の増加に向けて、専門職等と連携した介護予防の取り組み（いきいき百歳体操、フレイル予防など）を推進します。

○医師や薬剤師、看護師等医療職による健康相談と通院支援サービスの一層の拡充、及び横展開を図ります。

○集落活動センターとの連携により、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みを充実します。

○あったかふれあいセンターを通じてより多くの方々の交流が進むよう、住民や地域の関係者、社会福祉法人等、センターを取り巻くさまざまなかたに、センターの魅力や活動に関する情報発信を強化します。

124ページ

かっこ２：ちゅうさんかん地域の集落機能の維持と支え合い活動

目指す姿

集落活動センターを中心とした集落の維持再生と支え合いの取り組みが行われている

ポイント

○ちゅうさんかん地域の「活力を生む」取り組みとして、「集落活動センター」などの集落の維持再生に向けた仕組みづくりを進めます。

○ちゅうさんかん地域の「くらしを支える」取り組みとして、生活用水や生活用品、移動手段の確保への支援を行います。

○「あったかふれあいセンター」や高齢者の住まいの整備などとの連携を進め、介護予防・生活支援の基盤整備に向けた取り組み、その他生活、福祉、産業、防災等それぞれの分野とが連携した総合的な取り組みとなるよう、市町村を支援します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

集落活動センターの取り組みの推進（開設数）、66、83、ちゅうさんかん地域対策課

生活用水供給施設の整備地区、14、44（令和６年から令和９年累計）、ちゅうさんかん地域対策課

デマンド型交通の導入市町村、17市町村、全市町村、交通運輸政策課

現状と課題

県どの大部分を占めるちゅうさんかん地域では、住民同士のつながりや支え合いの力が弱まってきており、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが引き続き必要となっています。

本県は人口減少としょうし高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、ちゅうさんかん地域では、過疎か・高齢化が進んでおり、例えば1960（昭和35年と2020（令和２年の人口を比較すると、県全体の減少率が約19％に対し、ちゅうさんかん地域では約51％と大きく減少しています。

また、集落すうは2010（平成22年が2,366集落であったのに対し、2020年には2,351集落とほぼ横ばいである一方で、９世帯以下の集落すうは、2020年には324集落と、2010年調査時より78集落増加しています（旧高知市を除く）。

これまでのちゅうさんかん対策により、集落活動センターの取り組みの県内への普及、拡大による地域活動の活性化や、移住者数の増加など、一定の成果は出ているものの、人口減少やしょうし高齢化には歯止めがかからず、特にちゅうさんかん地域の若者の流出は深刻です。

125ページ

このため、県では、2023（令和５年度に、「ちゅうさんかん地域再興ビジョン」を策定し、10年後の目指す将来像として掲げた、「地域に若者が増えた持続可能な人口構造のもと、デジタル技術の活用などにより、地域で安心して生活ができる環境が維持され、地域に多様な仕事が生まれ、誰もが将来に希望をもって暮らし続けることができる、活力あるちゅうさんかん地域」の実現に向け、市町村との連携協働のもと、取り組みを推進することとしています。

集落活動

県では、地域住民が主体となって、旧小学校や集会じょ等を拠点に、集落連携によりそれぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災などの活動に取り組む仕組みである「集落活動センター」を推進しています。

その結果、現在、集落活動センターは32市町村、66箇所（令和6年３月末現在）まで広がっています。

しかしながら、近年、コロナかによる地域活動の停滞などにより、集落活動センターの新たな開設すうが頭打ちとなっています。

また、地域での担い手が不足する中、集落活動センターの活動を継続発展するためには、あったかふれあいセンターとの連携や、外部の人材の活用を含めた、担い手の確保が必要です。

事例15

集落活動センターの取り組み（集落活動センター「なかやま」、安田町）

安田町中山地区の集落活動センター「なかやま」は、平成25年4月に県内７番目の集落活動センターとして開所しました。

地域にはもともと「中山を元気にする会」という住民組織がありましたが、高齢化が進み、長く活動停止の状態でした。

そこでまちは、この会の事務局を集落支援員等が担うことで住民活動の再開を支援し、集落活動センターの運営につなげようと考え、役場主導で各集落への説明を行い、開所となりました。

「なかやま」の拠点は、廃校となった中山小中学校で、その一室を利用して、月１回ほど「カフェよってん屋」を営業。地域のいろいろなかたが気軽に寄って楽しんでもらえる集いの場となっています。

また、センターの広報誌「なかやまじかん」を月一回発行し、見守り活動も兼ねて集落支援員が手くばりで全戸配布をしています。どちらの活動も住民同士をつなぎ、地域からの評価も高い取り組みとなっています。

写真2枚は集落活動センター「なかやま」の外観と「カフェよってん屋」の様子です。

生活環境

ちゅうさんかん地域で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を整備するため、生活用水や生活用品、移動手段の確保等に向けた取り組みを推進しています。

126ページ

生活用水の確保では、計画に基づく要整備地区での着実な整備を進めていますが、今後も施設の老朽化や水源の枯渇等による新たな要整備地区への対応と、担い手ぶそくによる施設の維持管理の負担軽減につながる仕組みの普及が必要です。

生活用品の確保では、店舗閉鎖によるちゅうさんかん地域の人々の利便性低下を防ぐために、店舗経営の継承や移動販売を行う事業者への支援策の活用を促進することが必要です。

移動手段の確保では、既存の交通事業者も含めた地域の関係者が参画する、地域公共交通会議等で十分に議論し、地域の実情に応じた交通ネットワークを構築することが必要です。

具体的なせ策

集落活動

○集落活動センターの新規立ち上げを加速するため、新たな支援策の導入や小さな集落活性化事業による支援など、取り組みを進めます。

○集落活動センターの活性化に向けて、センターの継続発展のための事業に必要な経費を支援するとともに、アドバイザーの派遣等により事業の拡充等を後押しします。

○集落活動センターの活動を活性化させるため、地域活動に協力する学生と地域とのマッチングを行うなど、大学との連携を促進します。

生活環境

○生活用水を確保するため、計画に基づく整備を着実に実施するとともに、デジタル技術を活用した施設の維持管理の負担軽減につながる仕組みの普及を図ります。

○生活用品を確保するため、店舗等の情報収集と、店舗整備等の支援制度の周知を図ることで、その活用につなげていきます。また、デジタル技術を活用した買い物サービスの実証事例の横展開や、新たなデジタル活用の取り組みについて支援をおこなっていきます。

○小規模な集落においても、移動手段を確保するため、住民のニーズにきめ細かに対応できるデマンド型交通等の導入促進に取り組みます。

127ページ

かっこ３：居住に課題を抱える人への横断的な支援

目指す姿

住宅の確保に配慮を要する人が、円滑に入居できている

ポイント

○住宅の確保に配慮を要する人が、円滑に入居できるように、住宅及び福祉分野が連携した居住支援を推進します。

○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録を促進するため、住宅セーフティネット制度の普及啓発を図ります。

現状と課題

2017（平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」がせこうされ、てい額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、ＤＶ被害者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給を促進しています。

県、市町村、不動産関係団体（宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者等）及び居住支援団体等で構成する高知県居住支援協議会では、セーフティネット住宅登録制度等に関する情報提供や課題を共有するなど、必要となる支援策を検討しています。

県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人では、家賃の債務保証や民間賃貸住宅への入居に関する情報提供及び支援を実施しています。

住宅確保要配慮者には、県営住宅の入居者募集時（ねん４回）の優先入居（入居抽選倍率の優遇）や随時募集団地の空き部屋の紹介を行う等により居住の確保に努めています。

また、県営住宅への入居に当たって連帯保証人を不要にすることとしました。

住宅確保要配慮者は緊急時の対応、近隣とのトラブル及び孤独死等が懸念されることから、民間賃貸住宅では入居の制限を受ける傾向があります。

また、不動産関係事業者等への「住宅セーフティネット制度」の周知が不十分です。

県営住宅の場合でも、住宅確保要配慮者の入居に当たっては、希望する地域に県営住宅がなかったり、県営住宅があっても空き部屋がない等により、入居に至らないケースがあります。

住宅確保要配慮者は様々な複合課題を抱えている場合があることから、住宅確保策と見守り支援等の福祉サービスとが連携した支援の仕組みが必要です。

127ページの注釈

※36：住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として県が指定するもの

128ページ

具体的なせ策

○セーフティネット住宅の登録及び普及促進に向けて、市町村説明会及び高知県居住支援協議会、不動産関係団体の研修会において制度説明を行い、住宅セーフティネット制度の普及啓発に取り組みます。

○国の支援制度の情報提供や、高知県居住支援協議会における不動産事業者や関係機関との情報共有により、住宅確保要配慮者居住支援法人の活動を支援します。

○高知県居住支援協議会の専門部会において、住宅確保要配慮者の住宅事情の実態や問題点を把握するための情報共有や、意見交換及び都市部の民間賃貸住宅の活用策の検討を行います。

○住宅確保要配慮者の入居を進めるため、県営住宅への優先入居及びマッチングにより支援します。

○地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、市町村及び市町村社会福祉協議会等と連携した福祉サービスの提供を支援します。

○生活困窮者自立相談支援機関において、住宅確保に向けた相談支援のほか、緊急てきに一定期間宿泊場所等のサポートを行う一時生活支援事業、就職活動を支えるための家賃費用を有期で支給する住居確保給付きんの支給などの支援を行います。

129ページ

Ⅲの４：利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

かっこ１：適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり

目指す姿

社会福祉事業の福祉サービスが、利用しやすくわかりやすい仕組みとなっている

ポイント

○利用者が自身の希望に沿った福祉サービスを選択し、適切なサービスの提供を享受できるよう、福祉サービス第三者評価事業の受審を促進するとともに、評価結果等を広く県民に公表します。

○利用者が事業者と対等な立場でサービスを利用できるよう、適切な解決を図る第三者機関である高知県運営適正化委員会の研修開催などを支援します。

数値目標

具体的項目、現状（令和５年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

福祉サービス第三者評価の受審件数（社会的養護施設以外の社会福祉施設等）、１件、５件、地域福祉政策課

現状と課題

県では、福祉サービスの利用者が適切なサービスを享受できるよう、「福祉サービス第さんしゃ評価事業」や「高知県運営適正化委員会」といった制度を運用しています。

福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスは、従来の措置から契約による利用制度へと移行し、より質の高い福祉サービスの提供が求められています。福祉サービスの第三者評価は、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的立場から行う評価です。県では、県のホームページを通じて、受審した事業所を紹介しています。

社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことや、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。

そのため、受審義務のある社会的養護施設以外の社会福祉施設等による、積極的な受審が求められています。

福祉サービス第三者評価事業の受審を促進し、評価結果を広く県民に公表することで、福祉サービスの利用を希望される人や家族が福祉サービスを選択するための情報げんの一つとなります。

130ページ

しかしながら、2022（令和４年度は、社会的養護施設以外の社会福祉施設の受審は、６件ちゅう２件と、受審が少ないことが課題となっています。

高知県運営適正化委員会

運営適正化委員会とは、利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービスに関する苦情を適切に解決する公正中立な第三者機関（高知県社会福祉協議会に設置）です。

社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられており、活動の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。

2022年度の福祉サービス利用者からの苦情受付件数は５件で、その内訳は、「職員の接遇に関すること」が３件、「その他」が２件となっています。

利用者に不満や苦情があった場合には、適切に第三者委員の活用につながるよう、引き続きアンケート調査により状況把握を行うとともに、各種研修会や施設、事業所巡回訪問を通じて、積極的な活動の活性化を図ります。

福祉介護事業所認証評価制度などの情報発信の取り組み

また、県では、職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取り組みを積極的におこなっている福祉介護事業所を、「高知県認証福祉介護事業所」として認証し、県民向けに広く情報発信をおこなっています。

加えて、2023（令和５年度には「高知け地域共生社会ポータルサイト」を構築し、「高知型地域共生社会」やあったかふれあいセンターの取り組みのほか、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野の福祉サービスの情報を分かりやすく発信しています。

今後は利用者の視点に立ち、こうした取り組みについても「高知け地域共生社会ポータルサイト」で情報発信をしていきます。

具体的なせ策

福祉サービス第三者評価事業

○社会的養護施設以外の社会福祉施設に対し、福祉サービス第三者評価事業の受審を促進するため、社会福祉施設等への指導監査等を通じた働きかけを行うとともに、評価結果を広く県民に公表します。

高知県運営適正化委員会

○福祉サービスの適切な利用や提供を確保するため、福祉サービス利用者から寄せられる情報を関係機関等と共有するとともに、それらの情報を県が行う社会福祉施設等への指導監査に活用します。

○社会福祉施設等の第三者委員の資質向上や、苦情解決への対応りょく向上に向けて、運営適正化委員会が実施する研修開催などの支援を行います。

131ページ

かっこ２：共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

目指す姿

高齢者や障害のある人が身近な地域において、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、必要な福祉サービスを受けられている

ポイント

○共生社会の実現に向けて、障害のある人が高齢期を迎えても、引き続きどういつの事業所でサービスを利用できるよう、「共生型サービス事業所」の増加に向けたせ策に取り組みます。

現状と課題

人口減少や過疎かが進む中、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題が顕在化しており、公的な支援体制が様々な分野で縦割りに対応するのではなく、連携・協働しながら包括的に支援することが必要となっています。

こうした中、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、高齢者と障害児しゃがどういつの事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられ、2018（平成30年４月からサービスが開始されています。

これにより、障害者が介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を引き続き利用しやすくなり、また、福祉人材に限りがある中で地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことが可能となります。

県では、共生型のサービス提供を行う施設整備への支援や普及啓発、職員のスキルアップ研修などをおこなっています。

また、市町村が福祉サービスの確保のため、高齢・障害・児童の福祉制度サービスを、複合的に提供する施設を整備する市町村を支援（多機能型福祉サービスモデル事業）し、専門的で多機能な福祉サービスが提供される仕組みづくりに取り組んでいます。

県内のサービス提供の状況：令和6年３月1日現在、共生型サービス事業所：21事業所

一方で、共生型サービスを実施する介護事業所及び障害福祉サービス事業所が少なく、障害者が十分なサービスを受けられる環境整備に至っていません。

共生型サービスの円滑な利用を促進し、障害のある人のニーズ、地域の実情に応じた対応が求められています。

132ページ

事例16

共生型サービスの取り組み（ぷらっとホームさかわ、さかわちょう）

社会福祉法人さかわちょう社会福祉協議会が運営する「ぷらっとホームさかわ」は、誰もが排除されることなく、全ての人に居場所と役割のある社会を目指すという理念のもと、認知症対応型共同生活介護と複数の共生型サービス（小規模多機能型きょ宅介護、生活介護、短期入所、放課後等デイサービス）を実施する事業所です。

「ぷらっとホームさかわ」では、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、小学生から90歳代まで幅広い世代の方々が利用しています。

事業所内でのレクリエーションだけでなく、屋外での農作業や助け合いながらの散歩など、それぞれが役割と居場所を持つことで、誰もが誰かに必要とされる環境ができています。

また、地域との交流も盛んに行われており、障害等への理解を深めることにもつながっています。

写真は、「ぷらっとホームさかわ」の写真です。

具体的なせ策

○「共生型サービス」の円滑な利用を促進するため、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報提供を行います。

○障害福祉と高齢者福祉の垣根を超えた支援体制づくりに向け、介護保険のケアマネジャーが障害の特性に応じて、介護保険と障害福祉のサービスを組み合わせたケアプランの作成ができるよう研修等を実施します。

○共生型サービス事業所の設置促進に向け、複合的福祉サービスを提供する施設整備を支援します。

○市町村及び事業所職員に対して共生型サービスや小規模複合型サービスの提供に関する研修を実施します。

133ページ

Ⅲの５：福祉分野におけるデジタル化の推進

目指す姿

各分野でデジタル技術を活用した住民サービスの向上と、生産性向上が図られている

ポイント

○あったかふれあいセンターがた世代、た用途に利用できるよう、Wi-Fi環境の整備を通じたＷｅｂ講座やオンライン見守りなどの事業実施を後押しします。

○介護現場の業務効率化とサービスの向上に向けて、介護事業所におけるＩＣＴ機器の導入を支援します。

○子育ての安心感を高めるため、子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」の機能を拡充し、利用の促進を図ります。

○出会いや結婚を希望するかたのマッチング率の向上に向けて、マッチングシステムの機能向上を図ります。

数値目標

具体的項目、現状（令和5年度）、目標（令和９年度）担当課の順に読み上げます。

あったかふれあいセンターWi-Fi環境整備拠点数、50拠点、全拠点、地域福祉政策課

介護事業所のICT導入率（116ページの内容を再掲）、38.6%(令和４年１１月実態調査)、60%、長寿社会課

子育て応援アプリだうんろーど件数（100ページの内容を再掲）、37,728件(令和6年2月末)、65,000件、子育て支援課

マッチング率（高知で恋しよ!!マッチング）、7.5％（令和4年度末累計）、8.7％、子育て支援課

現状と課題

あったかふれあいセンターのWi-Fi環境の整備を通じた事業実施の後押し

Wi-Fi環境が整備されているあったかふれあいセンターは、2023年（令和５年４月時点で55拠点ちゅう50拠点となっており、オンライン会議やタブレット端末を用いた生活支援等において活用されつつあります。

一方、Wi-Fi環境が未整備の拠点も存在しており、その理由としては、財政的な要因のほか、「あったかふれあいセンターの活動にWi-Fi環境をどう活用していいか分からない」、「Wi-Fi環境整備にメリットが見いだせない」などが挙げられます。

134ページ

今後、オンライン診療やオンライン介護予防教室等の実施場所などの利用ニーズが高まる中、県内の全拠点においてWi-Fi環境を整備し、地域のニーズに即した取り組みを展開することが期待されます。

医療と介護の情報連携

医療と介護の情報連携を進め、た職種による効率的なサービス提供を図るため、県ではこれまでに「高知ケアライン」や地域医療情報ネットワークの整備に取り組んできました。

一方、一部の地域では高知ケアライン等の活用状況に差がみられ、その理由としては、医療介護従事者にた職種連携のメリットが十分理解されていないことや、事業所における業務の電子化が進んでいないことが挙げられます。

介護事業所におけるＩＣＴ機器の導入促進

2022（令和４年度の介護事業所実態調査では、介護事業所でのＩＣＴ機器の導入率は 38.6％となっています。

介護現場において限られた人材で効率的にサービス提供を行うため、ＩＣＴ機器の活用などによる生産性の向上が必要となっています。これまで、機器導入への補助やセミナー、個別相談などを行いながら導入促進を図ってきましたが、特に小規模の事業者の多い訪問介護などのきょたく系の事業所で導入率が低い傾向が見られます。

また、介護職員の高齢化も進んでおり、機器の活用への苦手意識から導入が進まないといった課題もあります。

事例17

介護事業所のICT導入

高知県では「介護事業所デジタル化支援事業費補助金」により、介護事業所が、職員の負担軽減や業務効率化を目的としたICT機器、介護ロボットの導入に係る経費への支援を行い、介護現場のデジタル化や生産性向上に取り組んでいます。

実際に補助金を活用して介護ソフト（利用者の記録から請求までを電子媒体で一気通かんで行うソフト）とタブレット端末を導入した訪問介護事業所からは、「従来は利用者の記録から介護報酬の請求などについて、書類間の転記をおこなっていたが、一気通かんとなることで、転記ミスの減少や精度の高い情報の共有が可能となった」などの声があがっています。

また、介護ソフトの導入により、記録業務の時間が４割以上削減されたため、職員間や他事業所間との連携する時間や利用者とコミュニケーションを取る機会が増え、サービスの質の向上につながっています。

ＩＣＴ導入事例

福祉機器やリフトの導入

一人でも安全に双方に負荷の少ないケアの実践が可能に！

見守り支援システムの導入

りしょうや呼吸・心拍の状態などをセンサーでキャッチし、専用モニターや職員携帯モバイルに伝送。定期巡回や夜間の見守りにかかる職員負担を軽減

インカム等の導入

複数にん同時に情報伝達・指示が可能となることで緊急事態でも迅速な対応が可能に！

介護報酬・記録入力システム等の導入

記録から請求までの一気通かんシステム導入で訪問先での記録も可能になるなど、業務効率が大幅アップ

デジタル技術を活用した子育て支援

2023年７月に「こうち子育て応援の店」のＷｅｂサイトをリニューアルし、同年10月に子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」をリリースしました。

135ページ

また、アプリのダウンロードキャンペーンを同年10月から、子育て応援キャンペーン「5,000円もらえるんだキャンペーン（子ども1人当たり5,000円のデジタルクーポン付与）」を同年11月から実施するなど利用促進に向けた取組を進めています。

現在の「こうち子育て応援の店」登録店舗すうは753店舗（令和６年2月末時点）、アプリのダウンロード件数は37,728件（令和6年2月末時点）となっています。

社会全体で子育てを応援する機運の醸成と子育ての安心感を高めるため、「こうち子育て応援の店」のさらなる拡大とアプリの利用促進を進めます。

事例18

妊娠中・子育て中のかたの楽しいおでかけを応援するアプリ「おでかけるんだパス」

「おでかけるんだパス」は、妊娠中のかたや子育て家庭のかたが、気を遣わずに外出できるように応援したいという思いで令和５年10月に開設しました。

このアプリは、妊娠中・子育て中のかたにお得なサービスを提供する子育て応援の店や、地域子育て支援センターなど地域の子育て関係施設を、今いる場所から簡単に検索することができます。

また、お店や施設からのお知らせの配信、同じ境遇のかたや先輩パパ・ママの意見を聞くことができる「掲示板」機能など、様々な使い方が可能です。

特に、「お知らせ」の配信は、お住まいの市町村やお子さんの年齢に合わせた配信ができる機能があり、それぞれのご家庭の状況に合わせた情報をお届けしています。

このほかにも…

「育休中の収入が気になる！」育休中の収入シミュレーション

子どもの急な病気やケガの問い合わせ先

オムツ替えスペースなどの検索ができます。

おでかけるんだパスダウンロードのＱＲコードがあります。

マッチングシステムによる出会いの機会の拡大

県では、マッチングシステム「高知で恋しよ!!Matching」を運営しており、出会いや結婚への支援を希望するかたに、１対１の引きあわせなどの支援をおこなっています。

出会いや結婚への希望を叶えるため、よりきめ細かな支援・後押しを実施できるよう、民間企業と連携した取り組みやシステムの機能強化が求められます。

具体的なせ策

あったかふれあいセンターのWi-Fi環境の整備を通じた事業実施の後押し

○た世代がた用途で利用できる地域の居場所となるよう、Wi-Fi環境の整備を通じた事業実施の後押しするほか、子ども・障害者・高齢者など様々な分野の専門機関との情報共有や連携体制を充実させます。

136ページ

具体的なせ策の続き

介護事業所におけるＩＣＴ機器の導入促進

○介護現場の業務の効率化とサービスの向上のため、介護事業所に対し、ＩＣＴ機器の活用事例の紹介など、専門職によるセミナーや個別相談を実施しながら、機器導入への補助を実施します。

デジタル技術を活用した子育て支援

子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」にはいしょくサービスやチャット相談など機能を充実し、利便性の向上及びアプリの利用を促進します。

また、「こうち子育て応援の店」登録の拡大を図り、アプリで子育て家庭に必要な情報をプッシュ型で発信することで利用につなげるなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

マッチングシステムによる出会いの機会の拡大

○出会いや結婚への支援を希望するかたのマッチング率の向上を図るため、民間の結婚相談所との連携などマッチングシステムの機能向上を図ります。

137ページ

Ⅲの６：地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体てきな推進

目指す姿

市町村の地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体てきに策定・推進され、実効性の高い計画となっている

ポイント

○　市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体などが官民一体となり、地域福祉の取り組みを着実に実施できるよう、市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の一体てきな策定を推進します。

本県ではこれまで、地域福祉を推進する基盤整備のため、高知県社会福祉協議会と連携しながら、市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の一体てきな策定を推進してきました。

その結果、県内の全市町村、全市町村社会福祉協議会で計画が策定されており、各計画推進協議会などにおいて定期的な進捗管理や計画の見直しを行うなど、地域福祉の推進体制が整っています。

計画改定予定

地域福祉計画（市町村）、地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）ともに同じ

令和６年度：すさき市、田野町、本山町、大川村、によどがわ町、さかわちょう　6市町村

令和７年度：高知市、しまんと市、土佐町　３市町

令和９年度：室戸市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐しみず市、安田町、うまじ村、芸せい村、大豊町、いの町、なかとさ町、日高村、津野町、大月町、三原村　15市町村

令和10年度：土佐市、香南市、かみ市、東洋町、なはり町、北川村、越知町、しまんと町　８市町村

令和11年度：梼原町、黒潮町　２町

市町村地域福祉計画の基本事項

2021（令和３年３月31日づけ厚生労働省４局連名通知、「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」には、以下のとおり市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容が示されています。

138ページ

計画に盛り込むべき内容

①：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項や高齢、障害、子ども子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項、制度の狭間の課題への対応の在り方など

②：地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備など

③：地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④：地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動への支援など

⑤：包括的な支援体制の整備に関する事項

「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備など

参考：社会福祉法の一部改正

平成29年改正社会福祉法では、社会福祉法第106条の３第１項で定める体制整備を促進する観点から、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通てきな事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけています。

また、第106条の３第１項各号で規定する包括的な支援体制の整備にかかる事業にかんする事項についても記載事項として追加しています。

さらに、令和２年改正社会福祉法では、第106条の３の努力義務に基づく、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第１項第５号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が当該事項を計画の中に盛り込むこととしています。

市町村地域福祉計画と高知県地域福祉支援計画との調和

地域福祉計画の策定にあたっては、上記の計画に盛り込むべき事項に加えて、第４期計画の内容のうち特に以下の４つのポイントについても盛り込むことを検討し、計画に基づく実践活動を推進していただきたいと考えています。

ア：つながりを実感できる地域づくりに向けたよこ糸の取り組み

イ：高知型地域共生社会を支える福祉教育の推進

ウ：あったかふれあいセンターの活用

エ：災害じ要配慮者支援対策の加速化

139ページ

市町村地域福祉計画と市町村地域福祉活動計画との一体てきな推進

地域福祉計画は市町村が地域福祉を進めていくための基本方針や基盤整備、体制づくり等を明らかにするための計画であり、民間団体の自主的な福祉活動を中心とした地域福祉を推進するための計画である地域福祉活動計画との一体てきな策定推進によって各関係者の役割が明確になり、より実効性の高い計画となります。

計画の推進に当たっては、市、活動しやすい範囲である「住民に身近な圏域」で地域福祉の取り組みが着実に実施されるよう、それぞれの取り組みが最も効果を発揮する圏域で推進していくことが必要です。

各市町村においては、住民に身近な地域で福祉活動の実践が着実に行われるよう、市町村や社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などとそれぞれの役割を明確にし、推進体制の整備充実を図り、地域住民が主体となった地域づくりを進めていく必要があります。

図：地域福祉計画と地域福祉活動支援計画の一体てきな推進は、この内容を図式化したものです。

ＰＤＣＡサイクルによる計画の見直し・改定

時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで計画の進捗状況を定期的に点検し必要に応じて見直しをするなどの体制づくりが必要です。

140ページ

巻末資料

第３期高知県地域福祉支援計画（令和２から令和５年度）の数値目標の達成状況は、第３期計画の目標ちの達成状況を一覧にしたものです。

142ページ

第４期高知県地域福祉支援計画（令和６から令和９年度）の取り組み目標は、各せ策の取り組み目標を一覧にしたものです。

145ページ

地域共生社会関連の政策の変遷

2009（平成21年

県：あったかふれあいセンターの整備開始

県：「高知型福祉」の取り組み開始

・子どもから高齢者、障害者など年齢や属性を問わず、すべての県民が住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域をつくることを理念とした取り組み

2010（平成22年

県：にっぽんいちの健康長寿県構想策定（平成22から23年度）

2011（平成23年

県：高知県地域福祉支援計画策定（平成23から27年度）

2012（平成24年

県：第２期にっぽんいちの健康長寿県構想策定（平成24から27年度）

2014（平成26年

県：県内全市町村で地域福祉計画策定

2015（平成27年

生活困窮者自立支援法せこう（4月）

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討ＰＴ」）（９月）

・地域住民の参画と協働により誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要があるとの旨が示される

2016（平成28年

県：第３期日本一の健康長寿県構想策定（平成28から令和元年度）

県：第２期高知県地域福祉支援計画策定（平成28から令和元年度）

ニッポン一億総活躍プランの閣議決定（6月）

・地域共生社会の実現が盛り込まれる

厚生労働省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置（７月）

地域りょく強化検討会（地域における住民主体の課題解決りょく強化・相談支援体制のあり方に関する検討会）の設置（10月）

・住民主体による地域課題の解決りょく強化・体制づくり、市町村による包括的支援体制等について検討

地域りょく強化検討会中間取りまとめ（12月）

・「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業を平成29年度に予算化

2017（平成29年

「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革行程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定（２月）

・「地域共生社会」の実現に向けた『我が事』・『丸ごと』の取組を進めるための改革行程の提示

地域りょく強化検討会最終取りまとめ（９月）

　・地域共生が文化として定着する挑戦として、専門職によるた職種連携、地域住民等との協働、早期発見・早期支援、「支え手」「受け手」が固定されない多様な参加の場の創造等が示される

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（12月）

2018（平成30年

改正社会福祉法せこう（４月）

・第106条の３で包括的な支援体制の構築が市町村の努力義務化

・第108条で地域福祉支援計画の策定が努力義務化

2019（令和元年

地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置（5月）

地域共生社会推進検討会中間とりまとめ（７月）

地域共生社会推進検討会最終とりまとめ（12月）

　・市町村における包括的な支援体制の整備のあり方として、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体てきに行う新たな事業を創設するべき旨が示される

2020（令和２年

県：第４期日本一の健康長寿県構想策定（令和２から５年度）

県：第３期高知県地域福祉支援計画策定（令和２から５年度）

2021（令和３年

改正社会福祉法せこう（４月）

　・地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援等の所要の措置を講ずるとして、第106条の４で重層的支援体制整備事業の規定を創設

2022（令和４年

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設立（2月）

・コロナかで顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に設立

県：高知型地域共生社会の実現に向けた取り組み開始

・高知け地域共生社会推進宣言（10月）（県・全市町村・県社協・全市町村社会福祉協議会）

2023（令和５年

県：高知型地域共生社会推進宣言が民間企業団体等に拡大（10月）

2024（令和６年

県：第５期日本一の健康長寿県構想策定（令和６から９年度）

・高知型地域共生社会の推進を分野横断的な柱として位置づけ

県：第４期高知県地域福祉支援計画策定（令和６から９年度）

・「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を全体の計画に掲げる

孤独孤立対策推進法せこう（４月）

　・「孤独孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、国等の責務、せ策の基本事項及び孤独孤立対策推進本部の設置等について規定

146ページ

第４期高知県地域福祉支援計画　策定経過

令和５年２月13日　令和４年度第２回社会福祉審議会

第４期高知県地域福祉支援計画策定の進めかた等の確認

令和５年７月11日　第１回社会福祉審議会地域福祉専門分科会

高知県地域福祉支援計画の基本事項及び第４期高知県地域福祉支援計画骨子（案）の確認

令和５年10月24日　第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会

第４期高知県地域福祉支援計画（素案）の検討

令和５年12月７日　第３回社会福祉審議会地域福祉専門分科会

第４期高知県地域福祉支援計画（原案）の検討

令和６年２月５日　第１回社会福祉審議会

第４期高知県地域福祉支援計画（原案）の検討

令和６年２月27日から令和６年３月18日まで

パブリックコメントの実施

令和６年３月26日　第２回社会福祉審議会

第４期高知県地域福祉支援計画（原案）の検討、承認

令和６年３月29日　第４期高知県地域福祉支援計画の策定

147ページ

高知県社会福祉審議会　委員

令和６年3月26日現在（各区分ごと五十音順）

県議会議員

（かなおか　よしとき）

（どい　ひさし）

社会福祉事業関係者

（あらかわ　たいし）高知県ホームヘルパー連絡協議会　会長

（いのうえ　たつお）高知県社会福祉協議会　常務理事

（おかもと　たまみ）高知県知的障害者育成会　統括施設長

（くずめ　たかし）高知県社会福祉法人経営者協議会　会長

（きよとう　ふみお）高知県保育士会　理事

（どい　けいし）高知県老人クラブ連合会　会長

（とくひろ　ともこ）高知県みんせい委員児童員協議会連合会　副会長

（まつお　みえ）高知県精神障害者家族会連合会　副会長

（みやざき　としお）高知県身体障害者連合会　会長

（ゆきむね　しょういち）日本赤十字社高知県支部　事務局長

学識経験者

（ありさわ　よしろう）高知県医師会（令和6年2月6日まで）

（いずみだに　ともひこ）高知県医師会

（くわな　りゅうご）高知県市長会　会長

（おかたに　ひであき）高知県人権尊重の社会づくり協議会　委員

（おかばやし　けいこ）高知県医師会

（けた　きょうこ）高知県医師会　常任理事

（さわだ　しょういち）高知県医師会（令和6年2月27日から）

（たのうち　よしひと）高知県医師会

（いけだ　みつお）高知県ちょうそん会　会長

（ながさわ　きみこ）高知県立大学社会福祉学部　学部長

（にしもり　やすお）高知県薬剤師会　会長

（のなみ　せいじ）高知県医師会　会長

（のむら　かずお）高知県歯科医師会　会長

（ふじはら　ふさこ）高知県看護協会　会長

（まつい　くみ）株式会社高知新聞社　経営企画部長

（もりおか　ちはる）高知県青年団協議会　監事

（やました　ふくえ）高知県連合婦人会　会長